

平成25年3月18日(月曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第4号

平成25年3月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成25年3月18日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従って会議を進めますので、よろしく申し上げます。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

森治史君。

11番（森 治史君）

おはようございます。

今から一般質問をさせていただきます。

まず1問目ですが、臨時職員募集についてお伺い致します。

黒潮町津波避難行動調査指導員4名、情報通信設備利活用指導員4名を募集。応募の締め切りを平成25年の1月21日としていたが、その後、2月5日まで延長されました。

そこでお伺いしたいのは、1月21日の締め切りまでに、それぞれの募集、4名、4名に対して何名あったか。

そして、トータルで何名の応募があったかについて、まずお伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

おはようございます。

では、まず森議員の一般質問1番目、臨時職員募集について問うのご質問に、通告書に従ってお答え致します。

まず最初に1点目でございますけれど、黒潮町津波避難行動調査指導員および情報通信設備利活用指導員の1月21日時点までの各指導員の応募人数についてのご質問についてお答え致します。

1月21日時点で応募申込み人数は、黒潮町津波避難行動調査指導員5名、それから情報通信設備利活用指導員6名。

それぞれの合計の応募者数は、黒潮町津波避難行動調査指導員につきまして10名、そして情報通信設備利活用指導員につきまして9名となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今のお話聞きますと、1月の21日の締め切りまでの募集が、いわゆる応募がこれでしたら、今の説明でいきますと、津波避難の方で4名のところを5名、1名定員オーバーしてますよね。それから情報通信整備利活用の方でも、4名のうち6名来てます。

どうしてそれでしたら、延期しなければならなかったか。私はこれ当然、その1月21日までに4名の募集に

足りないということで、再度延期されたと思ったんです。どういう事情だか知りませんが普通考えた場合に、定員がオーバーしてる募集の募集人が、どうしてそれで延期しなければならなかったか。どういう事情があったんでしょうか。

今、私がお聞きしたのは、すべて最後のとこの人数をお聞きしたわけじゃないです。あくまでも1月21、最初の締め切りまでに何名応募があったかをお聞きしたはずで、それで今の課長の答弁からいくと、延期する理由は一切ないはずで、定員オーバーしてるんですから。普通考えた場合に、どう考えても人数が足りなかった。足りなかって実際にしたら、今受けてる人間だけを、募集で応募されてる方だけでもいったん試験をし、不足する部分を再募集するという方法が取れたと思うんですよね。けど、今の課長の答弁でいきましたら、1月21日まですべて定員オーバーした応募を受け付けていながら、何で約15日間、2週間を延期せざるを得なかったか。募集があっても採用する側は役場です。役場の眼鏡にかなわなければ、不採用でもいいはずで、それを取るべきだったと思うんです。

もし、私が思うには、人数が足んでも、それならそれで定員に達してないから再度募集するというような言葉があったらいいんですけど、ただ延期。今の課長の答弁でいきましたら、全く延期の理由、私分かりません。1月21日の締め切りまでに、あなたが言われるように6名の方がおりましたと。片一方は、4名に対して5名おりましたと。ここで定員はオーバーしてますよね、募集に対して。そこで一度採用試験をやりまして、それで行政側が、この方はうちの仕事にはちょっと不向きかなということでの不採用はできたはずで、そして再度、不足する分何名を募集するというのが正式じゃないでしょうか。これ、申し込んじゃう方にしてみたら、定員が足りざったけんまだ募集しようというように翻弄（ほんろう）されますよ。最終的には9名とか、最終的には10名来ましたとか、そういうことを言われますけど、何のために、ほいたら1月21日という締め切りを設けて募集をされたんですか。意味がないでしょう。ちゃんと広報にまで書いてよね、皆さんに周知して、放送で周知して、1月21日。これ、ちゃんと提出期限1月21日午後5時15分必着となっておりますよ。そこで5名、4名と、定員は2名、1名です。雇う側にしたらわずかかかもしれませんけど。

何で、定員オーバーしちゃうにこんなして、約15日間も締め切りを延長せなかった理由。そこをお聞かせください。

議長（山本久夫君）

森議員、1番のカッコ2番の質問に移っているということで構いませんかね。

（森議員から「まあ、そうなってきますね。すいません。うん。流れからして」との発言あり）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員2番目の質問になろうかと思うんですけれど、2番目の質問がですね、募集延長にした原因をお尋ねしますというご質問でございますけれど。

最初この両方の応募を始めたとき、どういうわけか思ったほど人が、応募がございませんでした。それで、どうしたことか考えよりますと、情報を集めておりますとですね、同時期に黒潮町佐賀、大方の学校給食センターの職員募集という大型の職員募集が同時期にあったということが分かりました。その関係かなと思っておったところでございます。

それで、特に一方の津波避難行動調査指導員の分につきましては、12日、ぎりぎり締め切りのところで2名でした。最終日に、最終的に5名に達しておったわけですけど、そういう事情もございまして。

まあ、そういう大型の職員募集があったためかもしれないので、その枠に、仮に採用枠に入れなかった方も含めてですね、より多くの方から応募を募るという観点から、津波避難行動調査指導事業および情報通信設備

利活用事業の事業計画が実施可能な期間内で要項を訂正して、募集の締め切り期間を延長致しました。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

他の募集とかち合うた。同じ庁舎内でよね、募集時期がかち合うたからとって、それは言い訳じゃないですか。単なる、私としては、また受けた人間でも、それは言い訳にしか取れませんよ。

まあ一番の問題として私が一番これ考えたのは、契約期間ということがうたわれてます。でこれ、最初から1年という契約やったらもっと、今困ってる人も応募来たと思いますけど、一応、最初が2月1日から3月31、ふた月間。米印に、最長1年がありますというように、ちゃんとうたわれております。けど雇われる側にしてみましたら、ひょっとしたら自分は2カ月で切られるかもしれん、そういう不安がないとは言えません。そういうことを考えた場合に、若干、自分もここの部分で募集の人員が鈍ったかなというように思っておりました。

ただ、おたくの方の、課長の答弁でいきましたら、ぎりぎり定員を超して5名になったと、いわゆる避難行動の方で、という話です。それで、片一方受けた、学校給食を受けた方もおったので。それと学校給食は、町の臨時雇用じゃないはずですが、1名だけは確かにあります。けど、あとはすべて事業者に任した募集だったと思います。調理場の雇うとか、それから、できたものを搬送する、給食の搬送する業務については、すべて委託業務のはずです。役場でも確か1名だけ学校校務員さんの募集があったと思います。確かに関連した事業だとは思いますが。けど、募集そのものが町で流したかもしれませんが、これあくまでも民間がやった募集のはずです。何で、そこも含めて広く。それはあなたの言うように、課長の言われるように、この際、仕事がない時期です。多くの方にチャンスを与えるということについては私も賛同致します。けど、定員がきちっと超しちゃうんなら、いったんそこで採用試験をやって、どうしても眼鏡にかなわない場合、そのときに再度採用を延期して不足部分を補充する。それが一番、分かりがいいと思います。今の話では、何にも私には募集延期の理由にはならないと思いますが。少なくとも定員が割れてるという、私はそう考えておりました。

どうしても定員が募集期限ぎりぎりであって、最終日に募集をオーバーしてると、定員を。津波避難行動調査の方で4名が5名になったと。利活用の方では、4名中6名来ちようと。ここでも3名落ちますよね。試験ただけでも。全員、4、4と採ったとしても。なのに、今言われたように。おかしいと思いませんか、ほかの事業と重なったから延期したというのは。私はちょっと今の課長の答弁ではよね、募集延期しなければならなかった理由、理解ができませんが。

全く違うとは言いません。給食も、いわゆる施設はそのまま町の施設ですので。けど、そういう職員の募集にかんしてもすべて委託業者に任したと、私思っていました。それが原因で重なったから延期したというのは、私は理由にならないと思いますが。

そのへんの答弁を求めます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の再質問にお答えしますけれど。

私どもが要項を改正したのは、締め切り前に改正、訂正したわけでございますけれど。その理由としてはですね、訂正した理由としては、今私が説明した以外の理由はございません。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

今はそれ以外の理由もあると。要項を変えたからいいということですよ。

受ける側にしてみたら、役場の中で要項を変えて延期したなんてのは誰も知りませんよ。それは行政側の問題です。逆に言えば、今、仕事がないから仕事にありつきたいと、言葉悪いかもしれませんが。仕事が欲しくてたまらない人にとっては、完全に翻弄（ほんろう）されてますよ。確かに課長が言うように、締め切りぎりぎりまでに人数がそろいそうもないと、定員に。いうことで要項を変えたということですけど、ぎりぎりでも定員はオーバーしてます。要項を変えたから延ばしたという。これ受ける側は、そんなことは知りませんですよ、出したときには。まあ最後の方、21 日までに延期のあれは出たと思いますけど。何か、身勝手いったらちょっと言葉に語弊があるかもしれませんが、雇う側は雇われる側の気持ちをほんとに理解されてるんですか。ほんと、みんな一生懸命ですよ。

それで、ただ 1 つだけ言われたことがあります、住民の方に。1 点言われました。役場の雇用は短か過ぎて。短期じゃから、なかなか腰据えて、若い者が再度ここへもってきて、役場の臨時雇用でいいから踏ん張ってみようかというようにならないと。仮に、3 年の契約をいただいて 3 年たったら、3 年、年を食います。そうすると、今度は次行く場所がないと。年が重なりゃ重なるほど、職場というものがだんだん狭まってくるという、そういう懸念を住民の方の若い層の方に持たれております。

まあ、このことについては、もう要項を変えたと言われてしまえば私も終わりです。もっと受ける側、ほんとに今仕事がなくして低迷してる、収入を少しでも上げたいという、そういう方々のほんとの気持ちを酌んでいただきたいんですよ、こういうときに。こういうことはお上がやりようというような形の、上からのあれになってくると思いますよ。

まあ、ここについては要項を変えたということですので、これ以上質問しても同じ返答だと思いますので、3 番目の方に入ります。

これにつきましても、3 番目ですけど、1 月 21 日までの応募者に対して、1 月 22 日に締め切りを 2 月 5 日に延期にしましたということと、1 月 25 日の面接を 2 月の 7 日に変更しますということが電話でお知らせが入ってきたといいます。まあ当然、1 月 21 日までは延期ということは言っていました。けど、そういう連絡が電話であって、なおかつ、2 月の 7 日に面接試験を致しますと言うたのにかかわらず、時間については未定です。それについても、後日連絡致しますとの連絡が入ったと聞いておりますが。

その後、面接時間については、7 日の前日、2 月の 6 日午前中に、7 日の午前 10 時までに庁舎へ集合との電話での連絡があったというようにお聞きしております。雇われてもらう方ですから時間は十分にあるという観点かもしれませんが、せめて延期したんですしたら、その日の 10 時なら 10 時、11 時なら 11 でも結構ですけど、きちっと時間までやっぱり設定をしてからお知らせすべきでないかと思うんですがね。確かに、職を失ってますんですから時間は自由にあるという想定かもしれませんが。

また、採用の通知に致しましても、電話がない方は不採用ですよという。これなんかも冷たいですよ。確かに電話で、あなたは不採用ですよというような連絡はしたくないと思います。両方でも合計 19 名ですか。19 名の方に、合格どうか採用、不採用の連絡を電話でするだけの気持ちがあってもいいんじゃないですか。なかったら不採用というような、まあこれは取り決めだと言えればそうなりますけど、もっとあったかい気持ちがあってもいいんじゃないですか。

そういうような執行部の対応。これは高所的な対応ではないかと私は受け取りましたが、そのへんどのよう

に執行部がとらえているかをお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の3番目のご質問でございますけれど、応募者への対応が高所的と考えますが執行部の考えをお尋ねします、というふうな趣旨のご質問でございますけれど。

まず、申し込みの締め切りを要項を変えて延ばした関係です、応募締め切りが2月5日となりました。そして面接が2月7日でございます。そして、2月12日からお仕事に来ていただくというふうなスケジュールで進めさせていただきましてけれど。その2月5日締め切り、2月7日という短期間でございましたので、お電話で応募者には面接の時間を含めてご案内をさせていただきました。文書でのご案内はできませんでしたが、特に高所的なご連絡をしたとは考えておりません。

延ばしたときです、時間を申し上げなかったのは、応募者がすべてそろった中で時間割をしなければ時間設定ができなかったですので、その時点では時間までは申し上げることはできませんでした。

2月7日の面接につきましては、午前9時から、一人15分の予定で実施致しましたので、2月6日にお電話にて、予定時間前に役場までおいでくださるようご連絡をさせていただきました。

なお、面接のときにです、この通知、合格された方はご準備もあるし、それから不合格の方にもです、できるだけ早く判断していただくために、面接の時点で、合格された方には電話をしますと。電話がなかった方は合格していないというふうに思ってくださいというふうな、確かお話ししましたが、正式にはです、もちろん合格者にも不合格の方にも文書で通知をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

課長、ちょっと勘違いしちゃうみたいです。対応の言葉が、どうのこうのが高所的と私は言ってません。こういうような作業の流れが、いわゆる今職を求めて、底辺であえぐという言葉は悪いかもしれませんが、その方々に対してはもう少し温かい形での対応ができなかったかということを書いてます。私はそのつもりで書いてます。課長のそのときの言葉がすべてそういうような高所的な立場で発言があったというわけではなくって、私の言ってるのは、こういう流れの在り方が、もう少しあったかみのある流れができなかったかなということを書いてます。

文書じゃなくても電話でも構いませんけど、この全部に電話してもそんなに時間かからんということを書いてるんですよ。あるかないか待つ方は、この時間になって来ざったけん、もう、なら不採用やねというような気持ちになるのか。少のうても採用した側から、残念です、今回はおたくは不採用になりました、次回のときにまたというような言葉があってもしかるべきじゃないか。文書もいいでしょう。

何か、そのやってることが、私は、今ほんとに底辺で職がなく、職を求めて一生懸命頑張っている方々に対して冷たく感じたんですよ、やり方が。そういうところを高所的ではないですかと言ったんであって、課長が皆さんの前でどういう言葉で、どういうような内容でお話しされたか、私は知りません。けど、そういうことについて高所的ということを書いたわけではありませんので、誤解がないように。あなたの採用の場所での言葉とか、発言とかを取り上げて言ってるんじゃないんです。こういうような流れそのものが、もう少しあったかみがあってもいいんじゃないですかということを書いてるんです。

ほんとに、逆に言われませんがね、これ考えた場合に、逆の判定しましたら雇う側が有利ですと。そういうような受け取り方もされる行為ではないですかということ言ってるんです。

まあ次回、採用があるんでしたら、もう少しきちっと。受ける方々に対して納得のいく、あったかい、そういうようなことがやるべきだと私は考えますが、時間がないけんしないのか、そういうことは。

そのへんについて、最後となろうと思いますが答弁をお願い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員のご質問にお答えしたいと思います。

森議員おっしゃられるとおりですね、より、合格した方だけでなく、しなかった方にも、まあ文書、後日になりましたけれど。その電話で通知すると同じようにですね、まあ今後は努めてまいりたいと思います。

できるだけ応募される方にですね、温かいような応募にできるように、今後気を付けていきたいと思っています。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

そしたら、2 問目の方に入らせていただきます。

光ケーブルの、インターネットの問題に問わせていただきます。

（議長から「森くん、4 番は」との発言あり）

4 番は今のがで、ごめんなさい。おんなじことになってしまいますので、これ以上。4 番のどこ設けられてもありませんけど、4 番は削除させていただきます。

2 番目の問題に入らせていただきます。

先の 12 月定例議会で私が質問をしたことですので、内容は詳しく言わなくても分かっていたかと思うます。まあ、この話を聞いてる方にはちょっと分かりかねるところがあるかもしれませんが、いわゆるインターネットの休止の書類問題な感じです。

これにつきましては、私が今一番欲しいのは、これまでに、この間議会で私が質問した人以外の方で、黒潮町の光ネットワークのインターネットもしくはテレビへの加入者で、利用休止の申請書を受け付けられて事務処理をされた事例があるかについて、まずお尋ね致します。この 12 月の方以外のところでね、あるかないか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の 2 番目のご質問、光ケーブル、インターネットについて問うというご質問の中の 1 番目でございますね。森議員が 12 月議会でご質問した以外の方で、黒潮町光ネットワークのインターネット、テレビ等の利用休止申請書を受けられ、処理した事例があるかということでございますけれど。

12 月から現在までに、テレビサービスで 5 名、インターネットサービスで 13 名の休止申請があり休止中です。

利用休止者総数は、テレビサービスで 31 名、インターネットサービスで 32 名でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

そうすると、休止の事務処理をされているという答弁でしたので、これを頂けるかどうか分かりませんが、休止申請書が受理されているというのですので、住所、氏名とか電話番号は伏せて結構です。伏せるべきだと思います。

そのやった書類のコピーの申請書の開示がしていただけるかいただけないかについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

森議員の再質問にお答えします。

黒潮町の情報公開条例がございますので、その条例に基づき申請していただければ、可能な範囲で公開したいと思います。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

今のあれでいきましたら、いわゆる情報の開示請求をすれば出るということですので。

そういうことですので、次の2問目の2に入ります。

12月議会で取り上げました、住所、氏名、電話番号を記入され、申し込み年月日と本人の判のないコピーの申請書に後日、平成24年11月5日の受け付けのスタンプが押されています。なかったものが、後日押されております。私、その方に出したコピーも最初もらってますので、出した時点ではそういう処理はされておりましたが。それをやっておりますが、これは情報防災課内の職員の誰かが押したとかしか考えられません。

どの職員の方が、いつ、なにゆえに作成を、何の目的で作成されたかについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の光ケーブル、インターネットについてのご質問の2番目にお答え致します。

今ご質問の書類がですね、12月議会で私が答弁致しました不適切な処理に当たる書類になります。平成24年11月5日に来庁された際に仮記入していただいた書類に、担当係の判断により11月5日に押印し、事務処理したものでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

この書類、コピーもらってますけどね、加入者番号とか現在加入コースとか、そういうところにレ点が入り、備考の欄に、台帳、出た者の名前が書かれております。指示が11月の6日、S0が11月の5日というように書かれております。けど、ご本人が判もない。申し込み日はこれ勝手に書けるとこですけど、まあ、本人が署名はしてます。捺印はされてません。それで、休止予定期間についても24年の11月とかしらん記載されておられません。ほんで、工事の希望なんかの日程も書かれておられません。これがないのに、今言うように、まあ担当職員が処理をしたというように言われますけど。こんなに不備のあるもので適正な処理がなされたというんだったら、行政の事務執行、こういうものはすべて疑われますよ。何か軽く考えてませんか、この行為を。

執行部の方はどのようにお考えになつちようか知りませんが、住民側から見れば、本人のすべて印鑑も申し込みもない、無記入のコピーの書類で受付日の日付印を押したということは、社会通念上考えましたときによね、これ公文書偽造と受け取られかねない。私もこの書類を見せてもらうときに、まずいと思いました、この日付印で処理さちようことが。これがなかったらもっといいんですけど、ここに役場が受付印というのを押しています。

で、本人は受け付けは出してないと言い張るんですよ。私はそのときには、11月の5日に確かに訪問して来庁したと。その場では、課長が不在やから課長が帰ったときに課長とお話をして、休止するかどうかは伝えちようと言うんですよ。そういう帰ったと言われる方、その方がこんなして日付を押されたということによね、私は社会通念上やったら、そう受け取られても仕方がないと考えておりますが。

そのような、執行部として認識があったかなかったかをまず、再度お尋ね致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の再質問にお答え致します。

議員ご指摘の書類、ご本人が自筆で書いたのは間違いありませんですけど、正式な申請書にはなっていないことはですね12月議会でご説明して、その件、ご本人にもですね不適切な処理であったということでおわびを文書で出すということでご説明してきたところでございます。

これ、不適切な処理に間違いありませんですけど、あくまでも担当の方の心情としてはですね、ご本人に負担がこれ以上掛からないようにやったこととでございます。ただ、それは適切な処理でございませんので、まあ不適切な処理ということでご説明しておるわけでございますけれど。

まあ、そういうふうな流れの中の事情でもございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

私が今お尋ねしたのは、そういう事情のことは前回も聞いておりますし、まあ、相手方のことを考えての行動だったというように説明されておりますけど。

私がお伺いしているのは、こういう処理をした場合に、一般の住民から受け取られ方が、いわゆる公文書偽造にいう取られ方をすることになりますよと。それに対して、課長に対して私がお伺いしようのは、あなたはそういう書類を仮に部下が作ったときに、そういう認識を持たれてこの書類を見ましたかということをお尋ねしておるがです。

だから、私の今問うてるのは、こういうことをやったときに、外の、役場の庁舎内じゃなくって一般社会から見たときにこういう行動が、いわゆるこれで処理したということになってますので、相手方に見てみたら、私はお願いしてないものを処理されたということで、これは公文書偽造ではないかというような疑いを持たれる行為を取ってますよと。それについて、あなた方がそういう認識を持ってましたかということをお伺いしたのがあってよね、そんな、部下が相手のことを思うてやった行為だとか、不適切な処理でしたとか、それは置いて、ここへ判がないがやったらもっといいんですよ。処理日がなかったら。一番の問題は、ここに押された日付印（にっぷいん）。まあ僕、すぐこれ日付のこと、日付印（にっぷいん）と言いますけど。これがなければ、今課長が言うた説明で通ると思います。これは適切な処理をしたという意味の日付印と取られても仕方ないです。そこをお伺いしています。

で、そういうような書類が部下から上がってきたときにこの日付印（にっぷいん）を見て、これはまずい、こういうことに取られかねんというように認識があったかなかったか。そこだけ教えてください。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

正式な申請書じゃないものに日付印（にっぷいん）を押したところをご指摘してと思いますけれど。

住民とのやりとりの中で、いつそういうやりとりがあったかの記録として日付印（にっぷいん）を押したものであって、決して公文書を偽造するような内容、趣旨のものではないと認識しております。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

課長は公文書偽造やないということですので。とは受け取ってないと。

ただ、これは事務処理をしたがの日付だというように取っておりますので、これ以上ここでどうのこうの言うたちもう始まりませんので、このことについてはまた何かの機会に再度お伺いすることになろうかと思いません。

それで、3 番目になりますが。

この方が口座の確認、まあ、しばらく銀行で口座の整理してないので、口座の整理に行った。で、確認を 2 月の 27 日にすると、インターネットの使用料金 4,200 円について、平成 24 年の 11 月、12 月と、平成 25 年 1 月の 3 カ月分の使用料が口座から落ちてないと。で、本人から話がありました。

この講座の引き落としを停止は、どこの誰の指示でやられたかについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、森議員の光ケーブル、インターネットについてのご質問の 3 点目にお答え致します。

口座の確認を 2 月 27 日にすると、インターネット使用料 4,200 円が、平成 24 年 11 月から 25 年 1 月までの 3 カ月間が口座から引き落とされていないと話されていると。これは誰の指示によってされたかというご質問でございます。

これはですね、これまでのやりとりの中で、休止の意思があると担当の方がとらえておったようでございます。11 月から 1 月の間、請求行為を保留していました。これは条例規則に基づいた適切な事務処理ではなくて、事務処理ミスでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

今言うには、休止として事務処理のミスというように、今課長の答弁がありましたけど。

この方、11 月の 5 日に行って、それから 2 週間、ちょっと忘れちゃったけど。後日、1 週間か 10 日後に課長とお話してますよね、11 月の段階で。そのときに、彼はインターネットの方を、前のセンターの方へ行って、接続うか、つないでもらってます。たまたまその日に行ったときには、もうすべて契約が破棄されてましたんで明る日来てくれということで、明る日からインターネットは接続して使用しております。けど、それは

使いだしたら分かるはずですよ、新しいお名前でも。名前じゃなくって、その番号なんか違ってても。それなら当然、口座からの引き落としが開始されなかったらおかしいでしょう。

もともと彼も、ちょっとやけなこと言ったと思います。この使ってない間の分を、私の後の分の代金にしてくれとかいうことを言って。そのときに、あなた方はその住民の方に対して、そういうことは条例上できませんので、そのようなことをやると私たちの職の首関係にかかわることですのでできません、というように言われたと言っています。ところが本人の知らん所よね、このようなことが起こった場合に、どんどんどんどんこの1つのほころびから住民に、この方ですけど、この方なんかも恐らく、他の人にもそんないい話はしていかなと思いますよ。役場の対応を。

まあこれ、もう既に休止があったとして、休止は必ず、あなた方の言い方でいくと加入者のことを思ったと言われておりますけど。加入者はそのまま11月の半ばごろからはインターネットに接続して使っております。本人も、過去の分についても戻しはないもんというように受け取っちゃうはずですよ。それなのに、本人が行ったときによね、口座からずうっと何か。一番びっくりしたのは、これまとめて来られたら大ごとやねという。実際にもう使ってますのでね。あと何カ月もまとめて来られたら大ごとじゃと。4,200円でも何万円にもなりますので。

まあ、それ以降2月になった段階で、2月は引き落とされちゃうかは聞いておりませんので、まあ、不適切な事務処理やったと。休止扱いにしたということで。このへんの事務処理の仕方もおかしいと思いますよ。当然、お金は頂かないかん、使おうが使うまいがお金は頂くという想定で始まった事業ですので、利用料は。まあそのへん、もうちょっと仕事の上でちゃんとしていかなと、かえって要らん風評が出ますよ。

4番に入ります。

本人が申すには、1月21日。これ、相手方のメモを拾いもって私に話した話ですので、役場の方とは若干食い違いがあるかと思いますが。メモ取る方は、自分にいいところはメモしますが、不利なところはメモ取らんというようなこともあろうと思います。けど、相手はすべて1月何日付の、全部その日にちも自分のノートで日付を出してきて、そのときにこう言うた、ああ言うたいことを書いております。これは確認ですので、言ったか言わんかいうたら、まあ恐らく確認ですのでね。

1月21日に庁舎内で休止の提出したつもりはないと言ったと。ここは売り言葉、買い言葉もあろうかと思えます。で、担当課長から、コピーであってもあなたの書いた字には間違いはないでしょと言われたと言ってます。で、問題ならば、第三者、弁護士でも相談に行ってください。私も首を懸けてするとの発言を、あつたと。相手はその都度メモを取っておりますけど、これが、私はその前後分かりません。その前後というか、前が分かりませんので。ただ、相手がこう言う言ってますよと。

だから、あなたがそのような発言をされたかについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、インターネットにかんする4番目のご質問にお答えしたいと思います。

このご質問の内容はですね、森議員も一部おっしゃられてましたけれど、森議員にご相談に来られた方からの情報で組み立てられていると思います。まあ、それは当然でございましょうけれど。

ただ、私の記憶とはですね相当違った構成となっていますので、私の記憶をたどりながらお答えさせていただきたいと思っております。

まず、12月の森議員の本件にかんする一般質問に対して、利用休止申請書を正式に届け出ただく以前で

したが、電話および訪問での問い合わせがあったときから、これ以上、ご本人の負担にならないようにいったん停止をさせていただきます。ご本人のためとはいえ、利用休止申請書を受理する前の不適切な処理を行ったことを反省し、以後、適切な事務処理を行うよう努めますという答弁後にですね、森議員からは文書で謝罪すべきではないかというご指摘をいただきました。そこで、そのときに文書で謝罪する旨の回答を致しましたのはご記憶にあると思います。

その後、謝罪文の内容につきまして、町長決済を経てですね、12月18日付で町長名で謝罪の文書をお送りしたのですが、ご本人からですね、町議会での私の謝罪内容が詳しく書かれていないことと、利用休止申請書にご捺印をいただく前にこちらの判断で休止処理を行ったという表現を使ったわけですけど。その表現をですね、申請書を頂いていないのに、こちらの判断で休止処理をしたという表現に変更すること。そして、情報防災課長と情報推進係長の名前が書かれていないことが、ご本人からそういう理由で差し戻しを受けました。

そこで、再度お送りするおわびの文書にまた不備があってはいけないと考えて、1月10日の13時から1時間半かけて、14時30分まででございましたけれど、町役場2階の相談室で情報推進係長立ち合いの上で、ご本人と一字一句にわたり、おわび文書の原案の確認をさしていただきました。議会での私の謝罪の内容につきましては、議会事務局までご本人が確認のためにおいでいただいたと事務局からお聞きしています。このような手続きをした上で、町長決済を再度いただき送付したのが平成25年1月11日付の再度お送りしたおわび文書でございます。

ここまで手を尽くして作成したものをですね、再度詳細の部分について訂正を求めてきましたので、それはできないという返事を申し上げました。そのときに強い意思を伝えるために、例え話としてご指摘のような言い方をしたように記憶しております。

それから、あまりにも議論がかみ合わないの、これでどうしても納得いただけないのであれば、第三者にご相談されるしかないかもしれませんねと言ったのは記憶致しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

そうですね。今言われたように、ここにもらってる文章があります。1月11日付の文章が出ております。

で、本人にも、まあ決済もろうちょうもんやったら、そんなにはもう無理かもしれませんよ、この文書の訂正は、というようにはお話もしております。けど本人に、それほど問題ならばというように言われてないというけど、相手はこういうような表現になっております。だから、私もお断わりしております。

けど、まあ弁護士にもやっぱり無料相談があるから行くとかいうように、彼そのもんもそういう動きをこの言葉からやっておりますので、そういう面含めて問題が。これを、まあ課長も弁護士とは言わざったけど、第三者にでも相談してくださいというようには話したということをお記憶しちょうということですので、まあそのへんで弁護士が出てきたか、第三者が弁護士になったか。第三者がおるということは弁護士も含まれるというような解釈で、ご本人が私には弁護士にでも相談せよと言うたように言われたかもしれませんので。私の方もそのへんについては、おたくとのやりとりを追って聞いたわけじゃないので。これはあくまでも相手方の言い分で確認を取らしていただきますよという言葉は付けたと思っておりますので。まあ、そういうように第三者にでも相談してくださいということは、行き掛かり上言ったということで、今ありました。

で、これが一番の問題になったがはね、ちょっと本人にもはっきり言うたんですけど、これやってもろうたらいかんし、これは絶対駄目ですよというように言ったんですけど、2月18日に庁舎へ町県民税の申告に来て、

税務課長も迷惑したと思います、実際に。そいつをコピーで出してきて。コピーを出すという話があったんで、私に。それは受け付けてくれんけん駄目ですよというようにお伝えしてました。けど、情報課がやっちゃんがやけんやってみにゃあ分からんじやいかいということで、持っていてすったもんだ言うちようみたいで。で、ここは私も、それは絶対受け付けてくれんということ saying してましたんですけど、まあ一応本人が行くいうもんじゃけん黙っちゃたがですけど。ほいたら、やはり税務課の方でそのコピーの申請を提出したようです、本人が。で、担当の税務課長からは、コピーでの申告書は受け付けはできないというように言われたと、はっきり本人も言うんです。で、そのときに、結局、2階ではコピーで処理しちようじやいかと。1階でもできんことはないろうかというようなことを言ったと言ってます。

まあ、そういう問題を、いうたら2階でやっちゃんがやけん1階でも通るろうというような形の住民が出てきて、その行動を取られたいうこと。だから、課長が思ってるよりも意外な深刻性を持った方向にねじれていきようということですよ、この問題が。

まあ、むちゃ言うちようようです。受付で、これを受け付けたその理由を書けとか。それで、受け付んなら受け付けんがでええけん、その理由を書けとか。もしこれを受け付けたら、ほかに使わんいう念書をくれとかいうようなことを言ってるようです。そんなことは当然税務課ではするはずもないし、ほんで、何か町長の方に行って話してくださいというように言われたと、本人が言ってます。で、押し問答しようところへ副町長が来て、彼が言うには、情報防災課で出てきたのはなぜ税務課でできないかというような言うたら、副町長が出てきて、そのものと、この税金の申請とは同一とは考えてほしくないというように言われたと。そのときに、まあ、ここも向こうの言い分になってきて、行政の方の言い分とはちよっとかみ合わんようになってくるかもしれませんが。まあ、そういう休止の書類と、この税務の申告とを基本的に同じとは考えないでくださいと言われたと。

その中で、今度は副町長の方になりますけど、インターネットの利用休止のコピー書類については、不適切というよりも、彼は不正を認めたというように言ってます。そのへんも、その方の判断の範疇（はんちゆう）が分かりませんので、お伺いして確認ということになりますんですが。そういう言葉があったので、税の申告は正規で提出してくださいと話されたので、正規な書類を提出をしたと。そのとき副町長から、2月の25日の議長会で聞き、まあ、ただしてみるというような話がされたというように言われております。

ここで一番の問題になるのは、副町長がコピーの日付印（にっぷいん）の件について不正を認めたというように受け取ってますが。

このような発言を副町長がご本人の前でされたか否かについてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

不正を認めたかどうかということでございますけれども、不正を認めたということではありません。不適切な事務があったので、この部分についてはですね、文書でもおわびの文書を出ささせていただきましたので、ぜひそのへんはご理解いただきたいということで伝えたというふうに思ってます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

まあ、住民側と、それから執行部との話の食い違い。で、私もその場において聞いたわけじゃないので、一

応お伺い致しますということで。ほいたら、これは不適切な事務処理を行われたということは言ったけど、不正とは言ってないということで伝えたらいいんですね、向こうに。

このあれが、またちょっとお伺い、今度は副町長になりますけど。

2月の23日に、副町長の方からご本人に電話を致しましたか。そのへんちょっとお伺い致します。

内容は、電話があり、その未使用期間のお金を戻すことについての話だったというように言っていますが、そのようなことで相手方に電話をなされましたか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

ちょっと電話の日にちは記憶をしておりませんが、2月18日以降にですね、私もその段階でですねいろいろ細かいことを聞かれましたけれども、なかなか中身もですね分かりませんでしたので、そのへんはまた担当からお聞きして電話しますというようなことで、再度電話さしていただきました。

そのいずれにしましても、この事務処理が不適切というようにとらえておりますので、役場としましてはもうおわびの文書を出させていただきました。そのことをご理解をいただきたいという、再度電話をさしていただいたということでございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

最後にあれですけど。

その会話の中で、いわゆる利用料金を返還するような話は出してませんか。そのように彼は言っていますが。その、お金のことだということに言われたというのがですけど。

ほいたら、事務処理でやったことしか言ってないんですね。

そのへん、もう一度お伺い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

はい。お金を返すとかいう話はしてなかったと思ってます。

（森議員から「はい、分かりました」との発言あり）

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

それでは、3問目の1に入らさせていただきます。

まあこれ、平成25年の2月8日金曜日付の高知新聞の記事によれば、越知町発注の公共事業で、町が非公表としている設計金額を建設業者が設計業者から入手していたことで、競売入札の妨害容疑で再逮捕というような。工事に発注するに先立ち、設計業者を入札でまず決定し、同事務所が設計金額を試算。非公開の予定の価格はこの設計金額に一定の割合を掛けて町が出すために、新聞の内容では、設計金額が分かれば予定価格はほぼ推測できるという仕組みになっておるようです。

まあこれ、人の、町のやったことで起こったことですので、ここで当てはまるというような問題ではないかというように取られても困りますが。これの新聞の記事によりますと、越知町の町民総合運動グラウンドの施

設整備工事の工事予定価格が8,765万円。これはあくまでも予定価格ですよね、請負価格じゃなくって。その中の99.8パーセントで8,750で落札されていたと。また、越知中の入札の予定価格は1,239万の98.8パーセントの1,225万円で落札されたことはあるが。

まあ、ここの問題は別個として、私の町内でも、いわゆる予定価格に対して95パーセント以上の入札事例が多くあるかと思います。それにつきまして町執行部は、その高額な入札についてどのような受け止め方。これ、不正があったというような受け止め方をするんじゃないかって、95パーセントというのは、いわゆる新聞でいくとグレーですよという。いわゆる裏で話があったかもしれませんねというような形で受け取れると思うんですが。

町執行部として、その95パーセント以上の落札価格についてどのように受け止めておられるかについてお問い合わせ致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは森議員の3番目、入札の問題につきましてお答えをさせていただきます。

まあ、予定価格に対して95パーセント以上の落札についてどうとらえているかということでございますけれども。本町もですね、工事関係の入札に当たりますと、予決令、また地方自治法および黒潮町契約規則に基づいて予定価格を設定するとともに、工事の品質確保の観点からですね、最低制限価格を設定することとしております。そして、これに基づきまして入札を行い、予定価格と最低価格の範囲内で、最低の価格で入札した業者を落札者と決定して契約を行っているところでございます。ただし、設計や物品等につきましては予定価格は設定しますが、最低制限価格は設けておりません。

従いまして、最低制限価格を設けた場合は、この範囲内の入札額であれば落札額は95パーセント以上と高くても、また85パーセントと低くてもですね、この高低で問題があるというふうには考えておりません。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

まあね、なかなか言いづらいと思います。95超しちょうとは言われてもどうのこうのいうて、私の質問の方がなかなか、言いづらいことだと思います。

けど、過去ずっと古い新聞記事になりますけど、ごみの焼却融炉ですかね。あれが全国的に問題になったときに、予定価格の95パーセントは談合と。新聞に載った記事で言いますのでそのへんは内容で、90パーセントを超すとグレーだという表記があって、それで沖縄から北海道までの、いわゆるごみ焼却場の請負の入札のあれがいったん新聞に載ったことがありましたけど。そういうときに新聞ではっきり、まあ95になると。まあ、特にああいう特殊な世界は、やれるのが数社かしらんないはずですので、まあ、こうくるくるくる回すというような話は前からされてたことでありますけど。

まあこれ、ちょっと事例になりますけどね、私のとこのあれでもいったん、どことは言いませんよ。これ、出すわけにはいかん、もう済んじょうことですので。けど、請負率でいくと98.6パーセントで落とすしよるにかかわらず、落札予定価格、いわゆる上の水準、一番高い予定価格の最上級で割ると99.65パーセントになります、いう入札がありました。不正があったがやないけどこれは異常に、何かないとこんなに、0.35パーセントの間に指名業者11社がそろって入るとはなかなか、11社が入札にかかわったというんですから、来て入札されたというところで0.35パーセントの間。この請負率でいくと1.4パーセントの間で競うということにな

りますけど。このへんが。

ほんでまあこのときに、去年の夏だったと思いますが、臨時のときですけど副町長に、私は落札価格は予定価格で出していただけでしようかと申し込みしましたときに、まあ請負率でなくと言うたときに、まあ、計算してもらったら出るけん計算してくださいと言われました。ぜひ、こういう請負については、やっぱり分りよよいように。これほど高い、0.35 の間に 11 社が競うという。で、この方が一番下やったから取れたが、何社かはいわゆるその最低制限価格を割っちゃったかのいずれかだと思います。まあ、総務課長はないというような頭して、かしげましたけど。それは入札ですのでね、最低価格を割った人間は失格になるんですので、入札からいうたらもう漏れるんですから。0.35 の間で 11 社が競うて、一番下の方が落札したという方が、なかなか住民の方には説明しづらいと思いますよ。不正があったなかったではなくて、不正があったというわけではなくて、うん。11 社が 0.35 の間で競うということはなかなか難しいと思います。

それと、これ 15 日の新聞記事ですけど、まあ談合があったということではなくて、これ、高知新聞の記事によりますと。

いわゆる入札業者、これは国の方ですからこことはちょっと違うといえども、まあ入札には変わらないと思います。業者の 26 パーセントが談合は必要悪ととらえてる、というように記事が載っております。これはあくまでも国交省の出した四国地方整備局の中で、特に職域の 5 パーセントの方が、その談合はあってはならないことやけど必要悪だというように認めたというような調査の結果を出されております。じゃけん、まあ業者側に今回の談合の原因をどう見るかと聞くと、複数回答可能で、公共事業減少により経営難が 108 社と最多だったそうです、話し合いによる入札が。で、公共事業の低い利益率。これが、まあ私には分かりませんが 76 社でナンバーワン。で、一番のあれは、その業者にしてみたら公共事業への高い依存率が 51 社と、4 番目に多かったというように記事が載っております。少なくとも、やっぱり職員の中にもいろんなあつれきがあるか何か分かりませんが、まあ一定限、もうそれも地域をきちっと潤わすには必要なことだというように認識をされてるようでございます。

また、これも内部何とかいうて、まあちょっと詳しいにはあれですけど。やはり業者ばあじゃなくって、国の方の職員さんの方にもやっぱり、そういう話を持ち掛けられたら上に話さないかんということで、4 人ぐらいは話したけど上に報告してなかったというようなことも記事にあります。そのうちの 3 人は、まあ、上司に報告をせないかんという段階で、その業者さんの方がそこを退席したとか、その話はやめてほかの話に入ったとかいうように載っておりました。

やはり、こういうように不正があるという決め付けで私は言ってるつもりは全くありません。けど、やはりもうちょっと高いところのところでは、もうちょっと何とかならないかなというような気持ちがあって言うてるわけです。不正があれば困ることですので、これ絶対。まあ、このようなことにならないためにももうちょっと、業者さんらにもいろいろ無理も言わないかんこともあろうしあれですけど。国の方でも、何言うがですかね、グレーゾーンとか言われるような範疇（はんちゆう）の入札はなるだけないように努力していただけるというにはいかんもんでしようかね。まあ、これは請け負う側のこともあります。がいうて、後で追加で工事費が出てくるようでも困りますし、そのへんの懸念があると思います。ほんで一番の問題は、安う受けてもらったけど、後日追加で工事があるようになると、逆に言われんですけど最初の金額をオーバーすることも起こり得ると思いますので。

そのへん、入札については厳格にやっていただけるかどうかについて、再度答弁を求めます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

再質問にお答えします。

入札につきましては、当然厳正に行うべきものでございまして、現在もそういう形で進めておるといふふうに認識しておりますが、なかなかですね、そのパーセントによってですねどうこうせよというようなことは、行政としてですね、それはなかなか言えないというふうに思っています。

確かに森議員が言われますように、最近はですね、この落札率のまあ高さによってですね、談合を疑えというような話もございすけれども、まあ、行政というか執行者と致しましてはですね、現在のところも予定価格と最低制限価格の中であればですね、不正行為があったことが認められない以上ですね、これはもう適正と認めて契約していくということしかないというふうに思っています。

そのへんはですねお互い、業者も行政もですね、もうコンプライアンスの意識の向上というところを今後でもすね高めていくということが最善ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

森君。

11 番（森 治史君）

ここで、次の 2 番目に入らせていただきます。

町発注の大型公共事業の入札に町内の建設とか建築業者が、いわゆるランク付けがあって、まあ、町内の土木関係でしたら金額が 500 万未満の C 級、500 万から 1,500 万未満の B 級、それから、工事の金額が 1,500 万以上の A 級というようにランク付けされておるようです。それから建築の方につきましても、1 件の設計金額が 700 万未満でしたら B 級、700 万以上だったら A 級というように分けております。これは当然のことだと思います。

で、私がお伺い致したいのは、まあ、土木の方でしたら黒潮町には A 級が 7 社、B 級が 7 社、C 級が 3 社の計 17 社。どうも、1 社廃業しちようがでしょうか。それと建築の方が、A 級 7 社、B 級 6 社の計 13 社が、町の方の入札の方に指名を取っておるようでございます。

で、仕事が今なかなか、今は正直言うて潤うばあ防災もあり、いろいろ出てきておりますので、どの業者さんも金額はあれで、高さはあろうかと思えますけど、仕事がないとは私も思っておりません。けど、いわゆる育てるという意味で、まあいうたらその B 級の方を、2 社とか 3 社をグループにして、A 級の町内の入札、町の発注の入札に参加できるようにするとか、C 級 3 つが重なって、B 級の所の入札を一緒にやっていくとかいうような入札の参加方法ですけど、いわゆる共同での入札を町として私は考えていただきたいんですが。共同入札いうか、まあ、名前はちょっと分かりませんが。

そういうような形での入札を考えておるかいないかについてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

森議員の 3 番目のカッコ 2 のご質問にお答え致します。

最近、ほんとにこう町内の建設業者もまあ厳しい状況に置かれまして、可能な限りですね、さまざまな対応をしてるところでございすけれども。

そういった中でですね、これまで黒潮町として取り組んできたことではですね、大型事業や技術的難度の高い工事で、町内の一業者での施工が難しいと予想される工事および分割発注が難しい工事につきましてはです

ね、これまでも2社程度の特定共同企業体方式を導入しておりますし、また大型の建築工事につきましては、可能な限り本体工事、電気工事、設備工事の3工事に分割して発注しております。従って、まあ基本的には今後も町内業者育成の観点からですね、同様な発注方法を考えていきたいというふうに考えております。

しかしですね、この入札発注につきましてはですね、建設業法という大きな上位の法律がありますので、それに従うたですね、我々当然従うた制度でいかないかんというふうに考えておりますので、なかなか難しい部分もありますけれども、可能な限り今後もこういう形で続けてまいりたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

森君。

11番（森 治史君）

今確かに、副町長からの答弁でね、大型事業で、1社ではなかなか技術的とかいろんなものが難しい場合には、2社とかで共同体で事業をやってきたこともあるというように言われております。

それはそうでしょうけど、私が今ちょっと言わしていただいたのは、確かに上位法があって、上位法の下でやっておるといことになります。ということですので、上位法を詳しく知るわけじゃありませんが。やはり、たまたま大きい仕事しか出てなかったという、1,500万超すような仕事がようけ出たときに、そしたらB級の人は入札する資格もないので、そのへんを私は、B級の人をジョイントさして、そういう入札にはめるように、そう取り組む意思があるかないかと。C級の方が500万以上の仕事ばかり出てしもうて、500万以下の仕事がなかったと。そのときに、C社が2社なり3社なりで固まって、まあ、これも相性もあろうと思います。会社同士の相性もあろうと思いますけど。町内の業者を育成し、その育成するということ、仕事があるということは、そこで働く従業員の方にも生活の糧になるお金が入ってくるということになりますので、できればその大きい仕事かしらんないとき。小さい仕事があったら、皆さんにこう満遍のう振り分けてやれると思います。

以前、700万ばあの仕事やったと思んですけど、あの錦野のところであった工事のときに、もう仕事がない時期だったんで元請はA社であって、それへBとCと3社ばあが入って仕事をしたことがありますので。まあ言やあ、大きい取ったら、こうやってみんなを入れ込んでやりようけんというように業者さんも言うかもしれませんが、まあできればそのように。

まあ、そうやって積み重ねることが一つの上、ランクへ上がっていく基礎にもやろうと思いますし、大きい仕事を受けてなかったらどうしても、いつまでたってもBはBに甘んじないかんということになろうかと思っておりますので。そういうところを含めて、まあ育てると。業者を大きく育てていくということも含めて、そういうジョイントで点数いうんですか実績をつくって行って、上のランクへ上げて行ってあげるという。まあ、上へかかったら今度、小さい仕事に入ってこれんという。まあ、そういうところもあってイタチ返しになるかもしれませんけど。

まあ、少のうても仕事が、その一定限以上の大きい仕事があったときに、その何社かを入れてジョイントで入札に参加するような考え方を持っていただけるかどうかについて、再度そのへんだけお伺い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

再質問にお答えします。

まあ、いろいろその考えんわけではないがですけども、黒潮町の場合ですね、そのへんを非常に考慮、配慮致しましてですね、この取り扱い、格付けの要領あたりもですねそういう形にしております。まあ、ジョイントは組むということにはしておりませんが、要項でですね、Bの方は当然Aの方にも入れますし、

で、AもBへ下がってくる。それから、また逆にCの方もBの方にですね入れるような制度にしておりますので、そういったことを配慮しながらですね、今進めておるといふふうに考えております。

確かにですね、そのジョイントを組むということも有利な場合もございますけれども、非常にデメリットの方も多くありましてですね、なかなか今の段階でそういう細かい事業をですねジョイントで組ますということはいかがかなというような感覚も持っておりますので、この今の要項でですね。

なぜこの要項を作ったかといいますと、今、森議員が言われましたようにある一定ですね、町内の業者はかなりの事業が受けれるような態勢をつくっておりますので、現時点でそこまで考える必要はないかなというふうに考えております。

(森議員から「以上、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました」との発言あり)

議長 (山本久夫君)

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、10時40分まで休憩します。

休 憩 10時 22分

再 開 10時 40分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、下村勝幸君。

2番 (下村勝幸君)

それでは今回も通告書に基づきまして、大きな項目3つについて質問させていただきたいと思っております。

まず1つ目、いじめ、体罰問題についてということでお聞きします。

この問題について、全国では、いじめや体罰の問題によって尊い命が失われるという悲しい出来事が報告されているが、黒潮町の現状を問う。黒潮町内のいじめ、体罰等の発生件数の推移と、それを防ぐための具体的な対策はどう取られているのか。現在の取り組みについて詳細を問う、というのが今回の質問であります。

今回のですね、この質問を取り上げた一番大きな理由というのはですね、やはり全国でこれぐらい、まあここではいじめと体罰をですね、ちょっと一緒に書いてしまったんで、答弁する方がですね、ちょっと混同されるともう大変かなと思っておりますけど、いじめによる自殺であったり、体罰によってですね、ほんとに残念な結果を生むという状況がですね、本当にいろんな所で発生してますんで、黒潮町内がどういふふうにならぬそれに対して対応を取られているのかということですね、まずお聞きしたいと思っております。

それで、今までのところのですね、それぞれ、いじめについて、また体罰についてですね、教育委員会の方で把握している部分の推移と、それらに対してどういふふうな対応をしているか。また、そういうそれらについてですね、対策を練っているかということですね、まずお聞きしたいと思います。

議長 (山本久夫君)

教育長。

教育長 (坂本 勝君)

それでは、下村議員のいじめ、体罰問題についてのご質問にお答えを致します。

議員がおっしゃられますように、いじめや体罰が原因で尊い命が失われるという出来事が報告をされております。全国的に今、大きな問題となっております。

少し長くなりますけれども、まず、いじめについてでございます。

平成18年度に文部科学省が改訂をしました、いじめの定義を読み上げてみます。

いじめとは、当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、肉体的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。いじめか否かの判断は、表面的、形式的に行なうことなく、いじめられた子どもの立場に立って行うものというふうにされております。また、いじめの起こった場所は、学校の内外を問わないというふうにされております。

いじめにかんして、県の教育委員会が毎年実施をしております調査における黒潮町内でのいじめの発生件数につきましては、これ平成20年度からの分になりますけれども。平成20年度が、小学校がゼロ、中学校が5件。21年度、小学校が1件、中学校が4件。22年度、小学校、中学校とも10件ずつです。23年度、小学校が2件、中学校が11件です。今年度につきましては、小学校がゼロ、それから中学校が19件ということになっております。

平成22年度以降、件数が大幅に増えましたのは、高知県が各学校に対して軽微ないじめも認知して、早期発見、早期対応の取り組みを推進したことにより、学校側が認知件数の考え方を変えまして、小さな事象や小さい事象もいじめとしてとらえるようにしたためです。これは、発生件数自体を問題とするものではなく、いじめや、いじめにつながる小さな事象をなくしていくことが大切であるという考え方によるものです。学校側の小さなことも見逃さないという姿勢が表れているというふうに、自分は考えております。

次に、体罰についてでございます。

体罰の定義につきましては、文部科学省の平成19年2月5日付、問題行動を起こす児童生徒に対する指導についての通知の文書の中で基本的な考え方が示されております。

これによりますと、児童生徒への指導に当たり、学校教育法11条、ただし書きに言う体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的、時間的な環境、それから懲戒の対応等の諸条件を総合的に考えて、個々の事案ごとに判断することが必要というふうにされております。

ただし、次のような場合は当然体罰になるというふうに考えております。

それは、懲戒の内容が身体的性質のもの。すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒。すなわち、殴る、ける。それから、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒。正座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持をさせるに当たると判断された場合は、体罰に該当するというふうにされております。

それから、誰が体罰と判断するかにつきましては、個々の懲戒が体罰に当たるか否かについては、単に懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうかなどの観点が重要であるというふうに示されております。

また、今月の13日付です。文部科学省の方から、体罰、それから生徒指導上認められている懲戒との区別を明示する通知文書が届いております。これによりますと、体罰などの主な参考事例ということで出ております。

体罰として、反抗的な生徒のほおを平手打ちをする。立ち歩き、まあ、席を立ったりする生徒ですね。生徒のほおをつねって席に着かせる。それから、ボールペンを投げつけて、生徒に当てると。これは指導上です。こういったことは体罰ですよということでございます。

それから、指導として認められている懲戒。これにつきましては、居残りをさせる、特定の生徒に宿題や清掃当番を課す、それから、部活動の練習に遅刻したら試合には出さないと。こういったことが認められております。

それから、許される正当な行為としてはですね、教員の足をけて反抗をした生徒の背後から、体をきつく

押さえると。もう1つは、けんかしていた生徒の両肩をつかんで引き離すと。こういったことは構わないと。これは例ですけれども、こういったことが示されました。

体罰の調査につきましては、ここ数年は行われておりませんでした。大阪府立桜宮高校の男子生徒が体罰を受けた後に自殺した問題を受け、今年1月に文部科学省が全国の教育委員会に体罰の調査を行うよう通知がありました。これを受けまして、県の教育委員会が今年の2月までに体罰実態調査を行うこととなりました。

この調査内容は、昨年の4月以降、現在までのものでございます。子どもが体罰を受けた体験があるかないかを直接聞くもので、目撃情報などは含めておりません。調査の方法は、体罰にかんするアンケート用紙を児童生徒、保護者、教員に配布をして調査を致しました。教育委員会が2月の末から3月初旬にかけて行いましたが、この結果によりますと、町内で小学校で7件、中学校で1件、体罰を受けたことがある。あるいは、行ったことがあるとの回答がありました。

これを受けて、町の教育委員会でその内容を個別に学校へ聞き取り調査を行い、その内容から体罰に当たるかどうかの判断を致しました。その結果、小学校で3件、中学校で1件を体罰に当たるとして、県に報告をすることにしております。

この調査については、教師側も大変重く受け止めておりまして。例えば、ルール違反をしている子どもに対して、指導のために手に持っていたプリント用紙で児童の頭を軽くはたくといった事例につきましても、教師が体罰を行ったと申告をしたものなどもございます。

現状はそういったところになります。

それから、具体的な取り組みはということでございますけれども。大切なことは、教職員がいじめや体罰について道徳教育、人権教育、特別支援教育を基盤に据え、校内研修や職員会などの中で話し合いを持ち、いじめや体罰について職員全体で取り組める校内体制をつくることだろうというふうに思っております。そのことをまず基本として、まず、いじめを生まないといった環境づくりが大切になるかと思えます。普段の授業や学級活動、学校行事や集団登校、縦割り班による清掃活動などで、互いに助け合うことのできる児童の育成が必要でありますし、環境整備や動植物などの育成も大きな効果につながっているというふうに思っております。

また、早期発見、早期対応も重要になってまいります。子どもたちの日常の行動や生活の様子から、ちょっとした変化も見逃さずに、いじめられている子どもの出すサインを見逃さないということが大切です。

具体的な取り組みとしましては、小学校では全校でQ-Uアンケート。これは、楽しい学校生活を送るためのアンケートというものでございます。これを年間2回実施して、結果を個々の児童のグラフデータと、それから学級全体の状態をプロット図に表して分析、課題把握しながら、児童の学級生活の状態を確認をしております。

またこれとは別に、学期に1回、いじめにかんするアンケート調査を実施している学校も何校かあります。

さらに、学校内に気持ちポストというものを設置をしまして、うれしかったこと、あるいはつらかったことなどを自由に書いてポストに入れ、それを一日1回、養護教諭が点検をしている学校もございます。

個別の課題に対しましては、各校がケース検討会を定期的、あるいは必要に応じて開催をしまして、スクールソーシャルワーカーなどの支援を受け、組織として対応できる体制づくりに努めております。

中学校においても、教育活動すべての場面が生徒指導に結び付いているという考えの下、未然防止に向けて校内体制づくりに取り組んでおります。

例えば、大方中学校におきましては、毎週火曜日に校内支援委員会を生徒指導体制の核として開催をしまして、その内容を学年生徒指導担当が職員会で全職員に報告することになっており、個別対応が必要な生徒につきましては、さらに個人についてのケース会議を開催をしております。その中で対応を検討しているところで

す。また、年間2回のQ-Uアンケートを実施し、さらに生活実態調査やいじめアンケートなども行っております。

佐賀中学校におきましては、年間指導計画に基づき人権教育や道徳教育、さらに学級経営、教科指導、部活動などの中で、いじめ防止についての取り組みを行っております。職員研修として校内研修の中では、いじめ、虐待、体罰についての研修を今年度3回実施をしております。また、学期に2、3回の定期的なアンケートを実施するほか、生徒と面談期間を設け、学級担任、それから副担任、管理職が対応をしております。さらに、担任と生徒との生活日誌の交換も行っております。校内支援会議は、毎月1回と、それから必要に応じてその都度開催をしている状況でございます。

このように、各学校ともいろいろな取り組みを行っているところでございます。

体罰防止についても各学校で、桜宮高校での事件以降、法的な面も含めて体罰は絶対にいけないということの確認をしております、そのことを踏まえた取り組みを行っているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

大体、内容がですね分かりました。まあ、いじめ、体罰、それぞれですね、調査、また対応等もですね、行っていたらということであつたわけなんです。

自分の方ですね、今、教育長言われたようにですね、文科省からさまざまな通知が来てて、自分の方もですね、その文科省の通知を見ながら、その都度どういうアンケートを取ったのかとかですね、その都度どういう対応をされたのかなというのを見ながら自分で考えてたんですが。

この文科省の、例えばいじめについてのアンケートの結果を見るとですね、この設問の中にですね、例えばこれは去年の11月の27日ですか。いじめの問題にかんする児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査を踏まえた取り組みの徹底についてという内容の所ですね、アンケートなんかを取られてですね、その集計結果が出てました。

それでこれ、全国の取り組みについて、都道府県別にどういう取り組みされてるかとかいうのをですね、こう出てたわけなんです。

例えば一番最初の問題でですね、問1の所で、いじめの問題への取り組みについて点検項目を設け、定期的に点検しているか。まあ、これは年に1回以上という設問に対してですね、高知県の回答がですね、はいと答えたのが63.3パーセントで、いいえが36.7パーセントという結果が、ここには小学校の分が出てました。で、まあ64パーセントぐらいが定期的にそういういじめの問題について、定期的に点検もしていると。でも、逆に言うと37パーセントぐらいの学校が、もうそういう点検すらですね行ってないという実態が出てましたので、この黒潮町の場合ですね、そこらへんが具体的にどこまでやられてるのかなというのかですね、大変ちょっと気になったわけなんですけど。

まあ、愛媛県とか香川県はですね、それについてはもう100パーセントやってると。で、やってない所はありませんという回答もされてました。で、同じ四国の中の徳島県がですね、まあ高知県よりは少し高い、66.8パーセントの学校がやっているという結果が出てました。だから、四国の中でもこれぐらいの温度差があるわけですので、同じ県内の中でもですね、かなりこう温度差を持った取り組みがされてるんじゃないかなというのをですね、ちょっと心配してたわけなんですけど。

先ほどの教育長の答弁によりますとですね、今でしたらいじめの問題についてはQ-Uのアンケート調査なん

かやりながら、子どもの声を直接取り入れるような施策であったり。また中学校であれば、気持ちアンケートでしたかね。子どもたちの声を直接、そういうポストに入れる、気持ちポストですか。いうのをやられてる所も、これは小学校ですね。もあると。で、一日1回はそういう養護教諭の方がそれを点検されてるというお話もありましたので、そういった意味ではほかの、高知県の中でも低い方に比べると、多分黒潮町はよく取り組みができてるのかなあと思ってですね、ある意味、ちょっとその部分では安心するところなんです。

教育長、そこらへんですね、まあ黒潮町の取り組み自体がですね、やはり今言ったように高知県全体でいくと、さっきの言った37パーセント近くが実施してないという中でですね、教育長、そこはどういうふうに考えられますか。黒潮町自体は、やっぱり取り組みは結構先進的にやられてる方かなというふうに考えられてるかどうか、ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

県内のアンケート調査のですね、内容を議員の方から説明をしていただきました。

ちょっとこの数字ですね、自分も高知県で36.7パーセントの学校が、まあ普段の取り組み、具体的に行っていないということです。ここのその質問の状況もちょっとはっきり分かりませんが、全くやってない学校はないと思いますので、この数字自体をですねどうこうということにはならないと思うんですけども。

今説明しましたように、とにかくいじめはですね件数を問題にするのではなく、やっぱりその早い段階で見つけると。一番は、やっぱりいじめを起こさない環境づくりが一番であろうと思いますけれども、とにかく早い段階でいじめを見つけて対応するということが大事であろうと思います。その点では、取り組みは一定できていると、自分は判断をしております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

はい、ありがとうございます。

今ですね教育長がお答えいただいたように、自分もですね、まあ今の答弁の中のとおり、ほんとにやられているとするならば、かなりな実施がされてるのかなというふうにも思いました。

で、中学校では、やはりこれも実施してる所がですね、県レベルで68.4パーセント、で、してないという所が31.6パーセント。高知県でやっぱりそういう形です。

これはもう本当に県全体ですね、当然今教育長言われたように、子どもたちをほんとに守っていく体制というのは当然やるべきことなので、そういう形でですね常にアンテナを上げつつですね、子どもたちがいつそういうサインを挙げてるのか、挙げていないのかというのをですね、日々やっぱり見比べてないですね、なかなか把握しづらいというかですね、分かりにくいことだと思うので、今言った取り組みはぜひ続けていただきたいと思いますし。

それから、もう1つですねお聞きしたいのが、今教育長言われた、その各学校のですねさまざまな取り組みが、それぞれ各学校ごとにいろんな取り組みをされてるということで紹介あったんですが、逆に言えばですね、ぜひ全町的に、基本的な取り組みはもう統一してですね、先ほどのQ-Uのアンケートなんかはもう全町的にやられてる取り組みだと思うんですが。まあ、この学校で大変この効果があったとかですね、いいやり方をしているとかいうことが、やっぱそういう会の中で出てきたことは全町的に統一して、そういう方向をですね、で

きたら形作っていく方がやはりよろしいんじゃないかなという気はするんですが。

そこらへん教育長、どういうふうにお考えでしょう。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

取り組み自体はですね、まあそれぞれの学校で、いろんな形での取り組みをやっております。

例えば、説明をした中にその気持ちポストといった取り組みを行っている学校がございます。これはですね、ほんとに子どもの素直な気持ちをそのまま入れてですね、子どもの状況把握ができるという、そういったメリットがあります。そして、一日1回は必ず点検をするといったようなことで。

こういった取り組みはですね、ぜひ、その各学校で取り組んでいけるようにですね、また校長会等でもですね提案をしながら、全体的に議論をして取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

ぜひですね、今のその気持ちポストなんか自分も大変いいと思いますので、できるだけ早い段階で、もう全町で取り組めるようにお願いしたいと思います。

やはりこういういじめとか、まあ体罰なんかもそうなんですけど、自分の方からですねなかなか言い出しにくいとかですね。それで自分で、何て言うんですかね、追い詰められていくというか追い込まれたその子どもたちのその心情がですね、どういう形になっていくのか。本当に自分たちも親として、そういう事例見るたびにですね、ああ、この子はほんと苦しんでたんだなあとかですね、何かそういうところでこう救ってあげられる環境がなかったのかなというのを常に考えるわけなんですけど。今のその気持ちポストなんか、言えば、自分の気持ちを本当に誰にも邪魔されることなく、もしも本当にそれが書ける環境であったり、誰かに問い掛けられるような、相談に乗ってくれる。まあ、例えば養護教諭の先生であったりとか、そういう人たちが常に門戸を開いているというかですね、受け入れられるような体制があれば本当にいいと思いますので、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

ちょっと自分ごとの話で、ちょっと自分としてもですね、まあ何というかね、あんまりこうお話をするのもちょっと苦しい話なんですけど。

自分も小学校のときにですね、自分が実は加害者の的にですね、いじめに加担したというかですね、自分本人は全く、私個人がですね、いじめをしてるという感覚は全くなかったんですけど、やっぱり小学校のころに、同級生の子どもたちと一緒にこう遊んでる最中で、ある女の子のちょっと身体的な特徴をですね、ちょっとこうからかうような場面があつてですね。で、そのときは本人たち、まあ子どもたちみんなそうなんですけど、わあわあ言いながら普通にこう遊んでる感覚でやってたんですけど。それをたまたまですね、これはまさしく外です。学校の中ではなくて校外でそういう状況があつたときに、たまたま通り掛かった近くのおばさんにですね、自分それをとがめられましたですね。身体的なことは、特に女の子に対するそういう身体的なことは、自分でどうすることもできないようなことをね、そういうふうな場所で、遊びであつてもちやかすことはね、それはもう絶対許されることではないというのをですね、そこにいた子どもたち全員をですね、そのおばちゃんが集めて、すごく怒られた経験があつたんですけど。そのときに初めて、ああ、自分は今、自分では意識せずに、いじめということに自分は加担したというのをですね、あのとき僕小学校だったんですけど、初めて意識

した瞬間がやっぱあったんです。

で、ぜひですね教育長、ちょっとそこらへんもですね、その子どもたちの意識の中で、自分ではそんないじめてる感覚はないけど、やっぱりいじめはこういうところから起こってるんだよというのをですね。もちろん教育の中でも十分されてると思いますけど、今私が言ったような事例というのはほんとにもう日常茶飯事というかですね、いろんな場所でいじめはもうなかなかなくすことはできないっていう、その文科省が言ってるようにですね、ほんとにいろんな所で、いろんな形で出てくると思うんで。そこをほんとにうまく吸い上げられる、またそれがいじめであるという認識を持たせるような教育であったりとかですね、そこは本当に僕、重要じゃないかなあと思うんですが。

教育長、そこらへんもですね、ぜひ教育の中で取り上げていくような。今も十分カリキュラムあるかもしれないですけど、そういうこともやっていただけるかどうか。それもちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

大変大事な部分であろうと思います。

そういったことにつきましては各教科等の中でも、また、普段の学級活動等でも行っております。特に道徳、それから人権教育などを中心に据えてですね、やっぱりその相手の立場に立ってものを考えられるといったことが基本になろうと思います。本人が自覚していなくてもですね、相手を十分傷つけるということはありますので、そういったことがですね分かるというか、気配りができる、そういった子どもたちを育てていく必要があろうと思います。

ぜひ、それは大事なことでありますので、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

ありがとうございます。

ぜひ定期的ですね、そういったところには常にアンテナを上げて、そういう本当に悲しいですね出来事が起こらないように、黒潮町の中でですねそういうことが絶対起こらないように、今後ともですねそれはお願いしたいと思います。

それから、今いじめについてずっとお話しましたが、実はその体罰についてがですね、これが大変ちょっと難しい問題というかですね。

まあ文科省が 13 日に、新聞報道でも出ましたが、その体罰についてのその定義含めて、これが体罰に当たりますと、先ほど教育長も事例を挙げてご紹介いただきましたけど。いう報告ありました。

それで、中学校で 1 件、まあ体罰で当たるんじゃないかと。で、小学校で 3 件というお話もありましたけど。まあ自分たち、これも自分の経験から言うんですけど、これが体罰なのかどうかっていうのを、自分たちのころは、例えば教室の中で騒いでる子どもがいて、それで後ろを見たりして騒いでたら、やっぱ先生が来て、どこ見うがぞ、ゴンッっていう、そのげんこつでこういうのは、自分たち小さいころはほんと日常茶飯事のように、やっぱそういうのは自分も経験しました。まあ、自分はやられたことないですけど、そういうのを見聞きしたり、経験もしたんですが。

そういった中でですね、まあやっぱりこのげんこつというのもその体罰に、もしかしたら今の段階では当た

ってしまうのかもしれないですけど。逆にその先生がですね、ちょっとあまりにも萎縮してしまってますね、きちんとした、やっぱり悪いことは悪い、いいことはいいというそのめりはりの中でですね、きちんとしたその対応ができるように。教育長のお話の中では、全体的なその諸条件によって最終的に判断して、これが体罰である、これは体罰ではないっていう判断をされるというお話ありましたけど。そこらへんもですね、ぜひ各学校への通知の中でですね、そういう変な形でのその萎縮が起こらないように。まあちょっと、誤解されるとあれなんですけど。いい形での指導ができるようにですね、できたらどうかと思います。

それから、特にクラブ活動なんかがですね、やはりこの体罰と言われるところが起こりやすい部分になろうかと思います。特に文科省もここはやっぱり指摘してますけど。やっぱり強いチームをつくりたいとかですね、勝てるチームをつくりたいというその気持ちの中で、やっぱりともすればそういう、ちょっと手が出てしまうとかですね、いうことが起こりがちではあろうかと思いますが。そこもですね、やっぱり生徒とその先生の信頼関係であったり、そこにかかわってくるPTAであったり、親であったり、先生であったり、いろんな方の信頼関係の中でその部分もやっぱり一番生まれてくる部分だと思いますので、そこらへんもですね、これはほんとに難しいと思いますけど、ぜひ教育長、また教育委員会がうまくかじ取りしながらですね、そういうふうなことが起こらないようにですね、まあぜひこれはお願いしたいと思いますけど。

ここらへん教育長、どうでしょう。どういう形で。もう最後の質問なろうかと思いますが、この体罰について取り組んでいかれるか。そこらへんまた、今のお話含めてですね、何かお考えありましたら答弁いただきたいんですが。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

実は、今回の体罰の調査を行ってですね、体罰と判断した事例、また、これは体罰ではないというふうには判断をした事例等、いろいろございます。

例えばですね、1つ例に取りますと、給食の準備をしていた児童がですね、教室の中で騒いで跳びはねたりといったような行動がありました。それをですね教員が、邪魔になるから教室の外へ出ておきなさいということで、10分間ほど教室の外へ出してですね、その後準備ができた段階で中に入れて、給食を取るというふうなことがあったようですけども。これを教員は、体罰を行ったという判断をして申告をしてきました。

こういったようにですね、教員の受け止め方もですね今回の調査の中ではいろいろございます。なかなか判断をしにくい部分もございます。

それから、例えば同じように全体学習の中で、これ体育の時間ですけども。全体で体育を行っていた際にですね、先生の話の聞かずに騒いで、周りの子にちょっかいを出したりする子どもにですね、先生が持っていたそのボール。これはバスケットボールだったかな。これをまあ投げつけたという例があります。これがたまたま児童の体に当たってしまったということがあります。これについてはですね、児童も体罰を受けたという申告がなされておりますし、先生の方も、体罰をしましたということになっております。さっきの事例ですけども、ボールペンを投げつけるといった行為も体罰というふうには規定をされておりますので、これはもう体罰ということで報告をするようにしております。

なかなか難しいですけども、言われたように先生方が萎縮をしてですね指導ができないということになると、これもまたなかなか問題であろうというふうに思います。体罰のこの事例等、基本を先生方がしっかりと確認をした中でですね、子どもたちへのその指導。ほんとに先生の心からの指導ができるような学校、学級で

ないといけないというふうに思いますので、そのあたりはまた各学校でなお一層研究をしていただいでですね、取り組んでいただくようにしたいと思います。

なかなか難しい問題ですが、体罰をなくするというのが基本ですので、取り組みをしたいと思いません。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

本当にこの体罰をどう受け止めるか。実際にそれを本当に報告するのかですね、体罰として取り上げるのかとかいうことは、ほんと難しい問題だと思いますけど。

教育長、このあたりはですねぜひ悪い結果を、先ほども言いましたけど生まないように、本当に目を光らしてですね、しっかりと管理をお願いしたいと思います。

じゃあ、1つですね問題は以上について終わります。

じゃあ、次の2つ目の質問に移ります。

2つ目ですね、もうこれも毎議会に近いほど私も取り上げてますが、震災対策についてということで。今回は、その中2つ取り上げました。

まず1つ目の質問として、津波避難路等の整備が着実に進んできているが、町民のみならず、町外から訪れる観光客や、特に国道を通過する人たちに対しても、避難のための誘導看板が必要と考える。それらに対する対策はどう取られているのかという質問です。

これにつきましてはですね、今回の当初予算の中である一定、予算の配分がされてました。例えば、防災サイン整備工事、これで200万円。それから、津波避難標識、津波避難誘導灯の、これは工事請負ということで、これも600万円ということで予算は計上されてました。

それについてですね、まず1点目ちょっとお聞きしたいのが、ちょっと具体的なお話を聞きたいと思えます。

その今つけてる予算で、まあこの地震津波対策のこの誘導看板等含まれていくと思えますけど、具体的ですね、大体どこら辺に、どういった内容のものを、どの程度設置することになっているのか。

まず1点、お聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、下村議員の一般質問2番目、震災対策についてお答え致します。

その中でも、まず1点目の項目でございますけれど、町民のみならず、町外から訪れる観光客や、特に国道を通過する人たちに対しても、避難のための誘導看板が必要と考える。それに対する対策はどうとらえているのかというご質問でございますけれど。

平成25年度の計画と致しましては、消防費の中で125カ所の避難誘導標識を計画しております。

それから、さらに土木費の方で、誘導標識につきましては12カ所を計画しております。

これは活用する事業の関係でこのように分かれておるわけで、担当部署は、消防費につきましては情報防災課、土木費につきましてはまちづくり課となっております。

合計137カ所の標識を整備するわけでございますけれど、この誘導標識の設置する場所は、現在整備しております避難路の場所の入り口付近に設置するのが主な場所でございます。現在、町全体では168カ所の避難場所と295カ所の避難路の整備を計画していますが、これらのすべての避難道が完成するのは平成28年度になる

見込みでございます。

議員ご指摘のように、町外から訪れる方など、地元の地理に詳しくない方でもうまく避難誘導できるような親切で分かりやすい誘導標識の設置も大切と考えており、町内を総合的にデザインした誘導標識の設置は、すべての避難所、避難道が完成する時期に実施するのが良いと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

とすると、今回整備するのはあくまでも、避難場所がここですというような感じのものになっていくんでしょうか。

その場所がですね大体具体的に、その道の、まあ町道であったり、国道であったり、県道であったり。その、こっち方面にありますとかですね、そういうものになるのか。それとも、もう避難場所の近くにですね、ここですっていうような感じの表示になるのか。

それはどういうふうに考えられていますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

土木費と消防費に設置する誘導灯のですね、設置方針が少し違うと思っております。

土木費に組んでますのは、1カ所につき4カ所ですね。伊田地区と有井川と入野地区で、それぞれ4カ所となっておりますので。登り口だけいうより、その付近の所にもう少し設置できるんじゃないかと思えますけれど。

緊急防災・減債事業であります消防費の方はですね、平成24、25に整備する避難道の入り口の付近。ここが避難道ですよという、議員今おっしゃれましたけど、そのようなイメージで設置する予定です。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

大体、何となく見えてきました。

平成28年に完成した時点で、全体的に、総合的に統一された看板を設置していくと。それまではもう、まあその場所近くの所に今回は整備していくというような形でとらえればいいのかと思いましたけど。

ちょっと自分がイメージしてたのはですね、特にこれは国道関係になろうかと思えますけど。今、国道のそばを、特に56号、佐賀から大方方面に走ってたらですね、白浜の近くであったりとか、佐賀のトンネルの辺りとか、避難路、避難道ですね。山の方に向かって逃げていくあの避難道、ずうっと整備されてますけど。あの下の方にはそれぞれに看板が出てですね、ここに避難道がありますというのを見えるようになってるんですけど。

まあこれ、将来的なお話かもしれないですけど、東北の、特に今回被災を受けたような地方を車で走っていると、今から津波浸水区域に入りますとかですね、ここから浸水区域を抜けますとかいうのが、特にリアス式の海岸なんで、交互に道の中にこう標識として出てくる所ありますよね。

で、例えばですね、その車走ってる人たちが、あ、ここはやっぱり津波の浸水区域に入ってるんだとかですね、ここは大丈夫な場所なんだっていうような分かるようなですね、そういった看板の、つけてもらうような

要求なりですね、そこらへんは今の段階でどうでしょう。考えられてるんでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

一般車両の、いわゆる町内でない方の通行車両向けの情報発信ということであろうかと思いますが。現在、白浜から灘にかけて複数箇所、国土交通省の方に整備をいただいております。

後ほど確認させていただいてまた答弁させていただければと思いますけれども、確か避難道ではなくてですね、施設の管理道（後段で町長から「緊急避難道としての活用も視野に入れている」との発言あり）だったり、そういった名目で多分、造られていると記憶してございます。そうなりますと、まあその施設を指して避難場所ですという看板が設置できるかどうか。こちらの方は少し協議が必要になろうかと思えます。

また、先ほど防災課長も申し上げましたが、何分にも多くなってございまして、避難場所、避難道の数が。つぎはぎでいくと、出来上がったときにちょっと整合性の取れないものができる恐れもございまして。そういったところを少し照らし合っしながら、全体を見直ささせていただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

ちょっと今、質問の中の、まあ、できたらその後でまたちょっと調べてもらってお願いしたいと思うんですけど。

浸水域に入りますよとかですね、今から浸水域抜けましたとかというのが交互にですね、丘を歩いていたりすると、特にそういうのが出たり消えたりしてたんですけど。そういうのも、もしもできるのであればですね、まあ、これ国交省のお願いだと思うんですけど、お願いしたいということと。

後からですね、海岸部から上流に向けた川沿いですよね。川沿いに今回遡上（そじょう）するような津波が想定されてるわけなんですけど。その中山間へ入っていく場合でもですね同じように、この辺りまでは津波が遡上（そじょう）する予定ですみたいなですね、その地域の人たちにもある一定、ああ、ここら辺まではやっぱり波来るんだというのをですね、意識されるような、そういった看板も併せてあればいいんじゃないかなというような気もするんですが。

そこらへん、どうでしょう。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

議員が先ほどからご質問されてる国道のあの標識。確か、私もどこかで見た記憶がありますけれど。その件にかんしましてはですね、今後国交省の方と協議して、もちろん要望してきたいと思っております。

それから河川につきましても、議員がおっしゃるとおり、そういう標識がですね、あるとやはり効果的だと思いますので、それぞれの河川管理部署とですね、協議、要望を重ねていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

まあ、その誘導路等についてはですね、誘導看板ですか。については、まあ今からどんどん具体的になってくると思いますので、ぜひですね、皆さんが本当に安心に、確実に逃げられるようなですねものを、特に観光

客等も含めてですね、今からぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それではちょっとですね、時間だんだん迫ってきましたので、次の高台移転にかんする所の質問に移ります。

この質問はですね、実は前回のですね藤本議員が、これについては全く私と同じ思いですね質問してくださったんで、自分の中ではもうほとんど取り下げもした方がいいのかなと思ったりもしてたんですけど。ちょっとだけですね、確認の意味で質問をさしてください。

藤本議員の答弁の中で、平成29年度までに高台への住宅用地等の土地利用計画について、住民との合意形成の期間とするということでありましたけど。

じゃあ、その平成29年度までですね、具体的にそれをどういうふうに進めていくおつもりなのかというのをですね、ちょっとまずお聞きしたいと思うんですが。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、下村議員の震災対策についての2番目のご質問、通告書にまず基づいてお答えしたいと思います。今のご質問にも触れたいと思っております。

黒潮町では、1月にまとめました第2次黒潮町南海地震津波防災計画の基本的な考え方の中で、レベル2の津波。レベル2と申しますのは、いわゆる1,000年に一度ぐらいの最大レベルの津波のことでございます。レベル2の津波に対する安全性が困難な住宅については、地元住民の意向を踏まえながら長期計画を定め、段階的に高台や浸水区域外の中山間地域へ新たな住宅地の形成を目指す。また町営住宅については、耐震基準を満たさない施設も多くあることから、早期に高台移転を目指すという大枠の方向性を示しました。ただ、高台移転の事業は大変大きな事業費を伴うとともに、地域住民の意向を踏まえ慎重に進めなければ、決して実現できない大変デリケートなものだと考えております。

しかしながら、黒潮町内に安全な住宅地の形成を急がなければ、これから町の将来を背負っていただく若い層の方々が町外に住宅を求めていくようになり、昨年3月31日以降、町が大変恐れている震災前過疎の問題が現実となってくるのではないかと、大変な危機感を持っております。

今後は、今国会に提案される見込みの南海トラフ巨大地震特別措置法制定等の国の動きや県の動きを注視するとともに、平成25年から平成29年度をめどにして、高台移転を含む抜本的な津波防災対策の推進のための土地利用計画を策定するとともに、地域懇談会や地域の要望として高台移転の声が集まった地域を中心に、高台移転、安全な住宅地の形成を目指してというふうな勉強会を積極的に開催してまいりたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今のところがですね、ぜひちょっと聞きたかったポイントだったんですが。

やはりそれは地域からですね、もう集団で、もうそのエリアごとすべてが移転したいというようなお話が出た所を中心にやっていくというお話になろうかと思ひます。

それで、自分でもですね心配したのは、課長の方からもお話あったようにですね、やっぱり今、家に移設したいとかいうふう考えられてるおうちには特にですね、例えば、家に小さい子どもさんおられたりとか、今から何年もかけてですね、10年、20年かけて家のローンを払いながらですね、そのやっていきたいという方が、多分、僕は圧倒的にやっぱり多いんじゃないかなというふうに思っています。で、そういった人たちっていうのは、

今から本当にこの町のですね、いろんな意味でのすべての基本になっていく、そういう大切な人材ですので、この方たちがですね、まあ言えば、移れる環境を造ってあげられなければですね、もう必然的に、課長言われたようにですね、もう最初からほかの地域へ移っていくという選択肢になってしまうんじゃないかなというのをですね、大変恐れます。

ですから、まあ今回のその南海トラフ特措法の法案提出も待ってですね、具体的にそこらへんが固まった段階でというようなお話もありましたけど。国がですね考えてるその移転スキームの中にですね、今私が言うような戸別の、例えば人たちでも移転していけるような造成を造れるようなまずスキームがあるのかどうかですね。

これはどこまで押さえてるでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、戸別となりますと、既存のスキームの活用ということになろうかと思えます。

例えば、佐賀のインターチェンジ予定地の移転対象家屋のために造成しましたあの宅地整備、あのスキーム等々になろうかと思っております。

特措法の中ではですね、これまで何度か議会でも答弁申し上げました、防災のための集団移転促進事業。こちらにかんする記載が相当のボリュームになってございまして、これ、各関係法令、法律、こういったものとの調整が可能になるというようなものになってございます。例えば都市計画法であったり、公園法であったり、あるいは森林法であったり。そういったものとの調整が1つの規格できるということになってございます。

短期的な宅地整備、藤本議員からご指摘いただきました。長期的に防災という視点から順次整備していくということではなくて、今直ちに新築のお考えがあったりといったような方への対応はどうかといったこととございます。これも非常に大きな課題となっております。こちらにつきましては、別途協議もこれから深めていきたいと思っております。基本的には、そういった短期的にそのニーズに対応しようとするれば、今回の特措法の枠組みの中ではちょっと対応しかねるということになります。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

やはりですね、そこらへんが今一番悩ましいところで、やっぱりこう今、やっぱりその不安をですね抱えている所が、その今の現状を何とかしたいという気持ちの中でですね、できたら安全な場所をっていうふうにご考えてる人たちがやはりかなりおられると思えますし、もうそこらへんのですね手当を。まあ町長の方ですね、今後は別途協議もという話がありましたんで、ぜひですね、どういうふうな対策を打てばそういう人たちを引き止めることができるのかということはどうですか、十分にちょっと検討していただきたいと思えます。

それで今回、私、監査やってますのでちょっと触れたいのは、これ、藤本議員も触れましたけど。

今年の定期監査においてですね、町有財産についてのその調査をですね、これはもう全課にわたって、かなり細かくですね行いました。その結果、やっぱりの数の遊休の土地があるということも分かりました。で、この遊休土地についてはですね、やっぱり町の財産でもありますし、これはもう本当に町民の財産でもありますので、監査の中でもそれは指摘したわけなんですけど、こういうまあ遊休土地がほんとに有効に活用されるのをですね望むということですので。ぜひですね、そういった意味においても、まあこういう土地で高台が何とかなりそうな場所。それは数は限られるのかもしれないですけど、前向きにですねちょっとお願いを、その部分

ですね対応ができれば、ぜひお願いをしたいと思います。

このあたり、藤本議員の方ですね答弁相当ありましたので、もうこれ以上のものはないかもしれないですが。まあこれ以上のものがあればですね、答弁いただきたいですが。

どうでしょう、ありますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

遊休土地のことが出ました。個別のですね、そういうふうな土地についてどういうふうな活用ができるかはもちろん検討していきたいと思いますが。

12月の議会で答弁する準備に構えてた資料の中にあるんですけど、例えば現在の団地ですよ、王迎の団地なんか、現在まだ19区画の空き地がございます。そういうふうな所ですね、積極的に町の方からも営業を掛けてですね、まあ、そちらは浸水区域外になりますので。そういうふうな既存の商品、そういうものも生かしていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

この内容についてはですね、結構いろいろ、対策は今から具体的にいろいろ考えないといけないと思いますんで、まあこれ以上のことはもうちょっと言いませんけど。

あと1点です。もう1つお聞きしたかったのは、通告書の中にも書きましたけど。その設備投資にやっぱ二の足を踏んでいる、その事業者さんもやっぱおられるというところもポイントです。で、やっぱり最初からここはもう津波にやられるぞっていうのを、やはりこれまでですね言われてきたようにそれを聞いてると、もう新しい、こう何か事業展開やろうにもですね、そこにやっぱちょっと、ううん、この場所ではっていうふう二の足を踏む事業者さんもかなりおられるというお話も聞いてるんですが。

そういった方たちへの何か手だてというかですね、サポートの仕方。何か考えられてるものがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

結論から申しますと、現段階で何の手だても持っていないというのが現状でございます。ほんとに自分たちが危惧（きぐ）した状況が起こりかねないといったような状況になってございまして、先般も高知新聞に大きく、震災前過疎の記事も取り上げられました。

それから、なかなかですね、メディアで取り上げていただきにくいような諸所の課題も顕在化してございまして。先般、総務省と財務省の方が当町お越しいただいたときに、しっかり現状をお伝えさしていただいたところでございます。その中には当然こういった、既にご商売をされている方の今後の経営の見通しであったりとか、あるいは設備投資への躊躇（ちゅうちょ）であったりとか、こういったこともしっかりとお伝えをさしていただいたところでございますけれども、町として具体的に何かの手だてを持ってるかということにかんしては、現段階では持っていないということでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

まあ、町として特に今は手だてはないと。ほんで、国に対しては一応そういうお話もしてるというお話なんですけど。

ぜひですね、もう町長、ここも一つやっぱりポイントになりますんで、国に対してもですね、何らかのやっぱりこう施策ですね。自分も個人の資産についての話になってくるんで、なかなかこれは法律的にも難しい話かもしれないですが、何かいい方法はないかなというのをですね、ちょっと自分もいろいろ考えてはいたんですけど、自分の中ではとてもアイデアも浮かばなかったんで、もう、ここはほんとに考えていただくしかないんですけど。はい。何かありますか。

何かあります。どうしますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

手元にちょっと資料がないもので。

当町の施策ではございませんけれども、被災地で被災された企業に適用されているスキームでですね、複数社で浸水区域外に移転されようとする方、この方への事業がございます。ただ、これ法解釈でですね、1 社からでも実はできるというようなことになってございまして。

確か、パンフレットを持ってるとお思いますので、また後ほどご提示さしていただければと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

はい、分かりました。

このあたりですね、本当に町としてもですね、こういう手だてを必死に考えてるし、こういう方法を取り入れようとしてるっていうことをですねやっぱり町民に伝えていくことで、今、何とかしたいというその事業者さんであったり、まあ個人の方であったりですね対応もできると思いますので、ぜひそういった意味で、もう膨大なですね作業量の中でやられてるんでほんと大変だと思いますけど、これはもうお願いするしかないんで、もう頑張ってくださいというふうに思います。

まあこの件についてはですね、もうこれ以上のものありませんので、次、移りたいと思います。

それで、最後の質問いきます。

まず、佐賀の道の駅建設についてということでお聞きします。

まず1つ目ですね。用地の造成もほぼ終わり、建物の建築、運営へと進もうとしている。運営は公設民営の形態だが、運営事業者の意を十分に酌んだ建物の構造や形状等になっているかということ。

今回ですね、もう建物の建設という部分に入って、予算の1億7,000万ぐらいの工事費が当初予算で組まれたわけです。それで、まずですねお聞きしたいのが、これまでの運営事業者の選定からですね、その設計に至るまでの過程ですね。これは大まかなことで構いませんので、どういうふうにして今の設定まで至ったのかということですね、ちょっとまず教えていただきたいんですが。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、下村議員の3番のカッコ1、運営事業者の意を十分に酌んだ建物の構造や形状等になっているかについてのご質問にお答え致します。

本年度発注しました、さが道の駅用地造成工事につきましては、平成25年2月8日に完成を致しました。道の駅施設詳細設計委託業者につきましては、次の提案を求めため、公募型プロポーザル方式にて広く募集を行いました。

1つ目に、黒潮町の地域特性に調和した景観、デザイン。

それから2つ目に、年少者、高齢者、障がい者等、さまざまな来場者にとっての利用しやすさを考慮したユニバーサルデザイン。

3つ目に、従業員、物品類の動線に配慮し、機能的な運営ができる施設。

4つ目に、トータルコストの低減や周辺環境、省エネに配慮をしたもの。

それから最後に5つ目に、安全かつ利用しやすい駐車マスの提案でございます。

公募の結果、3社から応募がございまして、審査の結果、広島市に事務所がございましてフューチャースタジオ1級建築士事務所を設計委託業者として選定を致しました。

施設の設計に当たりましては、さが道の駅設立準備委員会の下にワーキング委員会をつくりまして、平成24年11月以降、委員会を6回開催し、現在最終調整を行っている状況でございます。

議員ご質問の、運営事業者の意を十分に酌んだ建物の構造や形状等になっているかですが、町としましては、予算の関係もございまして、ワーキング委員会でのご意見、ご要望につきましては、可能な限り配慮をしたものと考えております。

建物の構造は木造平屋建てで、屋根がスギ材を使用したトラス構造となっております。

延べ床面積につきましては、513.66平米、約155坪でございます。農林水産物直売所、フードコート、情報発信スペース、トイレ等を計画しております。

なお、議員ご質問とおり、さが道の駅につきましては以前から公設民営を基本としまして、町内の産業団体であります農協、漁協、商工会、森林組合が核となりまして、官民一体となって取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

もう、ずばり核心に迫ってきたいと思うんですが。

自分がですね、特に道の駅のビオスおおがたの方に、最初の立ち上げのころからですね運営をずっとかかわってきましてので、で、今回、さが道の駅ができるに当たってですね、自分もすごくそのあたりで、自分自身がですね苦勞した部分とかがほんとにこううまく、今回のその道の駅の中に生かされてるのかなあというのをすごく心配してましてですね。そこらへんの意味で、今回この質問を取り上げたわけです。

それで、今のですね、まあ、可能な限り事業者の意向を酌んでと、まあ予算の関係もあつてということでお話ありましたけど。そこらへんがですね、まあ実際、今度取り組もうとしてる事業者の方とも、ちょっとあれからいろいろ話も聞いたんですが。その地域特性に調和したものにしていくっていう、そのプロポーザルの一番最初の前提にあつた部分ですね。ここらへんが今回の、まあ自分たちは外観でしかないですけど頂いた資料の中でですね、ほんとにそれができてるのかなというのをですね、まず、ちょっと1つ疑問に思ったんです。

で、今回のその道の駅の建設イメージをですね、ちょっと事業者の方にもお伺いしたら、やっぱり佐賀の道

の駅ということで今回出てきてますので、やっぱり漁師町のイメージであったりとか、カツオをアピールできるような、そういう道の駅にしていきたいというようなお話があったわけなんですけど。今回のその建設しようとしてる道の駅が、そういうイメージを持ったものに本当になってるのかなというのをですね、ちょっとまず1つ思いました。

それから、自分の方ですね、一番やっぱり問題になろうとするのは、コストを。課長も言われましたけど、トータルコストをもう低減するような、下げていけるような、そういった道の駅を目指しているというお話もありましたけど。そこらへんですね、どこまでほんとに考えられてるのかなというのをですね、ちょっとまず、その2つだけお答えいただいてもいいですか。

最初にその外観的なものが、中のそのトータル運営のイメージとほんとに合ってるのかどうかということと、それから、そのトータルコストを低減させるようなですねその建物に、今課長が言われるように、それがほんとにできてるのかどうかですね。

お答えいただけますか。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、下村議員の再質問にお答えを致します。

デザインにつきまして議員ご質問のとおり、まあ漁師町、カツオの町をイメージしたものになっているかというようなご意見もございました。

当初から、11月からワーキング委員会を開催してきたわけでございます。まあ、設計業者からもですね、提案、まあ何種類かございました。その中で、ワーキング委員会といろいろやりとりをして、当初は、まあちょっと雰囲気的にどうかなということもございましたけど、何回となく会を重ねてですね、まあそれに近づけるようなデザイン等を行ってきたつもりでございます。

また当然、外観だけではその雰囲気づくりというものは十分なことはできませんので、当然、内装でございますね。例えばフードコートで見ますと、今言いましたように屋根材がトラス構造にしております。そこに、漁師町ならではのまあフラフとか、いろんな飾り付け、そういうものをポイントとしてこういろいろやっていくということも考えております。それで最終的に現在の、先日お見せしましたデザインが大体基本でございますけど、まあ色合いとか若干、多少は変わってこようかと思っておりますけど。また実際に出来上がってくると、また雰囲気的にまあ違ってくるんじゃないかとも思います。

それからまた、そのトータルコストの面でございますけど。これはまずいろいろな観点から考えまして、まず配置にもいろいろ考慮を致しました。当然、ビオスさんからのいろいろご指導もいただいております、その光熱水費の問題も一つはございます。これにつきましては、日の当たるような、まあ例えば向きですよね。西日とかいうものが当たっていくと、なかなかその光熱水費が上がっていくよというようなお話もあってですね、現在は、北向きに正面の方を構えております。特にその南方面とかいう形にガラスの方はありませんでして。そうすると今度、光をどう取り込んでいくかということもありまして、全面にですね大きなガラス面を配置をしたりとかいうことも考えておりますし。それから電気につきましては、省エネタイプのLED、そういうものを設置をしていくというようなことも計画に入れております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番 (下村勝幸君)

まあ、ビオスのときのですね経験をかなりこちらへ反映してくださっているというお話なんですけど。

運営事業者がですね、もう具体的にある程度固まって、こういうコンセプトでこういうふう運営していきたいっていうものが出てきたらですね、それが本当にきちんと運営できるその構造になっているのか、そのコスト的にももう無理がいかないようにほんとになっているのかどうかですね。そこらへんも含めてですね、再度、まあ自分の方からですねちょっと確認をしてもらいたいのは、それがちゃんとカバーできる設計になっているのかどうかですね、もう1回、ちょっと確認をお願いしたいと思います。

そうしないですね、自分たちの思うものと全く違う建物の中で、自分たちが狙ってる運営とですね違うものになりかねないんで。そうするとですね、ほんとにその事業自体が頓挫してしまう可能性もやっぱりありますんで。そういうことを防ぐためにもですね、もう1回ですね、そこらへんを確認をお願いしたいと思います。

で、具体的に例えば言うんですね、今、暑さのお話ありましたよね。で、今回、その日が当たらない所、まあ、日がなるべく南面であったりとかですねないように配慮したというお話もありましたけど。そのビオスもですねあったのが、とにかくやっぱり暑かったんです。暑さ面です。で、それからあと、屋根のですね構造材ですね。屋根からの放射熱。それから、中に入ったですね水銀灯の、最初に照明付けてたわけなんですけど、あの水銀灯の熱も暑くてですね。とにかくそれをカバーするために、ビオスでは、最初ついていたエアコンとは別にですね、事業者自体がさらにまた別のエアコンを追加してですね、対応もしました。

ですから、ほんとにですねこのあたり、熱計算らも含めてですねじっくりやってないという展開になっていくのか分からないんで、そこをもう1回確認してもらいたいのと。

それからあと、電気代の関係ですよ。もちろんそういうものが増えてくると、エアコンをそれでフル回転で回してもですね、結局、十分に冷やし切ることができないとかですね。もう中にある冷蔵陳列のその冷気も使ってですね、その店の中を冷やすぐらいの。そこまでに、ある意味ビオスでは追い込まれるようなですねこともありましたので。本当に十分にですね、その事業者に後で、何と言うんですかね、追い負担にならないようなことをぜひ考えていただきたいということです。

それからあと、ああいう場所に造られるんで、周りが田んぼとか畑とかたくさんある所で、照明がですね、ガラス構造にした場合、外にかなり漏れますよね。そういったときに、夜はやっぱり虫とかですね、それもかなりやっぱり集まってきたり。まあビオスの場合は、それにあとハエが集まったりとかですね、かなりいろんな問題があってですね、ほんと苦労したんですけど。そういうところも、ぜひ考えていただけたらと思います。

それからもう1点。

ビオスの場合も外売りをですね、店の前のですね軒の下の所で展開をしていきたいというお話は当初からずっと、もう最初、立ち上げのときからですね、そういうふう言ってたんですけど。そこにですね、障がい者の方向けの点字ブロックがその店売りの所をですね、ちょうどそれを横切るような形で配置されましたので、最終的にですね、その外売りをうまく活用する形がすごくこう、しづらい形になってしまったんです。もちろん、その点字ブロックとか障がい者向けのそういう施設は必要なんですけど。そういうところもですね、今の段階であればある程度まだ、もしもうまいことできるのであれば、考えていただけたらというふうに思います。

それから、あともう1点。

玄関の前にですね、車止めがビオスの場合敷設されたんですけど。あの車止めに、まあ車止まってない段階なんですけど、歩いていく方がですね足を引っ掛けて、正面で転んでしまうということが結構起ってですね。それも、あそこを管理してるその所にもですね、何とかあの車止めを対応してもらえんかというのも後でいろいろやりとりしたんですけど、やっぱ今でもですね、それはやっぱ取ることはできんということで残っててで

すね、やっぱり今でもこう、ああ、危ないなと思いつながらです、こう見ている状況もあるんで。

そういった意味で、本当にいろんな、もう総合的にです、後で事業者が負担を掛けないようにするためには今言ったようですね、これ一つの例なんですけど。

課長、ちょっと聞きたいのは、自分がですね毎年事業報告で、これも私が書いてましたけど。毎年決算のたんに、どういう問題点があつて、どういうふうな対応をしてきて、それで、あとは関係部署にはこういうことをお願いしたいっていうのをですね、常に挙げてたんですが。

課長、それ見られたことはありますか。あります。

議長（山本久夫君）

答弁もらいますか。

（下村議員から「はい、一応もらいます」との発言あり）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

先ほどの、その見られたことがありますかというが、あれですかね。

（下村議員から「報告書です」との発言あり）

はい。

議長（山本久夫君）

課長、それだけじゃなく、延々と何回か言われたことも含めて。

建設課長（森田貞男君）

すいません。

再度の質問にお答え致します。

先ほど来、下村議員の方からですね、いろいろアドバイスをいただきました。

まあ、現在設計の方も最終設計に入っておりまして、発注は平成25年度の早い時期にやっていきたいですけど。再度ですね点検を致しまして、その付近につきましては留意してですね、よりベストなものに仕上げたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

この件についてはですね、まあ本当はもっとたくさんいろんなお話もしたいんですが、ちょっと次の所にもちょっと絡んできますので。

議長、ちょっとお願いがあります。

休憩をここで入れさせていただいてよろしいですか。

議長（山本久夫君）

はい。

下村議員の質問の途中ですが、この際13時30分まで休憩します。

休 憩 12時 00分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

午前中に下村議員からご質問いただきました点について2点、訂正も含めまして発言させていただきます。

まず1点目、国土交通省が設置しております、沿岸部の国道沿線に設置してあるあの階段についてでございます。

確認致しましたところ、施設の管理道のスキームで整備しているということは間違いのないところでございますが、緊急避難道としての活用も視野に入れているということでございました。

そして、誘導看板についてでございますけれども、まず、国土交通省の整備はあくまでも官地内ということになってございまして、浸水域がクリアできる所までの高さに至ってない場合もあろうかと思えます。そういったときは、官地外については町が独自に整備をし、まず避難場所に指定をする必要があるということでございます。避難場所に指定すれば、町の方で看板設置は可能であるということでございます。

それからもう1つは、国の方で緊急避難道としての利用を視野に入れているのであれば国の方での看板設置も可能ではないかという問い掛けをしまして、そちらにつきましては協議をさせていただきたいということでございました。年度末で大変お忙しい中でございますので、今回、閉会までにその協議が整うかどうかは確定できないということでございまして。もし、その協議が確定したお返事をいただいた段階で閉会に間に合いましたら、その際にまた発言をさせていただきたいと思えます。そして間に合わない場合は、要旨をまとめて議長の方へ提示をさせていただきたいと思えます。

それから2点目は、中小企業の部分でございます。

こちらにつきましても、東京の事務所の方へ少し確認をさせていただきました。実は午前中の答弁で、法解釈によって1つの企業でも対応できるという見解ですというお話をさせていただきましたが。実は今、まさにここが議論になっているようでございます。こちらにつきましても、事務所の方で要点をまとめていただいておりますので、お返事をいただき次第、またご提示をさせていただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

以上で町長の発言を終わります。

一般質問を続けます。

下村勝幸君。

2番（下村勝幸君）

そしたら、午前中に続きましてですね、もう最後に残った最後の1つの質問についていきたいと思えます。

先ほど、お昼休み前にですね、何か答えにくい、大変難しい質問のような形になってしまっ、ちょっと課長をですね困らせてしまったかもしれないですけど。今度はですね、それがないようにいきたいと思えますが。

2つ目の問題です。

これは私、以前からですね、いろんな所で指摘もさしてもらったんですけど。今回町内に、その2つの道の駅ができます関係でですね、それがですね、お互いが相乗的に効果を発揮するようなその仕組みがやはり必要であるというふうに考えています。

で、具体的ですね、今から建設が始まっていくんで、これからの話かもしれないんですが。どういう方法でですね、その効果を発揮させていくことを今の時点で考えられているのか、町の方のですね、ちょっと考えをお聞かせください。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、下村議員の3番のカッコ2、道の駅ビオスおおがたとの相乗効果をどのような方法で発揮さすかについてのご質問にお答え致します。

さが道の駅の計画につきましては、当初から、既存の道の駅ビオスおおがたや黒潮一番館、ならびに町内の各種施設等との連携を視野に入れ進めてまいりました。

道の駅ビオスおおがたには、地元で取れました新鮮な野菜や魚介類をはじめ、カツオたたきバーガー、トンパオ、かまど炊きご飯と旬の食彩等、自慢の品や魅力がたくさんあります。さが道の駅のコンセプトにつきましては、カツオの町、漁業の町、佐賀の食文化の情報発信拠点でございます。

両道の駅につきましては、それぞれ地域の資源や特色を最大限に生かした道の駅と考え、連携することにより相乗効果が十分発揮できるものと考えております。

四万十町でも高規格道路の延伸を機に、町内にあります3つの道の駅と、愛媛県の道の駅も巻き込んだスタンプラリーを実施していました。

本町でも、ビオスおおがた、および黒潮一番館等との連携により、スタンプラリーもしたらどうかと考えてもおります。また、両道の駅間は、太平洋を臨む景観の大変素晴らしい土佐西南大規模公園や白浜海岸等がございます。この自然豊かな観光資源を活用した、ウォーキング大会等も考えられます。そのほかにも、多種多様な企画によりまして各施設への回遊性を創出したいと考えております。

さが道の駅の運営事業者もほぼ固まってまいりました。今後は、庁舎内の関係各課とともに両運営事業者との調整を図りまして、さらに相乗効果を発揮できるよう具体的な仕組みづくりを考えてまいりたいと存じます。

なお、議員からも、これまで道の駅ビオスおおがたでの運営に携わってきました豊富な経験や知識をご教示願えれば幸いに存じます。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今、具体的にですね、こんなことをやれたらという。まあ、今の段階ではですね、ある意味ちょっとまあ想像というかですね、のお話かもしれないんですが。

このやっぱりですね、その道の駅が主としてですね、その目指してる目的っていうのを、課長は何だと思っていますか。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、下村議員の再質問にお答え致します。

目的につきましては、以前も議員協議会等でもお話しましたように、今回の施設を整備することにより雇用の場ができます。ほんで雇用の確保や、観光振興等による交流人口の拡大。また、地域産物の販売額の増加も当然でございますけど、それによって地域産業の活性化が図られると。で、情報発信施設、休憩施設を一体的に整備することで、さまざまな情報も発信していくというような位置付けを考えておりますので、目的としては、まあこれが一番だと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

今、課長お答えになったとおりですね、ここの道の駅でやっぱり目指すものは、そういう雇用の場であったり、産業の育成であったりとか、地域全体が本当にみんなが元気になっていく仕組みづくりをつくっていくということやと思います。

それで、今はですね、建設課が主管課でこうやられてるんですけど、この建設課がですね今後もこういう形で、ずっと主管課の形でおられるのかっていうのをまず1点お聞きしたいのと。

それとですね、今までの各運営委員会的なお話、ずっとやってきたと思うんですけど。その中に、産業にかんする部分ですので、その産業推進室とのかかわりがですね、どういう形でそこへ取り込まれてやってきたのかというのをですね。まあ、ほかの農業も漁業もそうかもしれないんですけど、そこらへんはどういう形で、今までのところも含めてですね、運営というかまあ計画がされてきたのか。

そこらへん、ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、再質問にお答え致します。

まず最初に、今後も建設課がかかわっていくのかという点でございますけど。この点につきましては、庁舎内でも町長を交え検討しております。

取りあえず、25年度につきまして建設までは私どもが持ちますけど、当然、今後の運営のことを考えますと、産業振興4団体等にかかわる所が適切ではないかということで、まあ現在考えられるのは産業推進室、あるいは海洋森林課等が考えられますので、今後調整していきたいと思っております。

それからもう1点、今まで産業推進室等とのかかわりはどうだったのかという点でございますけど。この点につきましては、従来のさが道の駅設立準備委員会。そこで会をするときにですね、オブザーバー的に各セクションから担当者においでいただいて、アドバイス等をいただいております。

今回も、ワーキング委員会の中でも情報発信のコーナーも設けますので、その点については産業推進室の商工観光の担当者として十分調整をして、計画づくりに入れてまいりました。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

自分、何でこの質問をしたかというとですね、その部分がやっぱり一番こうポイントというか大事やと思ったんですけど。

その建物を造るところまでは建設課主体でやりますと。で、物は出来上がりますと。でも、できたものを、今度運営段階に入ったら、ほかの主管課へまた主管をこう変えて、別の課に振りますっていう形になったときにですね、本当にその、まあ事業をやっていきたいっていう人たちと、その産業を興していききたいっていう推進室なり、まあ海洋なり、そういった所の思いとかですね、本当にそこに一つのものがきちんと出来上がっているのかなというのがですね、すごくこう、ちょっと不安というかですね。うまく運営ができてれば全然問題ないんですけど、そこがきちんと整合性が取れた形でうまい移行ができていけばいいなと思ってですね、それ

であえてここで、こういう問題取り上げたわけですから。それで、今、建設課長言われたみたいに、まあ、建設までのところは責任持って今、こうやられてると。で、今後協議しながらというお話だったんで。

本当は、やっぱりそれが一番先にですね、あるべき話やないかなと思ったんですよ。それで、この施設の目的をということで、一番先聞いたんですけど。雇用を中心に生み出すとか、産業を育成するとかいうことであつたら、やはり、まあ予算の関係上、建設課が主管課でやっていくというのはもちろん分かるんですけど、そこ産業推進室とがある程度、もうほとんど対になるぐらいですね、タイアップしながら持っていくような形がですね、当初からできなかったのかなあというのをですね、今非常に思うんですが。

そのあたり、課長どうです。今私が聞いた内容ってどう思われますか。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではお答え致します。

今の点につきましては議員のおっしゃるとおり、が本当だと思いますけど。

今回のさが道の駅につきましてはもともとですね、平成18年度当時、まちづくり交付金事業というのを佐賀地域に入れました。その中で、一つその情報館の位置付けというものもありまして、その事業の中でまあ基本計画、運営計画等も協議した経過もあってですね、で、今回、佐賀の道の駅につきましては建設課の方でという指示もありましたので。

ただ、今言われましたように、確かに雇用の場、産業振興に今から持っていくわけですので、当然その専門分野の方へですねバトンタッチもしていただいて、より活性化できるような道の駅。当然、黒潮町の玄関口、また幡多地域の玄関口でございますので、その役割を十分果たせるような道の駅になってもらわなければなりませんので。その付近はですね、今後、あとまだ1年ちょっとぐらいまだございますので、十分その付近は連携を取って進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

ぜひですね、そこらへんがうまい引き継ぎできるようにですね、まあこれはお願いをしたいと思います。

それから、もう1点ちょっとですね確認したいのは、午前中の質問の中でもかなり踏み込んだ質問していったわけなんですけど。今回ですね、その協議会やりながら、どういう建物にしていくかとか、いろいろこう話を詰めていったわけですね。その中で、当然、まあ運営主体になるべきであろうという人たちの意見を中心にされてきたと思うんですけど。

最終的にはですね、まあこれは公設民営という形のものでしたので、運営自体のところはですね、今後どういうふうな町民に対してまた開いていくことを考えているのか。今の検討委員会でやられてきた人たちを主としてどういう、今度、運営ですね。具体的な運営はどこまで考えられてるのかっていうことをちょっとお聞きしたいんですが。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

お答え致します。

さが道の駅の運営につきましては、今言われましたように公設民営ということで、母体となります、今現在設立準備委員会がございますけど。その4団体プラス町内の金融機関、また水産会社等も加わっていただきますけど。当然、道の駅の中に物産店直販所がございますけど。その上につきましては、そのまま準備委員会等で参画していただいております、まごころ市さん、あるいは黒潮工房さんとか、町内にはいろんな、土佐産直さんと、いろいろ企業がございます。その方々にも出店していただくようにできておりますので、幅広くですね呼び掛けをして、当初からさが道の駅については町民こぞっての道の駅という位置付けもしておりますので、みんながですね末永く愛着できるような道の駅にしていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

はい、分かりました。

まあくどういようですけど、そしたら町民全体に、最終的にですね、その運営に入るときはきちんとした工房なり、何とかそういう形で運営主体を確定して、で、やっていくというふうに解釈してよろしいんですか。

それと、もう1つがですね、今はこの質問の中では道の駅についての話でしたわけなんですけど。さっき言われたようにですね、あの近くにももちろん民間の会社もありますし、さまざまな業種ありますんで、そこらへんとのやっぱり連携も必要だと思います。

それで、先ほど課長の方でスタンプラリーをとという話をされてましたけど。本当に地域全体がですね元気になる仕組みで考えられるのであれば、こういう公的な施設含めてですね、もっと全体的にやられる方が、もう少し大きな、町全体のですね効果を生むような気がしますんで、そこらへんも含めて考えられたらどうかと思いますけど。

もう最後になるかもしれないですけど、それについて答弁いただけますか。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではお答え致します。

まず最初に、運営主体の件でございますけど。これにつきましては、従来、道の駅への準備委員会等で組織されておる団体がですね、町内のまあ大体あらゆる団体といいますか、4団体をはじめ、先ほど言いましたような参画していただける業者の皆さん等がおられますので。現在考えておりますのは、まあ指定管理者制度の中でのですね、公募によらない候補者の選定ということで予定を進めております。

また、先ほど言われましたスタンプラリーの件でございますけど。先ほどの答弁で、道の駅ビオスさんとか黒潮一番館と言いましたけど、言われますように、広く町内いろんな施設がございます。その施設の方々にもですね賛同いただいて、黒潮町の活性化、発展のためにですね、まあそういうこともまた提案もしていきたいと。

とにかく、両運営事業者ともですねいろんな協議は進めてまいりますので、その中でより良いものをつくっていききたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

そしたらもう、最後にちょっとお願いだけしたいと思うんですが。

ぜひですね、まあ事業主体なり、そういう運営母体が決定された段階でですね、せめて今ある道の駅のピオスおおがたとかの関係者とですね、その協議をする場所をぜひ設けてあげてですね、お互いが本当にこう、何て言うんですかね、脅威を感じながら、この1つの黒潮町の町の中に道の駅が2つできて、で、今度運営始めるわけですので。その片方と片方がですね、お互いにこう、何て言うんですかね、足を引っ張り合うような、そういう形にならないようにですね、ぜひ両方の道の駅が本当に生きるような形の、その協議できる場を設けてあげてですね、そこのコントロールを町の方でやっていただくことをですねお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

次の質問者、明神照男君。

10 番（明神照男君）

議長にお許しをいただきましたもので、3点について、町長と監査委員さんに質問致します。

まず第1点目、当年度の予算と事業についてでございますが、この質問につきましては議会初日にあの町長の施政方針で分かりました。

合併当時は町長による、その施政方針いいますかね、それがね自分、記憶ではなかったように思うがです。ほんで自分らね、佐賀の出身の議員で話した、おかしな町やねいうて。今回は町長がね、懇切丁寧な説明していただいたもので、分かりました。はい。

それで、まあ現政権と申しますかね、まあ安倍さんがインフレ政策ということで、前年に上回る約100兆円上回る国の予算。そういう中で、私たちの町の予算も大きくなっております。まあ、要るがやきこれはしやないねえというて使う。使えるきええけど、まあ使える中でやり繰りせいかんねえという考えでやるかどうか。

まあ、阿波踊りに例えたら失礼かとも思うがですけれど、親分の安倍総理が踊れ言うきに、まあ踊らな損やねいうて踊るか。けど、これもまたおかしい例えですけれど、あのひばりのお祭りマンボやないけど、あのおばさんみたいによ、ならざったらええがねやと自分思いよるがです。まあ、人間のやることは結果次第やもんでね。戦後は終わったと言うたあの池田さんや、今太閤と言われた田中さんのときのように、国そのものが自分は成長期ならともかく、昔話、朝日長者のように、あの沈みかけた夕日をね、安倍さんがよ呼び戻してくれらあ結構なことやけど、そうならざったら、これ100億円超えた町の借金がどうなるやろうかと。まあ確かに、南海地震対策として増額は致し方ないとは思いますが。

12月議会、自分の質問に対して、町長は削減と。確かに今まではちょっと膨れ過ぎたきに削減というお話でしたが。

そういう思いが、まあ今年いいますかね、初年度の予算の中にどのような形で生かされておいでるかどうかをまずお聞き致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは明神議員の、当年度予算と事業につきましてお答えをさせていただきます。

まず今回のですね、国の地方財政計画等の内容を少し説明もさせていただきますと思いますけれども。

国はですね、平成25年7月から、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提としまして、地方公務員給与を削減し、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費

を歳出に特別枠を設けております。

内容は、普通交付税におきまして職員給与分8,504億円を削減しまして、全国防災事業費に973億円、また緊急防災・減災事業に4,550億円、それから地域の元気づくり事業に3,000億円の財源を措置することになっております。

まあ、これを基に本町の普通交付税の算定してみますと給与削減額が約5,000万円となりますが、普通交付税の基準財政需要額に人件費の削減努力分を反映し、地域の元気づくり事業費分を追加されたことによりまして、増額分が約2,000万円となっております。このことから、本町の歳入の大部分を占めます地方交付税がですね3,000万円の減となります。約0.8パーセントの減でございますけれども。

このことによりまして、本町の平成25年度の財政環境は大変まあ厳しい状況が予想されておりますが、今、明神議員も申されましたけれども、本町は産業の振興とともに、南海地震、津波対策の拡充、加速化が求められておまして、これらに積極的に対応した予算となっております。このことにより、合併以後最大の約92億円となっております。

具体的な内容につきましては町長の施政方針等で説明がありましたのでここでは申し上げませんが、南海地震、津波対策、産業の振興による雇用の創出、それから高齢者福祉の充実、社会資本整備の充実、基礎学力の向上など教育の充実、地域支援施策の充実などを重点に置きつつ、継続事業の年次計画の見直しを図りながら、福祉や医療助成、環境対策、鳥獣害対策、観光振興など、必要な事業を各所に盛り込んだ積極予算となっております。

この結果、歳出の抑制には至りませんでした。歳入はですね、国、県などの制度を最大限活用することとしておまして、健全財政に配慮した中で可能な限り住民に沿った、きめ細かな取り組みができたというふうに思っています。

ただし、これまでずっとおっしゃってありますが、大変、起債の借入れが多額になっておりますので、今後もですね、財政運営には慎重な取り組みをしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあこれはお互いね、難儀なことや。ほんまにねえ。住民の皆さんの要望はいろいろ聞かないかんし、地震、津波の対策もやらんといかんもんで。

しかし、金がね、借金やきね、まあ民間で言うたら。ほんで自分は、先にも聞いていただいたように、その中で、まあいうたら去年度並みのお金の中でやり繰りをしていう機運のものがなかったら、それこそ、繰り返すけんどよね、お祭りマンボのおばさんみたいに自分はね、ならあせんじゃおかいう思いをするわけです。

まあ、これは初めにも聞いていただいたように、町長からね、初日にいろいろ懇切丁寧な説明いただいたもんで、1点目のあれは分かりました。

それで、次に2点目。

まあTPPの参加。まあ、安倍総理はこの3月15日、参加をまあ表明しました。これは今年の2月の24日、県の町村会ね、町長らの。それから議長会で、農山漁村の暮らしや地域産業に打撃的な影響を及ぼすとして国に参加しないように求める決議の採択、それを県の選出議員に送付するとともに、農林水産業の振興策を要望すると。その要望事項として、食の安全、安心、それから高付加価値化、それから、まあ欲張っちゃう。集落営農とか木質バイオマスの利用拡大、漁業安定化対策の強化などを求めています。

TPP 参加で、ここでは農業経営だけ、新聞の記事ではね。まあ農業だけやなし、一次産業が不安定になる。それからまた、よく言われる医療の保険の問題、国保の問題。そういうあれから、TPP 反対を土佐の怒りとして訴え、高知県を守り発展させていくのが我々首長や議長の責務だという、高知新聞のこれは記事です。ほんで自分、まあうちでは町長、議長、申し訳ないけど、何を言おうが、農漁協の長がね言おうがよ、国会議員の人が心で何を考えちよるろうかと。

まあ、いつも自分言わせてもらうことやけど、あの人らあはね食べるにも困らん、お医者へ行くにも困らん人やきね。言うたら。けど地方は、田舎はそういうわけにはいかんきに骨が折れようわけよね、町長らも。まあ、燕雀（えんじゃく）安（いづく）んぞという言葉もあるように、あの人ら偉いやき、どんなこと考えようか分からん、自分らには。ほんでよ、自分の思うがはね、安倍さんはもう参加するぜよと、15 日に。それに対して高知からよ、総理にね、そんなことなろういうていた人がおるろうか思うてよ、これは。ほんとに去年の 24 日がよ、うそもほんともないけど、ほんとにその思いで取り組んでじょうがやったらよ、1 人、2 人はね、自分、自民党、総理によ、それじゃ困るぜよと。まあ、形としたらね、抗議はしよります。まあ、そういうことで。

そういう中でね、ほんで自分一番思うがは、これもいつも言わせてもらうことですけどね、自分ら漁師にしても百姓さんにしてもよ、人間が生きていくになけりゃいかに食糧を生産してね、生産さしてもろうて、自分らやったらカツオ取って暮らしてもろうて、今はその仕事が続けていけれんがやきね。ほんで付加価値を付けなさいとかよ、六次化にしなさいとか言うて。それで自分ね、それは否定せん。けどね自分はよ、繰り返すけどね、なけりゃいかにもんを生産してよ、それで漁師がやっていける、百姓さんがやっていけるいう仕組みがなかったらよ、自分はいかんと思うがやき、これは。いうことで。

ほんで、自分思うにね、今、まあこれは自分が言うまでもない、町長にもお分かりのこと、皆さんにもお分かりのことやと思いますけどね。食糧と水はもう地球規模でよ、争奪やきね、これは。昔は鉄砲で取り合いしたけどよ、今は口よね。ほんで、この間もオバマさんが聖域はある言うたきいうて安倍さんは言うけどよ、自分はね、そこにねほんとの問題があつてよ、それをどうせないかんか。

ほんでそういう中で、まあ、町長から自分お聞きしておるのは、町でどういう取り組みをするぜよと。TPP が参加して、ほんで、なんちゃあいかざつたらやめたらええいうこと言いよるけどよね。けど、自分らには分からんけど、そう簡単に、ほいたらやめろつかねいうてやめれるもんかどうかい問題やと思うがです。

それで、町長にお聞きしたいのは、現実に参加はする。それから、参加をしたらそう簡単に、わしはやめるぜよいうわけにはいかん。なったときに、田舎の一次産業。農業、漁業、林業。それから、毎年毎年上げないかん国保。国民健康保険、皆保険いうね。そんな問題があるわけやが、どういう取り組みをお考えですか。

まず、お聞き致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

明神議員の、TPP 参加問題で農漁業対策についてのご質問にお答え致します。

まず前提としてですね、先般、安倍総理が交渉参加を表明されました。その交渉参加を表明された段階では、まだ例外品目として、まあいわゆるセンシティブティの確保に努めるということでございますが。ここでは、その例外品目として認められなかった場合という前提でよろしいでしょうか。

そしたら、そういった前提で少し答弁をさせていただきたいと思います。これまでの答弁とちょっと重複することになるろうかと思いますが、よろしくお願ひ致します。

まず、農漁業対策でございますけれども、世界的に、この保護政策につきましては2種類が主流だそうでございます。1つは関税による保護。それからもう1つは、補償による保護。前者は日本が取ってきた立場でございます、後者はEUならびにアメリカが取ってきた政策でございます。

そういった中で、日本がこれまで主としてきた関税による保護。この関税が撤廃されるわけでございますから、必然的に補償による保護への移行がなされるべきものであると。そして政府の方も、それを想定していることとは思います。

しかしながら、ここも勉強不足で大変申し訳ないところでございますが、まずセンシティブ品目として認められなかった場合に、その保護政策が果たして打てるのかという、根本的な、TPPの根幹をなすところであろうかと思いますが、その問題があるかと思っております。

調べましても、なかなか明確なお答えをお出しになっている学者さんもおられませんし、ここではなかなか断定できるところではございませんが。私なりの考えを申し上げますと、これまでわが国が結んでまいりましたEPAやFTAにおいては、このTPPでかなり議論になってございますISD条項は盛り込まれてございません。しかしながら、今回このISD条項が盛り込まれるということで、まずは例外なき関税撤廃のその品目になった場合に、自国に対する産業の保護政策が果たして可能なかどうか。これは訴訟対象になり得るのではないかと、自分では思っております。そういったことをまず国は整理をして、そして正確な情報を迅速に流す必要が思っております。これは前政権のときからも申し上げてまいりましたが、今政権に至りましても、このTPPの問題につきまして情報開示であったりとか情報提供は非常に後ろ向きの姿勢であると、そういう印象を持たざるを得ないと、自分では思っております。

そういった中で、いずれにしても補償による保護。現在も戸別所得補償等々行われておりますが、これの大規模なものが想定されるところでございます。これがISD条項のその投資家と国家間の紛争を解決する手段の対象にならないと。つまり保護政策を打てますよということになった場合には、相当の規模の費用が掛かることと思っております。これが根幹を成す対策であろうかと思っておりますが、当然これは市町村で対応できるものではなくて、国が抜本的な資金投下をして対応しなければならないものと、そのように認識しているところでございます。

ならば、その国策と併せて市町村は何ができるかというところでございますが。現時点におきましては、なかなか市町村単独でこのTPP対応に対する施策をこうしますというような確たるものを持っているわけではございませんで、これからもしっかりと情報開示や情報提供に向けての意見、あるいはJA等との連携をさせていただきながら、情報収集にまず務めさせていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、町長のおっしゃるとおりね、これ、この田舎の町でどうこうできる問題やないのも分かります。

けんどね、自分思うがです。町長はない言うけんどね、自分ね今の農業法人ね、それから、町長がこの間説明してくれた新産業創造事業。あるに。自分、あると思う。そういうことをよ、生かす。それで、まあ林業もあります。バイオマスでね、いうような。

それから自分、ちょっと町長に委員会で聞いていただいたかどうかと思うがですけんどよ、あの漁業法人、農業法人と同じようにね。あのとき、自分ら説明のときに町長は、今は行政というか、本来やったら、昔は行政とか組織が事業をやるということは民を圧迫するからという問題があった。けんど、今はそうやないというような意味合いのことを町長は説明のときに確かに言った思うがです。

ほんでこれはね、自分漁業法人に関係してはよね、自分も今年春からね、うちの高知のカツオ組合でも、自分その話しようがです。これ、組合で船やったらどうぞよいうて。これは。今はよ、やりとうてもできんがやきね。ような思いでよ、自分、今町長おっしゃるように、まあ言葉返すようですけど、あると思いがです。自分はそういうことを、町長おっしゃるように TPP の問題については、まあ安倍さんいうたらあれですけど国もよね、対策としてかなり、まあいうたらお金使う制度をつくる。それをね、自分利用すべきやと思うがです。自分は。そういうことで、対策、どんな取り組みがありますがという設問いうかね、さしてもろうちょう。

ほんで自分ね、町長がおっしゃるこの事業らも、新産業創造事業、ええと思うがです。自分は。ただ、まあ言うたらまたあれになりますけど、その事業、まあ農業法人も一緒。それから、今自分聞いていただいた漁業法人も一緒です。その仕組みはいいわけ。問題は、それをどう生かすか。どういう形で黒潮町の中でね、肉付けしていくかが大事やと思うがです。そういうあれで。

まあこれ、この間、自分これテレビで聞いたがです。震災の相馬市ね。あそこの市長さんのお話で、東京農大の大澤学長さんにほんまにお世話になったいうて。ほんで、そこから本間教授という方が相馬市へアパートを借って来てくれてよ。農大ですきね、農業、イチゴからこのやってくれたいうていう話。そしたらたまたまテレビで見て、ああ、ほいたらうちらも、町長、この間の説明やないけど、あの松崎さん。ほかに4名の方ですかね。その人らが、この本間先生ばあの意気込みでやってくれたら、町長が思うようなあれになるがやないろうかいうように自分思うたことですけどね。

そういうことでね、自分この TPP の問題についての取り組みはよ、申し訳ないけど、もう自分ら民間はほんまにもうそういう余裕がないなってきちよるもんでね。ほんで農業法人にしても、それからまあ、今自分聞いてもろうた、これも昭和の30年代に漁業法人というのは国の政策やなかったかと思うがです。漁業権のほとんどをやった。まあ高知の場合は、自分はっきりしたあれじゃないですけどね、民間の方に持っていったように思うがです。ほんで、何人かの船主さんが船を増やしたケースがあったがです。まあ、今もうそんな人はみんな漁師しよりません、漁業やりよりませんけどね。ほんでそのときには、いい制度として国が出してきてくれる。ほんで、それを自分らがどう生かすかやと、自分思うがです。

ほんで、うちでも出てきちょうあの第三セクターもね、自分やっぱあ国の役人は頭ええと思う。制度としたら、あれいいと思うがです。ただ残念なことにはね、それをよう田舎の人間が生かさんと自分思う。ほんで、うちにはそういう問題も出てきちよるきによね、ぜひそういうことで、この TPP を利用言うたら語弊ありますけど、生かす取り組みが大事やないろうかと思うがです。

まあ町長はない言うて、別にそのことにこだわるわけやないですけど、どう思いますかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず対応策がですね、市町村単独で打てないという話ではなくてですね、現段階で実はその明確なものを持ってないということでございます。

それから、先ほどご指摘いただきました新産業創造事業なんかも、指摘いただきまして思い浮かべたのは、韓国が FTA を結ぶときにですね、まさにこういう手法を取ったそうでございます。農村部へ工場誘致をし、それを生産ラインとくっつけるというような施策を打って、条約批准に至るとというのが韓国の手法だそうでございます。こういったことは十分考えられることでございます。

特に、ご指摘いただきますように、資金的には国策をどうしても頼らざるを得ませんけれども、それをしっ

かりと生かしていくのは、やはり市町村であり住民の皆さんであると、そのように思っております。とにかく情報収集をさせていただきながら、可能な限りの対応策は考えていきたいと思っております。

それからもう1つ、大前提でございますけれども。交渉参加を表明はされましたが、今のところ政府としてはその農業、あるいは水産業については、まあ例外を求めていくということでございます。

当然、自分もこれまで議会答弁してまいりましたように、まず参加自体も反対ですし、仮にどうしてももう交渉参加ということになればですね、それがもう次善の策としてこのセンシティブティをしっかりと主張していくと。そういった意見も、中央の方へもしっかり挙げていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

そうです。今ね、町長おっしゃるようにね、まだ参加してもよ、入るかどうかはその次の問題やきね。

ほんで、参加するということで安倍総理は優遇策ういか。農業、漁業も含めてよね、困る困るいう人に、こんなことやっちゃうけん、おまん入っとうせいいうようなことをやってくれるいうがやきよね、それを自分生かしたらええと思うがです。

ほんで、まあ今うちでも自分、町でこの間の説明会、ソーラーの設置の問題も出てきましたわね。ほいたら、あれが20年間で6,000万かね、収益が。自分ね、まあこれ私事みたいになるけんど、うちでももう息子の家へやっちょります。ほんで自分町でもね、前の町長のときからよ、やったらどうぞよと。民間のみんなの屋根を利用してよね、やったらどうぞよということを提案したけんど。まあ申し訳ないけんど、やれんことを並べてね、やれませぬいうて。自分思うたがです。町で直接やれんがやったら、それこそ今言うた第三セクターみたいな組織をつくってよ、そこでやっちょったらよ、ほいたら年のいた人らもね。現実にはうちの息子のところだね、7,000円、8,000円いうようなお金がほら、入るがやきね。ほいたらその人らにね、自分小遣いができるように思うたがやったけんど。

まあそういうことで、そのソーラーの事業らについてもよ、自分ね1つ思うたがはね、これ、あれです。まあ、今言う創造事業いうような形の中でのあれですけんどね。町民の人みんなにね、町がね、これ、できるかできんか分かりませぬ。保証人になってよ、銀行から金を貸してもろうてね、それで出資してもろうたらよ、ほいたら町民みんなの事業になるがやないろうかいうようなこと思うたがですけんど。

まあ、こんなこと言ってもあれですき、分かりました。

まあそういうことで、この問題は。これ町長がね、やるやらんやきね。言うたら。ぜひお願いしたいと思っております。

この、1の3の問題です。

ここへも書かしてもろうちょうように、前の戦争に負けてからは復旧、復興でね、みんなが一生懸命やった。ほんで、まあ官も業もいうか、学も含めて、その成功体験言うたらあれですけんど。それが去年、県ではその公共事業について、まあこれ内部告発いうか何いうか知らんけんど、談合の問題が公取にされたと。自分、12月にも言わしてもろうたことやけんどね、自分、談合も悪ない思うがです。それから世襲ね。今もじき談合と世襲は言われるけんどね、自分、あれ悪いことないと思うが。自分らがこうやって話するがも談合ですきね。問題はよ、その話し合いが、町で言うたら町民みんなのためになる話し合いやないきに、談合がいかんちょう。世襲もよ、親の仕事が子が継いで何が悪いやおかとは自分思う。けんどよ、今問題になちょうがは、自分がうまいもん食べよう、そのうまいもんを子にも食べらしたい思うて世襲をするきにいかんちょうだけやと、自分思うがです。まあそういうことでね。

ほんで自分思うがはよ、これ、まあ午前中、森議員の質問にもありましたが、関連したあれですけど。自分は新聞で見た。初めて知った。公共事業は設計金額と係数で予定価格を出すということですけど、うちの町もそうですか。

それをお聞きます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

明神議員の1番のカッコ3のご質問にお答えさせていただきます。

公共工事は設計金額と係数で予定価格を出すとのことだが、黒潮町はいかがかということでございますけれども。町はですね、国との積算基準や各種価格資料に基づきまして設計金額を算出し、その後、決裁権者がですね、設計金額に基づいて予定価格を決定しております。通常はこの設計金額と予定価格が同じになりますけれども、当町におきましては他の自治体と同様にですね設計金額を尊重し、漏えい防止および端数調整の観点からですね、設計金額に一定の調整率を乗じて予定価格を算出しております。

ただし、100万円以下の小額ですね工事につきましては、調整をしない場合がほとんどでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

はい、分かりました。

いや、自分は全然そんな知識なかったきね、ほんで新聞へはそう出しちよったきよ、うちの町はどういう形かなあと考えてお聞きしたわけで、分かりました。

それで2番目。

ここへも書かしてもろうちよるようにね、公共工事いうたらほとんど追加工事よね、これは。自分ね思うにね、自分らの仕事で追加工事を出すことはばかの骨頂やきね、これ。ほんで、追加工事が出たいうたら恥ずかしい思うちよう。にもかかわらず、公共工事はほとんどが追加工事。

これね、自分思うがです。これはまあ、自分思うがやけんよね。業者が追加工事を出してくる。そのときよ、自分やったよ、あていらね、そんな専門的なことはひとつも分からんいうて。おまんらがこればあ要るいうて出してきちよるによ、それでまた追加工事かよと。おまんら、そればあのレベルかよと。それは、初め計画どおりなかったもん、工事の途中でこうしたら、うちらでもあります。据える思いはなかったけど、話聞いたらこれがええいう、ほいたらそれ入れろるかいう、そういう追加工事はね、それはもうしようない。しようないけんど分かり切った範囲の中でよ、追加工事が出てくるいうがはよ、自分はねえ、これ申し訳ないけんどよ行政のね、あと言うたらあれやき言わんけんよ。そんなもんやと思うがぜ。

そういうことでよ、ここへも書かしてもろうちよるようによ、行政は追加工事をどのようにお考えですかという質問です。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

明神議員の1番、カッコ3のマル2のご質問にお答えします。

まあ、民間の声につきましては今明神さんが言われましたが、公共工事もですね、当然、設計書に基づいて工事を進めております。しかし、工事によってはですね、地質調査などをしないで設計をする場合や、同様の

工事であっても現場の状況がすべて異なり、掘削しないと状況が分からないことがございます。そういったことで、当初設計段階では想定し得なかった問題も発生してまいります。特に建築工事になりますと、設計書ではなかなか分かりづらい点などがあり、ある一定工事が進み、形が見えた段階です。施設関係者等から変更してほしいという要望が出されます。さらには住民の皆さまの要望、また安全面や利便性などの観点から、工事内容を変更せざるを得ない状況も出てまいります。また、事業によってはですね、3年とか5年の計画を立てて単年度単年度で予算化をし、工事の進捗よく状況を図っていますが、まあ入札減などによってですね、単年度の予算に余裕ができれば、事業の進捗よくを図るために追加工事をする場合がございます。

また、追加工事が割高になるのではないかとのご心配もありましたが、追加工事でも積算基準に基づいて行われますので割高になることはないというふうに考えておりますし、逆に追加工事でも事業進捗よくを図った方がですね、経費的には安価にできる場合もございます。

とはいってもですね、変更、追加工事を安易に認めているわけではございません。変更、追加工事に当たっては、慎重に検討して対応をしているところでございます。

このような状況からですね、今後も各種工事等で変更、追加工事が当然出てまいりますので、ぜひそのへんのご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

私もね、追加工事がいかんいうがやないが。全部ね。今、副町長おっしゃるようによ、追加工事、期間を縮める。まあ第一、仮によ、2年でやるがを場合によたら1年でやたらよね、業者もよ、わざわざそこへ1回運んだもんをまた別のところへ持っていちよって、明るる年また持ってこないかんとかいうようなこともせんでもかまん場合もあって、一概に追加工事が悪いいうがではない。これはね。

ただ、一般論としてよ、副町長はよ追加工事高うならん言うたけんどね、そりゃそれでそれぞれのもの考え方やきよ、別に副町長の発言、お考えを否定するがやないけんどもね。ないけんども一般論で言うたらよ、これはあくまでも民間の考えぜ。初めやたらね、うちらが船造ってもよ、3億、5億円掛かる。おまん、これ5億も掛かるがやき、ちったあ引いちよきやいう話ができる。ほいたら業者もよ、そのときはね、ねえ、骨が折れるけんども、ほいたらそうせないかんねいうような話になる。それでも業者は利益確保できるがやきね。

けんどもね、追加出したらよ。まあ明神さん、おまんそんなこと言うたち、初めにたいちや骨折ちようきもうこらえとうせよ言われたらよ、それから無理言えんきね。それが民間の仕事。公共はどうやりようか自分分からんけんども、自分らの目から見たらそんなことしよらんように自分見えるきよ。業者が言うてきたら、はい分かりましたぐらいにしか、申し訳ないけんども見えるきに。

ほんでこれもよ、昔のようにね、国へ言うていたら国も何とかしてくれたい。それから国自身がよ、税収が70兆はなかったと思うけんども、金がどんどん入りようときやたらかまざったと思う。けんども、現実には40兆あるかないか。まあ、これから安倍さんがどうするか分からんけんどもよ。そんなようになってね、国そのものによ、金がないなってきたがやと自分は思うきよ。にもかかわらず、従来とおんなしようなことかまんろうかと思うき、この追加工事のよ問題は出さしてもろうたがです。

ということで、まあこれも今副町長おっしゃるようによね、まあ副町長は追加工事はそんなに高うならんいうようなお考えやき、それはそれでよ、別に自分はそれをいかん、そんなことはないかということまでは言うあれないけんども。現実問題として、懐に国も町もよ、お金がないなってきたきに。それこそ今度の消費税ね、国保税。最終的には民からやっば取り上げないかん。それは一番負担なるがが田舎やきよね、と自分は思うき、

まあ出さしてもらいました。

はい、分かりました。

それから、そのマル3の町の行政業務についての監査委員の見解を聞くという問題です。

これ、自分12月のときには、らっきょうの裁判についてという趣旨の部分もあった。ほいたら監査委員さんが、もう裁判で決まっちゃうことやき監査委員からは何とも言えませんいう答弁やったきね。ほんで、分かりましたと。自分も不勉強やったきに。けんど、3月にはまたお聞きしますいうことで出さしてもらったことで。まあ自分らにしたらよ、黒潮町の監査委員条例ね、その監査委員。それから監査の基準。それらを読ましてもらったら、もろうての質問で。

ほいたらその中に、4条に監査委員は町の財務管理、企業の経営管理、その他行政運営に関し優れた執権を有し、その職務を遂行するに当たっては常に、いう文言があるわけで質問させていただきました。

まあ、自分これね、下村議員とも話したことです。本来は議会がよ、行政に対してね監査委員の仕事するが自分、務めやと自分思うちょうき。ほんで下村君に、ねえ、下村君。

(議場から何事か発言あり)

話して、これはほんとは自分らが、金子委員長、やるよりか先自分らがやらないかんことやけんどねいう話をさしてもろうたことで、特にどうこうというあれは。その監査委員の仕事がどうかこうとかいう趣旨じゃないですきにいうことで、質問というかね、形を出ささせていただきました。

ほんで、局長から話があつて、自分こういうお考えでいうことで、分かりました。これは。ほんで、もう言いよったらあれなるきよね。せっかくおいでいただいた。これはこれで、もう答弁はいいです。申し訳ありません。

次、2番の南海地震の問題。

これは、まあ自分だけやなしに、ほかの議員の皆さんからも質問が出ちよりますが。

ほんで、確かに町長、それから担当者がね、犠牲者ゼロへの心意気、取り組みにはね、自分感謝します。感謝しちよったけんどね、先によ同僚議員の質問にあったよ、あんなことじゃね町長、町長の心意気がよ、あんなことじゃ自分、崩れてしまわせんろうかいうように思うたがで、これは余談なりますけど。まあそういうことで。

問題は、地震は、これはどこにおつてももう避けられません。けんど、津波は高台やったらまあ避けれるわけです。ほんで自分はもう去年、おとどしのあれが出たときから、簡単な問題ではないにしても、300年、400年の時間の中で考えたら、やっぱり高台移転やないろうかという思いを持ったもんで。ほんで町長に、高台移転の基本的な構想、お考え。今年1月には大体こういう話ができるとか、それから、これ去年です。去年、うちの町としたら公共の施設等を高台へ持っていくとかいう町長からのお話は聞きしております。

ただ、そういうことで進んでおるとは思うがですけど、1つはやっぱり、自分町長にお聞きしたいのはよね、今、ほかの人はどうともこうとも言えん問題やと思うがです。けんど町長にはよ、わしは将来黒潮町を三陸のようなあんな悲惨な目に遭わさんためにはこういう町にしたいと。それに基づいて順次こういう取り組みをという、その基になるお考えをお聞きしたいもんで、2番目の質問をさしてもろうちよるわけです。

町長に、基本的によね、町長はどういうお考えか。高台へ上げるいうことは分かります。どういうまちづくりを目的にして高台へ上げますというものがあればお聞きしたいと思い、質問です。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員の2番目のご質問、南海地震対策についてお答え致したいと思います。

高台移転につきましては、明神議員におかれましては12月の議会でも、土佐清水市の三崎の平ノ段の事例をもってご質問いただきました。そのときに、議員が例示された土佐清水市三崎の平ノ段は、今から306年前の宝永地震をきっかけに高台へ移転して、現在までそれが維持されている地区であるというお話を聞いたことがあります。このような例が全国に幾つか存在しますので、私たちが直面している津波防災対策については、全国の先人も大変なご苦労されたことだろうと思います。

今回のご質問に対するお答えは、そのほとんどが藤本議員と下村議員の回答と重複致します。

黒潮町と致しましては、平成25年から平成29年度をめどにして、高台移転を含む抜本的な津波防災対策の推進のための土地利用計画を策定するとともに、まずは地域の懇談会や地域の要望として高台移転の声が挙がった所を中心に、高台移転の勉強会をこれから積極的に開催してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ課長の答弁、これは申し訳ありません。自分、15日に休んでおったもんでね。

いや、自分お聞きしたいがはね、今課長が言うた問題の基になるものを、自分は町長にお聞きしたいがです。これは。

現実に、もうこれも何回も聞いていただいたようにね、自分は、まあ南から言うたら名取の閑上(ゆりあげ)とか石巻とかね、志津川、南三陸、陸前の高田、大槌。自分、あんなんなると言うちよります。これは。そういうことが予測される。それはそのときなってみんと分からんとは言われてもよ、想定外という言葉。自分はね、想定外やないと思うがです。そうしたときにどうせないかんかということ、今。

これも前も言わしてもらおうたようにね、執行部、自分ら議員の方、責任がある問題やと自分は思うから、その基になる町長のお考えを自分はお聞きしたいという趣旨がこの質問のがです。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、防災対策の中で、特に津波対策でございますけれども。その中でも、この高台移転をどうとらえてるのかというところの根幹を成すところのご質問だと思います。

少し適切な答弁になるかどうか分かりませんが、非常に重要なことだと思いますので、少しお時間をいただきましてお話をさしていただければと思います。

よく、この高台移転のお話をさしていただくときに、群馬大学の片田先生のお話を引用させていただきます。片田先生のおっしゃってる趣旨が、正確に自分が認識していて、そのとおりの発言ができているかどうかは分かりませんが、少し自分の考えでございますので、そのへんは参酌していただいております。

まず、片田先生がおっしゃるには、1億人の人口を抱えていて、数千人の方が災害でお亡くなりになっていた。こういった時代が日本にもございました。まあ、不幸な時代でございますけれども、これはあくまでもシステムエラーだという認識だそうでございます。つまり、本来ならば防げたもの。つまり、しっかりと科学的根拠に基づいて、ある一定、例えば堤防のかさ上げができているであったりとか、まあさまざまなことが考えられようかと思いますが。現在、国はそのシステムエラーを排除すべく、さまざまな法律をつくり、災

害対策をやってきたところでございます。根幹を成すのは、やはりあの伊勢湾台風の後に制定されました災害対策基本法と、こういったことになろうかと思えます。

そして、よく交通事故に例えて自分も思考するようにしております。単純に考えること、シンプルに考えることが必要かなと思ってございます。システムエラーとは何を指しているのかということを考えるときがございいます。交通事故に例えますと、本来あるべき所に信号機がなかったり、あるいはカーブの設計が間違っていたり、そういったことではなからうかと思えます。こういったことをしっかりと法律で担保しながら修正していく。これがシステムエラーの解消だと思ってございます。

そして、片田先生はもう1点おっしゃっておられます。

人口1億人を抱えていて数千人の犠牲が出ていた時代、これはシステムエラーであるけれども、このシステムを修正しても、どうしてもまだ100人単位の犠牲が出てしまう。これはアクシデントであるというようなお言葉を使っております。これを、先ほどの交通事故に自分は例えて考えてみますと、さまざまな道路整備を行い、安全施設の整備を行い、それでも交通事故はゼロにはならない。これはやっぱりドライバーの教育であったり、もしかしたら歩行者の教育も必要かも分かりません。こういったことをやっていく。これが犠牲者ゼロを目指すまちづくりであって、アクシデントを許さない。こういったことにつながると思っております。

そして、もう1点。そこまで詰めても、なお交通事故はゼロにならないと考えてございます。その交通事故をゼロにするための最大の手段は、車社会を放棄することでございます。これが、津波防災で言いますと高台移転に当たると、自分ではそのように理解してございます。

そういった中で、この高台移転。当然、町としましては積極的に検討をし、そして推進していく立場でございいます。しかしながら、これもこれまでの議会で答弁申し上げましたように、まず第一には選択の基準となる法律等々の条件がまず整っていない。そして、整うまでに、間もなく整うというタイミングであって、それからでも遅くないというのが自分たちの判断でございいます。

それから、もう1つは労力の問題でございいます。

昨年の3月31日に新想定が出されまして、防災意識が非常に高くなりました。その中で津波被害、もちろん地震対策も進めてまいりますが、この津波被害から逃れるすべ、短期的に効果の非常に高い事業、こういったものを優先順位を付けて選択していく必要があるかと思っております。それが、私どもは避難道であったり、あるいは地域の防災懇談会であったり、こういったものであると認識してございます。まずは、この直接的に命を守る、その効果が非常に高いと思われる、そういった事業を進ちよくさせていただきたいと思っております。

そして、労力と相談しながらこの高台移転も当然検討はしてまいりますが、この高台移転につきましては、防災課長からもありましたようにさまざまなスキームがございいます。そしてその中で、高台に住宅地を造ることが目的ではなくて、自分たちの思いは、造った高台に移転していただくことが目的でございいます。そうなりますとどうしても課題となるところがございまして、それがたびたびご答弁申し上げる家計の負担でございいます。こちらを軽減できるスキームがまず1つあるということ。そして短期的にニーズに対応しようとするれば、今の既存のスキームで対応するということになりますので、そちらは家計負担を低減さすという施策にはなっておりません。この2つの大きな性格の事業を、もしかしたらこれから進めていくに当たって、同じ地域に入れることも想定されるわけでございいます。つまり、同じ地域に住んでいながら、しかもなおかつ同じ高台に移転するにもかかわらず、ある方は100パーセントの負担をもって、ある方はある一定の公的負担をいただきながら、こういったことになるわけでございいます。ここをしっかりと手前で整備をしておかないと、後々の住民の皆さんの、例えば感情的な問題に対する配慮であったりとか、こういったものが失われると、自分はそのよ

うに考えてございます。その材料をまずしっかりとそろえること、これが大変重要だと思っております。

それからもう1点は、県にもお世話になりながら、黒潮町でも地域に入らせていただいて、この高台移転の勉強会を始めました。これは、その地域を高台に移転するという前提ではなくて、高台移転を進めるに当たっていかなる課題が出てくるのか。これはどうしても、ケーススタディーで一つ一つ洗い出しをしていく必要があるかと思っております。まず、この作業を詰めていかないと、ほんとに絵に描いたもちになりまして、しかもなおかつ高台は造って、なるほど移転者も増えてきたけれども、しかしながらコミュニティは失われた。あるいは、住民同士の感情のもつれが生まれてしまった。こういったことになっては、まちづくりにならんわけでございます。ここを手前でできるだけ整理をしておく必要がある。これがまず、高台移転の自分たちの基本的な認識でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

この問題は何回も町長にも聞いていただいたようにね、自分らは言うだけ。町長は実行せんといかん。立場の違いがあるからね。自分らが言うようなわけにはいかんことも、自分は分かっちゃうつもりです。つもりでありながら、やっぱり言いようと。

この前いうかね、うちの孫が自分に、おじいちゃん、気仙沼と佐賀とどっちやが怖いと思う言うきよ、自分言うたがです。気仙沼は再々、地震、津波が来よると。来よるけど、まあたまたまあれらのじいさんなるとこは津波の心配もない。それから家もそんなに、この間のあれも狂うちょらん。けど佐賀におつたら、もし言われるような地震、津波が来たら、どうなるか分からんぜよと。ほんで、おまんらはよ気仙沼へ行ちよきいうて冗談と本音で言わしてもろうたことですけど。現実の問題としてね、そういう問題が目の前にあるわけです。

それで、まあ、15日にもそういうあれが出たかとも思うのですが、現実には、まあ今町長おっしゃるように、これいろいろな問題がある。これは。しかし、自分の思いはよ、先にも聞いてもろうたようによね、午前中に課長の同僚議員に対する答弁にもあったようにね、みんなの話を聞いて、ほいたらどうしようこうしよう。そんなことでね、自分ね、残念なけど解決する問題やないと思うがです。ということは、結局、今よく言われる、東北が2年もたつて、なんちゃ進んじょらんことはないとは思いますがですけど、ほとんど進んでないいうことは、そういう問題があるからなかなか決まらん。ほんで東北の人の問題は、申し訳ないけど死ぬる人は死んで、生き残った人の問題。けど自分らの問題はよ、今生きちよう人間の問題やきね。ほんで自分は、これは申し訳ない、失礼かも分かりませんけど、もう生き運のあるもんしか自分は助からんと思うちよるがです。自分は。これは。ほいたら、その運をどうやってつくるか。できる人は、嫌が何だらかんだらいうても津波のこの、地震で死ぬるがは、もうこれはしようない。けど津波は、初めにも聞いていただいたようによね、高いところおつて、津波の波のところにあったら、津波の犠牲はないがです。ないと自分思うから、まあこういう質問してもらいました。これもなかなかね、ほんとに難しい問題やもんで、まあ自分、できたらお聞きしたいとは思いますがですけど。これも、なかなか町長の立場ではこういうああいうことは言えれん問題でもあるから、先ほどの答弁で分かりました。

それで2点目の、今、避難タワー。

ほんで、何か聞くとこによると、大方が何基で、佐賀が何基とかいうような話。ほんでそれと。

それから構造についてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、南海地震対策についての明神議員のご質問の2点目についてお答え致します。

避難タワーの設置個所と構造についてのご質問でございますけれど、津波避難タワーにつきましては、昨年の夏に実施しました地域担当職員、それから各地域の自主防災会、および消防団のワークショップの実施結果で、洗い出しの中で8カ所の要望がございました。その要望を基に、秋にはその要望があった地域と懇談会を実施する中で、結論としてはですね、万行地区、町地区、浜の宮地区、早咲地区、横浜地区の5カ所に避難タワーを建設することを決めて現在進めております。

万行地区におきましては、旧浜松保育所の敷地内。浜の宮地区については、大方あかつき館敷地内。町、早咲、横浜地区につきましては、地域の方と話し合った結果ですけれど個人の方の土地に建設を計画しており、現在用地取得の交渉と手続きを進めております。

タワーの構造につきましては、昨年高知県が公表しました津波避難タワー設計のための手引に示された基準によります。ちなみに、津波の波圧および波力、波の力ですね。に対しては、予想される浸水深の3倍の力に耐え得る構造。

それから避難ステージの高さでございますけれど、これはその地域の予想される浸水の深さから、さらに4メートルの高さを確保した位置。それから避難ステージの広さにつきましては、一人1平米の基準で設計を致します。

なお、さらに詳しい設計についてはですね、それぞれの地域で第3回目のワークショップを実施して、煮詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、別に佐賀、大方いうがやないですけど。ある人が、自分、知らざった。ほいたらある人が、大方4カ所やに、佐賀はどうして1カ所やおねいう話があったきよね、ほんでまあお聞きしたわけで。

それと自分、構造。今、課長がおっしゃったような構造。ほんで自分、この構造いうあれには、同僚議員がいつかも言ったあれがあった思うがですけど。そのタワーに、最低の救援物資いうか、そういうような構造にならんもんかどうかいようなことで、構造ということでお聞きしたことですけど。

そういう救援のものを備蓄いうか保管いうか、そういうあれはないですかね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、タワーに避難する時間ですけど、そう何日もというふうなことは考えておりません。津波が引いて、第2次避難所に行くような形になろうかと思っておりますけれど。取りあえずそれにしてもですね、その避難所で寒さ、暑さに耐えるものが必要でございます。あるいは生理的な対応も必要でございますので、各避難所には浸水をしないうちの所にですね備蓄倉庫を置いて、必要なものをその倉庫に保管するような計画をしております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあこれも、何だらかんたら言うてもあれやもんで、分かりました。

それで、ここへも書かしてもろうちよるように、その救済、救援。それ、よく高速道路という話があるがですが。問題はそういう物資。物資についてどういようなお考えを持っておいでるか。

というのは、これ、なんぼ物資があっても運べん。ほんで、運ぶためには道路ということですけど。まあ自分、これは遠野の市長さんのお話でした。三陸は再々地震、津波があるもんで、地震があるもんで。ほんで、もう海岸の市町村いなかね、そこらと遠野、まあ盛岡はちょっと遠いもんで遠野をキーにして。それで、その物資とか救援とかのいう協議いなか、そういうものでもきちょうるいようなお話をお聞きしたもんで。ほんで自分、まあうちらの場合やったら、まあ昔やったらあの西土佐とかよ、今はもう四万十市になって、あそこも海につながちよう。それから窪川にしても、まあ窪川はもともとあれですけど、十和、大正も一応四万十町いなか。そしたら、うちらの場合、まあ三原とか。津波に影響のない、被害のない。それから、津野町とか栲原とか。やっぱそういうところあと町と町との話し合いいなかね、そういうあれも大事やないろうかと思うたもんで。この3問。まあ3問、4問、5問が似たような、趣旨的にはあれですけど。

そういうものが必要やないろうかというように思うたもんで、これを出させてもろうちよるがです。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

これは明神議員、3、4、5 続けてというご質問ではなくて、3 でお答えしてよろしいでしょうか。

（明神議員から「大体同じような趣旨の部分もあるきに、3 と 4 一緒でも構いません」との発言あり）

はい、分かりました。

では、明神議員の南海地震津波対策にかんして、3 番目、そして 4 番目、続けてご答弁さしていただきたいと思えます。

まず、3 番目でございますけれど、食糧等の必需物資の手当についてのご質問にお答え致します。

岩手県遠野市の、あの遠野物語で有名な遠野市の例を出して議員ご質問ありましたけれど。まず、町のですね備蓄計画についてお答えしていきたいと思っております。

備蓄物資につきましては、平成 17 年でございますけれど、高知県の市町村課題検討委員会の応急対策ワーキンググループにおいて数量の算定方法の基準が示されたのが、最も県下の基準とされたものでございます。その結果では、避難者を 5,538 人と想定しておりましたけれど、それから随分時間もたちましたので当町としては現在全町民、平成 24 年 3 月 31 日現在の 1 万 2,734 人というのを押さえておりますけれど、それを最大避難者数として想定しております。これは今後、避難カルテ等を今調査中でございますけれど、そういうデータがそろえばですね、現実的な数値に見直していきたいと考えております。

次に 4 点目でございますけれど、被災後は生産も止まるが、1 万 2,000 人の食料や水などの物資はいつまで維持できるのか。これらの確保が第一だが、町の取り組みを聞くについてのご質問にお答え致します。

現計画では、一人当たり水が 3 リットル、アルファ米 3 食のほか、粉ミルクや生理用品、おむつ等を計画的に購入しております。これらのうち、粉ミルクとおむつは平成 24 年度に、水と食料は平成 27 年度、生理用品は平成 32 年度、そして毛布でございますけれど、平成 35 年度に必要数が確保できる見込みでございます。ただし、保存期間が示されている物品については、順次更新購入は必要でございます。

計画に当たっては、自助の作用や流通備蓄を考慮して1日分を最低必要量として備蓄する計画ですが、1週間は町の自力で生き延びるとというのが町の方針でございますけれど、これを想定して物資購入以外の対策として、食糧についてはこれから農家との備蓄米等の協定を検討してまいります。また、飲み水につきましては、水道タンク内の水を活用するためにタンクの耐震化および遮断弁の設置、ならびに耐震貯水槽の建設、浄水器の購入等を検討しています。

なお、現在のところ備蓄品は、伊与喜小学校、入野小学校、三浦小学校、旧北郷小学校、旧田ノ口保育所に保管していますが、将来的には各地の主な2次避難場所に分散して配備していく計画でございます。

それから、明神議員がご質問されました、他地域との協定。町外の自治体あるいは団体との協定につきましては、これからの課題でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、この救援物資、まあ食料も含めて難しい問題やとは思いますが、一応この質問として3、4、分かりました。

ほんで、一番大事ながは自分この5番のね、復興計画やないかと思うんですが。まあ、まだそんな地震も津波も来ちゃらんに、普通、昔の人やったら縁起の悪いこと言うないような話になりますけど。けど、いつか時間の問題はあるにしても来る。それから、それこそ家も1軒もないなるということが予測されると自分、しよかないかんと思う。ほいたらその後、ほいたらどうするぜよと。少のうてもこういう復興の計画を持ちよう、こういう計画がありますということが大事やないかと思うたもんで、復興計画の構想を聞くということで質問出さしてもろうちよりおります。

どのようなお考えですか、お聞き致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員の南海地震対策について、5番目のご質問にお答えしたいと思います。

平成25年度中に、町は黒潮町防災計画および今後見直しを重ねる黒潮町南海地震津波・防災計画の基本的な考え方の中で、可能な限りの構想を描いていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

よう分からんがですけど、可能な限り。

ほいたら、可能な限りいうがはどういう、まあ範囲というか。

お聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

これから作ろうとする黒潮町防災計画の中には当然BCP、事業継続計画もございます。

そして復興計画をですね、この防災計画の中でどこまで踏み込んだ書き方ができるのか。ちょっとまだ構成

ができておりませんので、この場で非常に大ざっぱな回答になってしまいましたけれど、できるだけ復興をイメージした計画もですね書いていこうと思っておりますけれど。

議員ご指摘のとおり、現在、復興への防災。それに備えるような計画が中心でございます、確かにですね、まだ復興まで十分なイメージになってないご指摘のところもあろうかと思うんですけど。そこもですね、将来を見据えてしっかり押さえていきたいと思っております。

今、ワークショップで300回のワークショップ始めました。その中で私どもは言ってるのは、もしかしたら来るんじゃないかと、必ず来ますという説明をですね住民にしております。当然、そうすると被災したことも想定した、いわゆる議員おっしゃられる復興計画、その前のBCP。そのへんも踏まえてですね、今後検討は必要とは十分に考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、この問題らあもね、それぞれ。

自分ね、これ私ごとになるけどね、おやじによ、なんちゃ考えることないいうて。人よりこっから先上、考えちゃったらええいうて。小指の先ばあ。それが自分は、もし、もしじゃない。被災をしたときにどういう取り組みをする。現実にはね、あの東北の首長さんらがよ、それで骨折りようがやきねえ。これは。平常なときやったらまともに、まあ、こればあがまんしょうかと。こればあ譲ろうかという話ができる。けど現実によ、その中へ入っていたらよ、なかなか気持ちの中にそういう余裕が出てこん。みんな、自分が大事になる。そのことで骨折りよるきに、自分はこの問題をお聞きしたことですけど。まあ、分かりました。

で、その3番目の、自然の環境はこれでよいのか。

まあ、これも自分言うまでもない、ここへも書かしてもろうちようように、30年で原発ゼロを民主党は方針としちゃったのを、現政権は見直すと。福島原発で放射能の汚染でお米も駄目、牛も駄目。自分は三陸の海ももう駄目になると、自分は思うちよります。それは、思うちよらん人もおるか分からん。けど、自分は思うちようきよ。ほいたら、どうせないかんか。先への復興もおんなしことやと自分は思うがです。

そういう中で放射能の問題。まあ、これは原発の問題。まあ、聞くところによると、自分ら原子炉を、まあ福島の問題でね出たがが、稼働中やき怖いと思うちよった。ほいたら稼働中よりかは、使用済みの燃料のプールの方がずっと怖い。無防備やいうようなことを知ったわけ。それとともに、まあ、プールへ置いちよって六ヶ所へ持っていくという計画やったのが、六ヶ所もどうにもならんという問題。

それともう1つは、あと何年かすると、その使用済みの燃料棒を保管する場所がないなるいう。ほいたら嫌でも原発はよね、自分らが止めてくれ止めてくれ言わんでも止まるいう。そんな問題とともに、西の方から、これ大陸いうて書かしてもろうちようけんども、何やら分からんもんが飛んできた。ほんまにこれは大変な問題やと自分思うがです。

そういうことで、町長にお聞きしたい第1点として、使用済み核燃料の保管しちようあのプール。その現状をどう思うか。それとともに、再稼働の問題。

どのようにお考えかいうことをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは明神議員ご質問の3番、自然環境はこれでよいのかのマル1の、伊方発電所関係の使用済み核燃料問題や保管プールの現状をどう思いますか。通告書に基づいて、まあ再稼働についてのことは触れておりませんでしたので、この通告書に基づいて作っておりますので、答弁させていただきます。

それからもう1点ですけども、これは私、専門性がございませんので、まず最初にお断りしておきますけれども、これは四国電力のですね広報課の方に問い合わせもさしていただきまして、その報告をもってですね答弁書を作らさしていただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

まず、この1点目の伊方発電所の使用済み燃料でございますが。

再処理した結果発生する高レベル放射性廃棄物につきましては、日本では300メートルより深い地層に最終処分することになっておるようです。特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき設立されました原子力発電環境整備機構、NUMOでございますけれども、平成40年前後を目途に最終処分場の選定をすべく、処分事業を進めているようでございます。

なお現在は、議員言われたとおり青森県の六ヶ所村にある専用施設に、ガラス固体化ということのようですけれども、非常に強固なと言われてるものようですけれども、ガラス固体化され保管をされております。

それから次に、保管プールの現状はどうかということですが。保管プールは原子炉建屋内の中に設置されており、その構造は原子炉と同様ですね、耐震構造で設計施工されておまして、常時プール内の水を循環させ冷却しており、安全性を保っているとの報告を受けましたので、この報告をもって答弁とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

ねえ、これもほんまに困った問題で。

ただ、自分これ町長にいうがはね、町長は去年、34市町村の首長さんのアンケートの中でね、状況を見てから判断するというようなあれが新聞へ出ちよったもんで。ほんでそのときは自分、プールの問題らも知りませんでした。が、先にも聞いていただいたように、もう伊方にしても、あと何年使用済みの核燃料を保管できるかという問題が出てきて。

それと、まあこれ余談みたいになりますけど、昨日ですかね、おとといですかね、北朝鮮が日本もロケットで攻撃するがは例外やないぜよという、まあ新聞記事、放送が、そういうか放映いうかあったということで。ほんで去年、自分ら伊方へ行たときに、管理者にその話もさしてもろうたがです。北朝鮮から来るいうがじゃなかったけどよね、こりゃあまこと、テロでもロケット打ち込まれたらどうしようもないねえいうて。それが現実に、場合によったら北朝鮮がよね、自分ね、日本を狙ういうたらね、まあ東京、大阪ら三大都市、人の被害は出るか分からんけど、いざ代わりがある。けど、あの福井とかよ、まあ一番福井が多いですけどね。あそこの原発狙われてよ、もし爆発いうかね、そういうあれが起きたらよ、それこそほんまにこれ大変なことになるがやないろうかと自分思うもんで。ほんで、結局ここへ使用済み核燃料の問題はこれでいいろうかねと。いかざったら、ほいたらどうせないかんかということを考えないかん。けど、考えてももうしようがないわけよね。あれ、除染除染いうても、その放射線の物質を出す物質がなくなるがやなしに、どっかへ。

今、課長おっしゃるようによ、まあ話変わりますけど、六ヶ所村で処理したいうても、その地下300メートル、400メートル。けど、うちらへも来ちよりました。あれ、平成の15年か。自分一人、あの六ヶ所へ行たことやったけどよ。全然話進んじょらんがよね。まして、福島のある問題が出てきたらよ、そう、はい、分かりましたいうてね。まあ確かに、あの再稼働のときは地元の人らは、国から金も来るきに、ほいたら受け

入れろかというがで再稼働をまあ始めたことでしたけど。

ほんで自分、今も聞いてもらうたように、まあ去年は町長はそういうお考えやったのが、去年とは状況が変わってきたがやないろうかと。現実の問題として思うたから、町長はこの伊方の再稼働について、まあ設問じゃないですけど。には出しちよりませんけど。要は、原発の稼働という問題について。安倍総理は、自民党は再稼働するいうあれで進みようがやきね。それに対してどんなお考えですかいう質問です。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、伊方の再稼働についてのお話でございます。これまでも議会で答弁申し上げましたとおりでございます。

それからまた原発政策。こちらにつきましても、これも議会で答弁申し上げたとおりでございますが、できるだけ早期に、脱原発に向けたエネルギービジョンとそのロードマップを策定する必要があると。そして、それに従ってエネルギー政策を組み立てていくということであろうかと思っております。そして、伊方もその中に含まれると。

ただし、これも重複になりますが、直ちに全原発を廃炉にするという立場を取ってございません。自分なりにも。これはたびたび答弁申し上げましたように、さまざまな経済への効果であったりとか、あるいは想定をどこまでするかという、こういった問題もあろうかと思っております。まず、それが1つ。

そして、すべての原子炉を直ちに廃炉にする立場を取っていないと同様に、すべての原子炉につきまして無条件で再稼働すると。これにも賛同はできないということでございます。一番問題なのは、私どももう少し勉強しなければならぬと思っておりますが、専門家でないので、まず外部の第三者の立場を取れる専門家の集団がしっかりとまず検証することができる、この体制がまず第一だと思っております。そして、その情報をしっかりと国民に開示していく。これが大変重要だと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

明神さん、あと3分です。

10 番（明神照男君）

はい。3分や。

この問題も、そう簡単にこうなるあなるいう問題やないき難しいがですけど。

ただ1つ、あの設計された方のお話では、構造的に設計上は事故は起こらんらしいです。ただ問題は、人間が操作するきに起こるいうことで。ほんで、それと今町長もおっしゃるようにね、これ原発止まってしもうて電気がないなつたという片一方に問題があるもんでね、そう簡単じゃないですけど。はい、分かりました。

ほいたらもう最後の、これPMいうて書いちょうけんどもあれかね。

（議長から「合ってます」との発言あり）

大陸から飛んでくるこの問題ね。これ、ほんまに大変なことやと思うがです。けんども、これも放射能と一緒にね、大変やけんども、現実には逃げるわけにはいかんもんで。

ほんで、町としてどういう取り組みをするかいう、これ質問です。

お聞きします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、3のマル2のPM2.5のご質問ですが。超小粒子状物質、これがPM2.5というようですけれども。炎の燃焼などによって直接排出されるもの、一次生成、それから窒素性酸化物、揮発性有機物、有機化合物等のガス状物質が、大気汚染中での化学反応により生成されたもの。これが二次生成という、二通りのものがあるようでございます。

このPM2.5でございますけれども、数値が高くなってきますと、呼吸疾患や心疾患のある方には健康被害を及ぼすと言われております。

中国では平成25年1月10日ごろより、北京市を中心にPM2.5等による大規模な大気汚染が断続的に発生し、偏西風に乗りまして西日本を中心に飛来してきており、環境省としてもその対応策が問われておりました。

環境省では環境基準を定めておりまして、1日の平均値が35マイクログラム・パー立米、年間の平均が15マイクログラム・パー立米以下であることとしております。しかし、こういったことから環境省は新たに注意喚起のための暫定的な指針となる値を70マイクログラム・パー立米とし、予測的手法により、当日の午前5時から7時における1時間当たりの複数測定地点、まあ、高知県にも何地点かあるわけですけれども。その平均値が85マイクログラムを超えると定期的に暫定指針値を超える可能性があるということで、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。屋内においても、換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の侵入を少なくし、吸入を減らす。呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等の高感受性者は体調に応じてより慎重に行動することが望まれるというふうな指針を出してございまして。この指針に基づきまして、高知県も環境部がそういった事態があった場合にはマスメディア等に、それからまた高知県のホームページやマスメディアへの投げ込みを検討しておるようです。

まあ、明神議員の言われる町の取り組みということでございますけれども。現時点では、本町としてもこれらを踏まえ、町民の皆さんには県と連携しまして、マスメディアや告知端末放送等による速やかな注意喚起を行うこととしていきたいと、現時点では思っております。

まず、このことにつきましては、もう単なる一市町村の問題ではなく、やはり国、県、市町村がですね、やっぱり。まずは国が対応策をですね、やっぱり示していただくことが第一条件じゃなかろうかなと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

今、課長もおっしゃるように、これ町でどうのこうのできる問題やないですけど。

ただ1つね、自分思うがはね、放射能による問題はよね、5年、10年、時間がかかってよ、出てくるがよね。けど、この場合はよ、自分、専門的なことは分らんけどよね、場合によたらすぐ出てくるかも分らんがよね。ぜんそくとかよ。まあ、すぐいうても、今日で明日いうがやないけどよ。

そうしたらね自分、放射能のときのあの測定器の問題はお金がどうのこうので先送りなつたけどよね、これの測定機械。自分、専門的なこと分らんきよ、お金もどればあ掛かるか分らんけど。そんなものを町で買うてよ、測定するとかいうような取り組みはどうやろうかという思いで質問ですけど。

どんなもんですかね。

議長（山本久夫君）

明神さん、もう時間なくなりました。

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

この物質の量を調べるのはですね、そらまめ君という機械のようですけれども。これは、空をまめに見ると
というようなことで名前を命名したようでございますけれども。まあ、これ1つがどれくらいするかっていうこ
とも、私、確認しておりませんが。

この問題は広域にわたる問題ですので、やはり私が先ほど申しましたように、これはやはり黒潮町のみでな
く近隣市町村を含め県下全体です、県、また国と一緒にですね、そういった対応をですねするべきであろ
うかと思っております。まあ、あるに越したことはないかと思っております。

それともう1つ、これを防ぐについてマスク着用などのことも言われておりますけれども。このPM2.5自体
が非常に超微粒子であるためですね、マスクもですね完全にできないと効果も少ないことですね、仮に、ま
あ例えば黒潮町がですね町民に対してマスクをするようにというようなことで仮にマスクをした場合、先ほど
言いました呼吸器疾患とか心疾患のある方については逆効果があるようでございますので、そこはやはり専門
性のある方の知見をもってですね、今後の対応策を策定してくるのがベストじゃないかなと思っております。

（明神議員から「はい。ゼロになっちゃおう」との発言あり）

議長（山本久夫君）

終わりました。

10 番（明神照男君）

まあ、ほんまにこれも難しい問題でね、あれですけど。

けど先にも聞いていただいたように、もう目の前の問題じゃと思うがです。ほんで、自分はまあ町でどう
いう取り組みをするかなというがで質問してもらいましたけど。これもなかなか答弁も難しいがでしたけ
んど。

課長、どうもありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

この際、3時50分まで休憩します。

休 憩 15時 34分

再 開 15時 50分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

8 番（山崎正男君）

大変お疲れの時間帯になりましたけれど、最後まで一度踏ん張ってご質問しますので、よろしくお願
い致します。5時ぐらいに終われば幸いですので、よろしくお願いいたします。

第1問目でございます。地域振興について。

黒潮町の入野駅前開発計画等の進捗状況をお聞きします。

1 番、駅前開発の目的等について、住民の説明は十分にできているのでしょうか。現状規模と関係者数と進
捗状況をお聞き致します。

まずはよろしくお願いいたします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは山崎議員の一般質問、地域の振興についてで、黒潮町入野駅前開発等の進ちょく状況を聞きますの
カッコ1で、通告書に基づきましてお答えを致します。

入野地区では、国道56号大方改良事業により役場庁舎や家屋および商店の移転、また交通流動が大きく変化
することで、地区の都市機能に大きな影響を及ぼすことが懸念されてございます。このため、入野駅前周辺を
町民や道路利用者および観光客の憩いの場として整備することにより、町の活性化の中心拠点として位置付け、
少子高齢化社会に対応した、にぎわいと交流をはぐくむまちづくりで地域経済の波及効果の期待のできる整備
計画を実施中でございます。

ご質問の、開発目的等について住民への説明は十分であるかについてでございますが、この事業の発端は、
平成14年度の大方町都市計画マスタープランで端を発しまして、そこで入野地区のまちづくりの基本方針であ
る、にぎわいと交流をはぐくむまちづくりが決められ、合併後の平成20年、作成された第1次黒潮町総合振興
計画の中でも同様の方向性が示されてございます。翌21年度から、中心市街地商業等活性化支援業務の中で入
野地区まちづくり検討委員会によって、ワークショップや意見交換会を開催するなど現在に至ってございま
す。そこでも、やはり駅前にみんなが集える広場を造るというまとめからしますと、にぎわいと交流のまちづ
くりは駅前広場整備の一環したコンセプトになっていると思います。

今議会で冒頭、町長の施政方針にもございましたように、入野地区まちづくり事業については平成25年度に
は用地協議を始め、56号大方改良事業と併せて商業地の集積や入野駅前周辺の整備を進めていくと申し上げた
ところでございまして、一定、開発の目的の説明は十分であろうと考えているところでございます。

しかしながら、言語だけではなかなか具体的な将来展望を描き切れませんので、今後はむしろ、いかに考え
方を絵にして、分かりやすく理解していただくことが肝要かと思えます。現在実施中の実施計画の中で分かり
やすい図面等を作成し、あらためて説明の場を設けたい、そのように考えているところでございます。

次に、現状規模と関係者数と進ちょく状況についてでございます。

現状規模と関係者数については、平成24年度の当初予算の概要でもご説明したとおり、整備面積が約1ヘク
ター、関係者数が20名で変更はございません。

また、進ちょく状況についてですけれども、平成24年度に商工会の代表や砂浜美術館の代表を含めた、黒潮
町市街地まちづくり検討委員会を組織しまして、年間を通じて市街地まちづくり事業の基本計画を作成致しま
した。しかしこの間に、ご存じのように南海トラフを震源とする津波新想定や津波浸水域および浸水深などが
発表され、防災上の課題も出てまいりまして、そのための新たな調査や基本方針の一部変更による法手続き等
が必要になりました。このため、実施設計書の作成は24年度事業を繰り越して、その進ちょくを図ろうとして
いるところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

この駅前の開発は将来像がまだ見えないような感じで、これから絵を描いて説明していくということのよう
でございますが。

私は大体、駅前の開発の自分なりの考えは、あの鉄道がありますので、都会の方では鉄道の中に施設を造っ
て、にぎわいのある交流のお店がかなり入っております。田舎では、なかなかそういう複合施設みたいなもの

を設けるのは難しいかも分かりませんが、あの駅前が開発になるということは、くろしお鉄道もにぎやかになる、人口交流も増える、鉄道の切符もよく売れるというようなことになっていくだろうと思って、私は開発には大きな希望を持っております。

ただ、今回のこのまちづくりと申しますか、駅前の開発についてはよく説明しておかないと、まずこの関係の20名の方なんかはですね、どれぐらいの期間、この開発によって心配が生じるか。このことが一番懸念されております。

まあ、次の質問に移りますけれど。

事業で移転を迫られる関係者の心配は把握しているのか。補償や移転計画の今後の予定はいつになるのか。こういうことですが。

まあ、お聞きしますと、まだどうも町がその各関係者の中に入って、将来の予定、日程、こういうものを明快に出しにくい状況にあるのか、出してないのか分かりませんが。現実が開発が入ったときに、町民は移転せないかんねと、町のために協力もせないかんねということになります。そうしたときに、じゃあいつごろ補償の話があるのか、いつごろ自分たちは移転するのか、移転するとなると移転先を構えないかん。それから、その移転のための準備。現在の場所で生活している者は、家財道具とかいろんなものを持ち出しもせないかん。その段取りもせないかん。それから、補償がどれぐらいの金額になるのか。移転先の、まあ住宅とか、購入とか、借り受けとか、そういうものとの兼ね合いが頭の中でものすごく圧迫されるような生活をしておられます。で、早め早めにですね、その予定を町民に知らず、関係者に知らずということをぜひお願いしたいと思うわけです。

まあ、この関係者はですね、生きていっております、生活しておりますので、例えば半年後とか1年先とかに移転を迫られるというような状況になるのか。まだ、3年先になるか分らないと。そこらのあたりをですね、早く住民に知らせてあげないと。住民は移転となると、先手先手で自分の居住場所を決めないけません。それから営業の方法も、今の営業のまんま、そのまんま横滑りするのか。それとも、新しいエリアで、新しい大きさをで店を開くのか。そこらがなかなか難しいと思いますので。

こういう心配ごとを町が、ぜひですね早め早めに手を打って、なきようにひとつお願いしたいと思いますが、この点についてはどうですか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは次のカッコ2の、事業で移転を迫られる関係者の心配は把握しているか。補償や移転計画の今後の予定はいつになるかについてでございますが。

いつの質問でもお答え致しましたように、駅前広場の整備計画が持ち上がって久しくなります。家屋の移転をご相談しなければならぬ方、とりわけ借家をされている方々については、いつまで借りていただけるのか、住んでいただけるのかといった不安も承知してございます。昨年、店舗等を借り受けされている方々からのご要望で開催致しました説明会の中でも、関係者の皆さんからそれらの事情を伺っているところでございます。

その会の中でもご説明をさせていただきましたけれども、駅前広場の完成予想図ができた段階で、あらためて説明会を開催するとお約束をしているところでございます。今のところ開催時期の予定を、係では平成25年7月ごろになるかと考えているところでございます。

ただ、先ほど申しました津波新想定、浸水域等の関係で、当初自分たちが考えていた、店舗を住家兼用の店舗で考えてございましたけれども、浸水域に新たに居住を設けるというのは制限したい。そのような方針に変

えさせていただきます。そのため、店舗等はテナント式を考えて、今います。そうしたこともございまして、コストのこともございます。また、その店舗を造るに当たっても、町内の業者でできるようなことが考えられないか。そういったことも考えながら、現在企画等を練っているところでございます。

また、地権者の方々でございますけれども。町長が冒頭、施政方針でも述べましたように、4月からは現地調査のための事業説明を行い、測量業務の進ちょくを図りたいと考えているところでございます。

そして、補償や移転計画の今後の予定についてでございますが。これはカッコ3のご質問とも若干、答弁重複しますが、56号大方改良につきましては、補償と移転の協議は昨年10月ごろから開始されてございまして、一部は移転をされている所もございます。また駅前広場については、先にも申し上げましたとおり今年4月から現地調査を開始しますので、用地および家屋の補償の協議は早くとも26年、平成26年の1月ごろからなるうかと思えます。

駅前広場における商店等の移転先は、整備完了予定を現在のところ平成27年度末としてございますので、そうしたことからしますと、関係者の方々の移転時期は平成28年度なるうかと思えます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

だんだんとその計画年度が分かってきますが。

この開発の構想とか図面ができましたらですね、早くその関係者の方にですねお配りして、こういうような形で店ができますよ、こういうような通りになりますよ、こういうような付帯施設ができますよというようなところをですね、説明してあげてください。

それからですね、今言う住宅の心配。こういうものは個々の、それぞれの関係者がですね、自分で悩んで、業者を探して、不動産を捜すのか。町と一緒に協力を支援できるのか。こういうことの心配もあると思えます。なかなか開発が入りますと、関係者はそういうとこまで心配して毎日毎日を暮らしております。ぜひですね町も早め早めに手を打って、今のような計画が順調に進みますようお願いしたいと思います。

その不動産とか補償金との絡みもありますので、例えば1,000万の土地とか家がですね、明け渡しになるというようなときに、次に新しい居住地を求める場合に1,500万掛かるというようなときは、その500万の差はですね、町が補償するものか国が補償するものか分かりませんが、補償されるべきものなのか。そういう細かいとこまでですね、住民に個々の事例がそれぞれ違いますけれど、説明を早くしてあげてもらいたいと思えます。やはり経済的な金銭の悩み、それから日程的な。例えば、決定が下ってから3カ月以内に住居に移動せないかんとかいうような状況をですね、やっぱり関係者と一緒になって悩んであげることが大切かと思えますので。

その点は支援はできるがでしょうか。どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

現在のところ、そこまでまだ協議詰めてございませんので、明確なご答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

差し控えるじゃなしに、やはりその悩みごとがあるという町民が中におればですね、町民と一緒に協
議していくというようなことぐらいは考えてもらわんとですね。答えを差し控えるというのは、まああまりに
も無鉄砲なというか、そういう感じが致します。

ぜひ、この開発は町が主体となって行うものであればですね、町が中に入って行って町民の不安を取り除く。
そういう施策をしていくということで、ぜひお願いしたいのですが。

もう一度お願いします。

議長 (山本久夫君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (武政 登君)

こちらが進めることに対して、差し控えるというのは不適切だったかと思えます。

なるべくご理解が得られるような形で事業を進めてまいりたいと思えます。

以上です。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

今日は時間が割かしスムーズに流れておりますが。

それでは、よろしく申し上げます。ぜひ、関係者には心配をさせない。こういう考えで臨んでいただきたい
と思えます。

それからですね、3 番目に移ります。

現庁舎の取り壊し、庁舎の移転計画、バイパスの進ちょくとの兼ね合いで時期の設定がなかなか難しいと考
えるが、どのように進めるのか。それぞれの完成予定はいつかということをお聞きします。

ここの開発とですね、私を感じるに、この駅前開発と、それからこの庁舎、現庁舎ですね。庁舎の移転、そ
れから新しいバイパスとの工事の兼ね合い、それから新庁舎の移転時期。これらが絡んでくるのではないかと
思って心配しておりますので、こういう質問をしております。だから新庁舎が、例えば 28 年までに完成せな
いかなのであれば、それまでにこの道路を造る。それから、取り壊しはそれから後になるのか。それからまた、
開発はそれからまた先になるのか。こういう兼ね合いをお聞きしますが。

今の現状でどのようにお考えしていますか。

議長 (山本久夫君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (武政 登君)

それではカッコ 3 の、現庁舎の取り壊し、庁舎の移転計画、バイパスの進ちょくとの兼ね合いで時期の設定
がなかなか難しいと考えるがどのように進めるかと。各完成予定はいつかについてお答えをします。

議員にも大変ご心配されるとおり、この 3 つの事業はそれぞれ相互関係、関連性がございまして。まず、移
転先の整備を進めなければ取り壊しができないわけでございます。とすれば、まず庁舎の移転先の整備を先行
させて、庁舎移転が完了したら庁舎の取り壊しを行って、国道改良を進めていくと。そのようになろうかと思
います。

そして、駅前広場もしかりでございます。道路改良事業によって立ち退きをされる方々の店舗を、建つ場所
を整備しなければなりません。従いまして駅前広場につきましては、移転先となる、店舗の建つ所の整備を済

ませといて、そして大方改良工事が済んだときに、広場が道路の部分に接続していくというふうな、そういった順番になろうかと思えます。

そういったことからしますと、駅前広場の店舗が移設する所の整備は、先ほど来申し上げました予定からしますと平成27年度末ということになろうかと思えます。そして、同じように城山宅地造成も、国道56号改良によって移転される方々の造成をさせていただいて、それも同時に27年度末の予定でございます。

そして、庁舎移転でございますけれども、これも現在、法手続等いろんなことをやっております。予定では平成29年度末になるのではないだろうかと、自分のところでは考えてございます。従いまして、56号の大方改良工事はそれ以降ということになろうかと思えます。それ以降ですので、駅前広場のいわゆるグランドオープンも大方改良工事が終わった後、同時に終わればいいんですけども終わった後になろうかと、そのように考えているところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

この、何点かが一緒になって重なった開発になりますので、まるでジグソーパズルの突き出し鉄砲みたいな感じで考えていかないかん状況がございまして。どこかが詰まると、必ずどこかに負担が掛かってくるというようなことが心配されますので、よほどそれぞれの、国の事業もありますし、大きな事業もありますので、入念な計画を立てて。それから町民にも、長引くようであれば長引くなりの説明をしていただいて、これから1年は全然心配しなくていいです。まだ先送りになりますので、今悩むことはありませんというようなとこまでですね、お知らせをしてあげていただきたいと思えます。

この3点工法といいますか、庁舎移転、それから開発。これらは間違いなく進んで対応できますかね。もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

地権者の皆さま方のご協力を得ながら進めてまいりたいと思えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

よろしく申し上げます。

それでは、2番目の漁業の活性化についてお聞き致します。

新年度予算も組まれまして、新しい年、25年度が始まりますが、町は漁業者や漁協とどのように取り組み、どのように活性化を図るのか、お伺いします。新年度の新しい事業も入れて、この町の漁業関係者にどういう事業が当たりますということをお聞き致します。

その1番目ですけど、漁業者の日常の生活の心配や悩みごとをどのように集約し、どう取り組むのかと。これは今の言葉とはちょっと違いますけれど、通常、役場が行政として、この海岸縁の漁業者のですね、日常生活の心配事や悩み事、どのようにとらえられているのでしょうか。

そしてそれらを、このハード事業だけでなくでですね、どのように漁民のための生活の応援。そういう事業、

ソフト的な面も含めてですね、どう取り組んでいこうとしているのかをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは山崎議員の、漁業者との取り組みについてお答え致します。

これについては23年の6月議会にも回答しておりますが、現状を把握するため、漁協と定期的な協議の場を設けております。その中には、高知県土佐清水漁業指導所の方も同席しております。その他、幡多土木、それから漁協との漁港整備計画の協議会、それから、県漁協であります佐賀統括支所の地区別委員会、それから漁法別等では、小型底引き網、モジャコ、ハマグリ、大型カツオ船船頭会、19トンカツオ船の集まりであります、かもめ会、それから仲買人と漁協、漁業者による三者協議等に出席して、いろいろな意見を聞いて計画等に反映させてもらっております。

事業の要望に当たっては、有利な補助事業で漁協の負担が少ないことが大切と考えておりますので、漁協と関係者に十分調整していただき、優先順位を付けて町ともども事業導入を図っていく必要があると考えています。

以上です。

失礼しました。

ソフトの面ということですけど。ソフトの面については、うちの事業として考えて、後継者対策も含めて、漁業者への対する金融ですね、金融支援。利子補給とか漁獲共済とか経営資金。そういうところで支援、バックアップをしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、もろもろの各関係者、漁協の関係のチーム、そういう方との協議はされておるようでございますが、そういう団体とかチームとか、何とか委員会とかということのことは当然、行政がやるべきことでもあるし、そうであろうと思いますが、漁民の個々の悩み事、声が届いておるでしょうか。

そういう集約の仕方をしておるかどうかをお聞きします。もう一度。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

漁業者の代表が漁業組合でありますので、集まった団体が漁業組合でありますので、漁協へも再三足を運び、地区別委員会等の中でそういう漁協の要望、悩み等については吸収しているつもりです。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

いろいろとそういう集約はしてくれてると思いますけれど。漁民はですね、まあ、漁民というか町民はどこも一緒ですが、農業も漁業も一緒ですけど。個々の漁業者は、日々の悩み事をトータル的にですね、その漁

協とか地区委員とかはとらえておりますけれど、個々の悩み。ああ、こうあったらええね。漁協がこうあったらええね。役場にこうしてもらいたいねという声はですね、なかなか届きにくいじゃないかと思っております。

私なんかもですね、こうして代弁して町民の声を行政の方にいかに届けるかが大変難しく、特に私みたいな小心の者ですね、それから口下手の者は、どのように行政に分かっていただけるろうかと思いつつ、ここに立っておりますけれど。

やはり、この漁業者はですね、まあ漁業の体系もその各集落がありまして、鈴から田野浦まで、それぞれの漁港があります。それから、それぞれ設備も整えております。ただ、ハード事業だけでいくと、県の補助事業、国の補助事業で見合ったものしか設備が整っておりません。で、そこの、それから補助事業の中にですね、例えば乗らないような小さな事業とか、希望されるようなものがあつたときに、町がそういうことであれば町単でもやりましようというような考えがあるがじゃろうかと思っておりますが。

例えばですね、まあこれは次の質問にもかかわってきますので、ちょっと次のときにしますけれど。一番その漁民が悩んでおるのはですね、私を感じるには、毎年、台風や自然災害の不安。それから、漁協のその組織での意見の統一性の中に入らんようなケースですね。そういう毎年繰り返される漁民の悩み。健康不安、それから波が高い、それから、毎回台風時期に綱を取る。こういうような状況の中で高齢化になっていくときにですね、町になかなか伝えにくい。それから、集約された意見となつて、漁協とかそういう委員会で集約されて出てくる意見は、まあ町も取り上げやすい。けど、個々の意見はなかなか取り上げられないので、その個々の意見を吸い上げる方策をですね、行政の側で何とか考えていけないものかというふうに思いますが。

行政は今のとこ、個々の意見については耳を貸さんということでしょうか。お願いします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

個々の意見に耳を貸さんということは、そういうことはありません。

実際、その少額な事業についても、例えば船台の枕木ですかね。そういう小さな、枕木を替えるとか、木を替えるいうか、そういう事業も今年も行っておりますし。そういう小さな事業に対しても、要望があれば町単で実施はしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

それから私が考えるに、漁民は1年間通して海へ出て漁をするわけですけど、その就業日数がですね、どうしても少なくなるわけですね。天気によって左右されますので。で、ましてやその漁価の低迷じゃ、魚がいなくなったじゃというような問題がかなり出てきております。で、こういうことが精神的不安にかなりなつてきますので、行政の方もですね、やはりそこで生活する漁民をこれからどうしたら安定的に生活できるようにできるだろうか。で、打つ手打つ手をですねやっぱり漁民の目の方に向けてですね、施策を考えていただきたいと思えます。

今、今年もいろんな予算をつけて大きな事業をやられております。ただ、住民の中には常に悩んでおり、明日の漁をどうしようか、今日は出漁できん、今日は油代が上がつた。こういうような観点で常に心配しておりますので。できたらですね、役場の方へいつでも漁民の方、町民の方は相談に来てくださいますと。いつでも対応

しますと。それから、それらの意見を集約した上でまた新しい手を打ちますというような、この窓口をですね簡潔に、声なき声も聞きますというような状況に構えていただきたいと思いますが。

そういうような方策はないですかね。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

要望はいつでも、役場の方、海洋森林課の方へ行ったら、そういう要望等についてはいつでも聞きますので、よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ちょっとしわいですけど、その、分かりました。聞くということですけど。

じゃあどういうふうに、漁民にそれを知らすかということです。漁民にですね、常に、ああ、役場がバックアップにおるということを知らせしてあげて安心感を持たすことが一番大事だと思いますので、方法論があれば教えてください。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

地区別委員会については、各、その漁法別の代表が出てますので、小型とか大型とか19トン、それから鈴、横浜とか、そういう方が地区別でいろいろ出てますので。そういう人に、地区別委員会の中に行って集約の方法等を説明することはできるとしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

例えば広報とかですね、心配ごと、悩みごとを、漁民のですよ。取り上げるとか、年に1回は出して、いつでもおいでくださいと。ほんで、また地区別委員会にはこういうことをお願いしてますので、地区別委員会からもお聞きくださいとか、そういうルートですね。ルートを明快にしてあげたらどうかと思うがですけど。

その点はどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それにつきましては、漁協と一緒にその周知の仕方、意見の集約の仕方ですね、そういうのを再度協議したいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

それでは2番目の、各漁港の環境をどのように整備していくのかという質問でございます。

これは先ほどちょっと言い始めたがですけれど。まあ、わが町には鈴から田野浦までですね、各1種、2種、3種というような分け方で漁港があります。その中で、それぞれ漁港の大きさによって整備されているものもあります。それから、整備されていないものもあると思います。

この漁港とか漁民の方はですね、まあ、要望は皆さんの知恵を出して町や県に挙げていくわけですが、どういう事業があってどういう利用ができる。今年はこの事業が新たに加わって、今悩んでおることの一つをこれへ挙げていきたいというようなことがですね、個々の漁民にはあまり届いてないのではないかなと思っております。それが届けばですね、漁協の内部で話し合いするにしても、ああ、こんな事業があるじゃないかと。これでやってもらおうよというようなこともまた、新たな進展ができるかと思っております。

できるだけその漁協、漁業にかんする補助事業をですね、町民に例年知らしていくということに努めていただきたいと。これが希望でございます。

その中でですね、私、常々考えておるのが、その漁民の方はですね、まあ雨の中で風の中で漁をして、帰ってきて疲れて、道具を降ろしたり運んだり、大変な労働があるわけですが。特に私が感じるには、屋根付きの雨天をしのげる、どう言いますか作業場、倉庫。こういうものをですね、漁港の周りへできないかということ。特に、あの鈴の大敷とか、それから佐賀のエビ漁とか、そういうような方たちはですね、自前で作業をするための小さな小屋を港の縁に造ったりしておりますが。こういうものはですね、各漁港それぞれすべてに、やっぱり雨天用の作業小屋、倉庫、誰でもが使えるような形のもの。これを設置すべきじゃないかと、私は常々思っております。やっぱり毎日狭い、この漁民の関係の地域はですね、土地が狭くて場所がなかなか見つからないけれど、漁港の周りの背後地とかそういうとこ、それから空いてる場所にですねそういうものを設けて、それこそ安心して漁業の準備ができる。そういうものがあればありがたいと、私は考えております。

こういうものを調べておるうちにですね、県の補助事業調べておるうちに、なかなかないがですよ。これらの格好のものが、補助事業の採択になるような書き方してないですね。何か、大きな倉庫とか、漁協が保管するような倉庫とかいうようなことしかありませんけれど。

個々の漁師が使えるようなものはできないでしょうか。そういう補助事業はないでしょうか。

お聞きします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

山崎さん、これ答弁書に従ってやるんですか。2番目。

（山崎議員から「かまんですよ。それも踏まえて」との発言あり）

それでは、山崎委員の2番目の質問についてお答えします。

各漁港の環境をどのように整備していくのか。今後の計画はどうかということ。です。

漁港の整備とか水産施設の整備につきましては、漁協と協議しながら進めていくようにしております。

県管理の佐賀漁協につきましては、水産流通基板整備事業、漁港施設機能強化事業によりまして、25年から28年にかけて事業費5億6,500万円で整備をしていく予定です。中身については、蓄養水面。これは、活餌の蓄養水面のしゅんせつ、臨港道路、耐震岸壁です。延長100メートル、それから防波堤の改良が20メートル、護岸の改良が180メートルとなっております。

また、水産物供給基盤機能保全事業で、平成24年から28年にかけて事業費2億9,000万円でこの事業を行うようにしております。これは港内の機能保全工事全般となっております。

それから田野浦漁港では、同じ事業を利用して、25年から29年にかけて事業費8,000万円でこの機能

保全工事を行うこととしております。

伊田漁港につきましては、平成 25 年度中に同事業を導入するか検討することとなっております。

それから町管理の漁港につきましては、入野漁協につきましては本年、この同じ事業ですが、この保全事業により実施計画を策定し、計画に基づいて次年度以降 29 年までに保全工事全般を施行する予定をしております。

それから鈴、灘についても、平成 29 年度を目標に同事業を実施するか検討中でございます。

それから水産施設につきましては、27 年度より佐賀漁港荷さばき所について、衛生管理型市場の導入による拡張工事を 1 億円で計画をしております。

それから、さらに 28 年度より 31 年度にかけて、佐賀、入野、伊田、上川口、田野浦ですか、給油タンクの耐震化を計画しております。

以上の事業につきましては受益者負担が必要となるため、漁協の経営等によって増減や計画の期間の延長等が考えられます。

その他、佐賀地区では、漁業集落環境整備事業により平成 26 年度を目標として避難道を 4 カ所、避難広場を 4 カ所、集落道を 2 路線、延長 65 メーター。それから、避難誘導灯を 10 基整備することを計画しております。

それから、漁具保管施設ができないかということですが。これについては、そういう小さいのじゃなしに、今、この間 1 月末日に仲買人との、漁業者との三者協議がありましたですけど、その中で出てきた話ですが。仲買人の方も、こういう漁場、スチロールの保管庫とか、そういうもろもろのものを保管したい所をお願いしたいという要望が挙がってきておりますので、ばらばらじゃなくて、そういうのをまとめて建設できるような方向で考えていったらどうかと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ということはあれですか、その雨天用の作業小屋、小屋という言葉は悪いかも分かりませんが。作業場なんかですね、今言う仲買の大きな倉庫が要ると併せて、港のその船の停泊しよう所へですね、近くへ設けるというような案もですね、一緒に併せて出すことは可能ということですか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

そういう地区別委員会の中でそういう意見を出してですね、十分その関係でもんでいったら、導入可能かと考えております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

それから、漁港の各設備ですけど、かなり老朽化もしているものがあるかと思いますが。

各漁港の、例えば、今から 10 年たったらこの施設は替えかいけないかん、20 年たったら替えかいけないかんというような点検は毎年されてますか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

その点検、老朽化につきましては、先ほど言いましたように機能保全事業いうのを導入してまして、県管理漁港、町管理漁港についても年度を決めて、先ほど説明しましたですけど、やっていくような予定をしております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

それからですね、県管理漁港と、それから町の管理漁港がありますよね。その、例えば上川口なんかやったら、あれは県の漁港になります、特殊漁港になるわけですかね。港湾かね。

要するに、町の管理と県の管理の違いで、例えば今、佐賀の港佐賀橋の下を改修いたしますかね、してますよね堤防を。そういう関係とか。それから、上川口の津波対策の大きな堤防のやり直しをしてるといようなことですが。

町の場合やったら、今言う漁港の意見を聞いていろいろと話はしやすいかと思えますけれど、県管理の場合も同じような、漁民とですね協議がされて、ああ、じゃあそういう線でいこうねと。これが一番安心、安全対策の、津波対策にも安心できるというような。それから、日常生活にも安心できるような構造になったということを考えて対応してくれちやうがじゃおか。県の場合はどうながでしょうか。町は文句言えるか言えないか。

そこらをお願いします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

これについては一番最初に言いましたように、幡多土木との協議が年の初めに、こういう事業をやりますという説明会がありますので、地区別委員会の中でそれをやりますので、漁民の方にはそれは周知していています。

それから総会等についても、そういう事業については負担金が要りますので、説明はしているようです。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

それから、その県工事でやった場所で、後でその地域の方が見てですね、例えば手すり。手すりなんかで、その枠が大きくて子どもが危ないと。子どもが出入りして、こけらあせんろうかという意見も聞きますが。

そういうような場合に、県へ意見具申をしていただいて、後で修正が可能とか、追加工事が可能とか、そういうことはできるがですかね。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

そういう工事の要望については、うちも漁協と一緒に幡多土木の方に要望はしていけます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

それから、私はその漁港の船を心配するわけですけど、まあ、これから津波対策もありますけれど。これから、今言う予想される大きな津波が来るような状況のときに、今考えるべきことじゃないかも分かりませんが、船が、まあ想定的に流されるというような状況を、今、黙って見ておいていいのかなという気が致します。

この船の問題も、今東北の方ではかなりごみになってですね、その処理に大変な手続きをされておる。大変な費用を使っておるという状況が見られます。

で、船舶の津波対策の予防。こういうようなものも将来的には、まあ近いうちにですけど、考えていく必要があるのじゃないか。国の支援も要るかも分かりませんが、大きな考えの中で船舶を守っていかうということも一番大事なことじゃないかなと感じておりますが。

これからの津波対策の中に、船舶のことも考えていただけるろうか。

このことについてお聞きします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

船舶の予防についてはちょっと今、知識等は持っておりませんが。

もし災害に遭えば、そういう保険等については各漁業者が掛けておりますので、そういう中では対応はできるかと思いますが、予防についてはちょっと勉強させてください。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

3 番目に移ります。

漁業の継続と活性化をどのように進めていくか。高齢化と後継者、漁獲量と資源、漁価や燃料問題等を含めて、行政として、これらの継続なり活性化をどのように考えておられるかお聞きします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、山崎議員の3番目の質問についてお答えします。

漁業の継続、活性化、その他盛りだくさんですが、諸問題についてどのように考えているかについてお答えします。

漁業の継続、これについては資源管理が大切と考えております。

カツオ資源にかんしましては、矢野議員に先日お答えしましたように、熱帯水域での漁獲増により日本近海への来遊が少なくなっている現状がありますので、持続的利用、安定経営ができるように、関係機関とともに国に対して要望活動を実施していきたいと考えております。

また、沿岸域においては、計画的にヒラメやオアライカ、ヨコワ、カサゴ等の有望種苗の放流や産卵礁、漬木の設置を行い、資源の管理、増殖、定着化に努めていきたいと考えております。

また、もう一方の柱であります投石、沈設魚礁につきましても、現在佐賀支所で効果調査を行っておりますので、早期に整備に向けて実施できますよう県の方に要望を行ってまいります。

また、活性化策として、佐賀漁港で21年度より実施していますカツオ活餌供給や水場げの1%助成によるカ

ツオの水揚げ促進事業により町内外船の水揚げの増加と誘致を図り、カツオの拠点港としての機能強化を図っています。

鮮度保持につきましても、タンク取りにより鮮度保持とともに、単価アップのための荷さばき時間の短縮を図っています。

平成24年ですが、これは1月から12月、カツオの水揚げについて四国一の水揚げを誇る愛媛県の深浦と比較してみますと、水揚げ量で深浦1,391トン、金額にして6億5,000万円に対して、佐賀漁港ですが773トン、金額にして4億9,000万円となっております。量的には半分ですが、単価については451円に対して577円と、110円も高くなっております。この傾向については数年来の傾向ですので、喜ばしい実態やと考えております。

それから、漁協の職員も水揚げ10億を目指すと言っておりますので、町としても四国一を目指して共に頑張っていこうと考えております。

それから、高規格道路の延伸が佐賀までとなっておりますので、そこら効果も延伸効果を利用して、産地間競争に負けないような取り組みも考えていこうと思っております。

一方、消費拡大や流通促進では、県漁協、県内産地とともに、エコラベルの取得によるPRや東京、大阪市場、飲食店や百貨店、県外イベントで外商、販促活動を実施しております。産地ならではの鮮やかなカツオの色や香ばしさ、おいしさで喜ばれております。

それから燃料問題については、安倍政権の金融緩和に伴う円安などで価格の上昇が起こっております。政府はこれらの価格上昇を受け、経営が圧迫されている中小企業や農林漁業従事者を対象にして、実態の把握と支援策を検討することに入ったと新聞で報道されています。

現在、A重油の価格は、漁協の単価で平成25年3月1日現在、リッター当たり90.3円となっております。平成20年、燃油緊急対策で対応したとき、リーマン・ショック等の影響でピークの8月が一番高かったわけですが、リッター134円という価格でありました。漁業者からは、油のために働いているというような声も聞きますし、厳しい状況であることは認識しております。ただ、その当時の事業が町単独事業となっておりましたから、財政的なこともありますので、もう少し動向を注意しながら、庁内、漁協ともに対応を協議したいと考えています。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、いろいろと心配をさせていただいておるといってございしますが。

その燃料がですね、今まあ円安で、だんだんだんだん逆に高くなっておるといってございします。例えば、今さっきリーマン・ショックのときには130円やったと。今は90円だということですが、今後これらについては今のところ燃料高に対する対応とかいうことは考えてないですかね。

それからですね、今、漁協もですね、なかなか厳しい状況がありまして、マンパワーもちょっと不足してる状況にもあります。これらのマンパワーについてもですね、行政も何らかの支援が要るのではないらうかと感じる時があります。

それはですね、盛漁期のときにですね、まあ今、漁協も臨時を雇っているようございしますが。例えば、まあ臨時さんというのは難しいもので、その日に盛漁であるかどうか、忙しくなるのかどうかちょっと分かりにくくてですね、準備をさせていただくのが大変、人材を、人を準備するのが難しいという状況もございします。

これらが例えば、盛漁期ひと月ならひと月、ふた月ならふた月で、本来の漁協の力よりはだいぶ人材が要っ

たというようなときに、後で協力、支援をするとかいうようなことはないでしょうか。

それから、もう1点。私はですね、漁協の漁業がですね、今、小さい船から大きい船までいろいろございますが、例えば、今1隻で皆さん、1隻で自分の仕事をまっとうしようわけですけど、だんだん高齢化になってですね、なかなか労働が厳しい。漁業に携わる労働が厳しくなっております。

そういう場合に、例えば3人が一組になって水揚げを揚げていこうとかいう、このソフト対策に支援できるようなところがあればですね、まあ県とか国とかとも相談して、もうグループ化せなあ生きていけれんがじゃないろうかというような状況があるがではないかと感じるときがあります。そういうところも今後の考えの中に入れてですね、行政はどう対応していくろうかという気持ちでございます。

質問致しますが、どうでしょうか3点。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

燃油高につきましては、先ほど申しましたように、もう少し動向を注視したいと考えております。

それからマンパワーについても、これも去年から、それ以前にも協議はずっとしてきているところですが、盛漁期については、当然、人が足りないということは去年も起こっております。去年も一日50トンですかね、カツオが揚がったときは、夜中の2時まで漁協職員が水揚げ等にいそしんでおりまして、非常に厳しい状態であったということはいろいろな会の中でも知っております。

そこらへんですので、なかなかその地域でそういうアルバイトの職員がすぐに見つかるような状態ではないのが現状で、漁協としてもアルバイトの職員を探しておるところですが、なかなかかなうような人がいないというのが現状やと思っております。

それから、このマンパワーについては、町の方では緊急雇用で今年も1名事業導入をしておりますし、県の方も、町のこの緊急雇用とは別途に1名を漁協の方に張り付けてやるような予定をしております。

それからグループ化につきましては、3人1組でやったらどうかということですが、これについてはもう既に、補助事業どうこうではなくて、3人で1つの船に乗って、カツオの盛漁期には漁に行ってる。そのような方がもう先導的にいます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

行政が支援することによって、漁協も水揚げが安心してできる。それからそれによって、また漁師の活性化もできる。気持ちの上も活力ができるというふうに、ええ方向に回っていただくようにですね、ぜひ今後ともですね漁協と十二分な協議をしながらですね、対応をしていただきたいと思います。

取りあえず、この質問はこれで終わります。

続きまして3番ですが、町民の対応についてということで。

町民の行政執行は住民に分かりやすいことが一番大事であると考えてるが、町の取り組みを聞きます。

こういうことで第1点目ですが。

先般出した標高マップについて、区長に回された地図はですね適切であるのか。今後、これらをどのように活用するのかということでお聞き致します。

これはですね私はね、区長さんのとこへ届いたあの地図を見た限りはですね、これは見えんと。こんな見え

んもんを配ってどうするやというような気持ちになりました。

何か私が考えていたところではですね、あの写真の上に小さな文字、赤いとか茶色とかという文字じゃなくて、地図ですね。あの標高の付いた、等高線のある地図の上に分かりやすく出るとかかなと思っていました。余計に思いました。これらをですね、それから大きさもですね、A4 じゃなくて何かもうちょっと、A3 ですかあれは。A1 ですか、分かりません。大きくて、ファイルも大きなもので、区長さんもそれをどこへ保管しておくのか。どういう利用をしたらいいのかということで戸惑っておるところもございます。

こういう、我々が、その予算を執行部が出してきて、議会が認めて、今度執行されたときですね、こんな状況じゃあいかがじゃないかということで、私はこれを質問に出しております。

よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の3番目、町民への対応についてのカッコ1でございますけれど、標高マップについてのご質問についてお答えしたいと思います。

今回作成しました標高マップは、自分の家の標高が幾らか知りたいというふうな住民からの得た要望に応えるために、非常に細かいデータとなってしまいました。今回はこの標高マップの航空写真データを役場のコピー機で大変な労力を使って印刷して、区長さんをはじめ関係機関にお配りしたのですが、町役場の印刷機の性能にも限界があり、数字が大変見えにくくなりました。この紙ベースでの資料の質を上げるためには新たな経費が発生致しますので、まあその分は今後の検討とさせていただきたいと思っております。

なお、町のホームページからデータで確認していただきますと、はっきりと数値も確認できます。また、インターネットを見ることができない場合は、役場情報防災課の方へ確認したい場所をお示しの上お問い合わせをいただければ、ご回答申し上げます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

このマップをどのように活用するかというのが答えがございませんでしたけれど。何もその課長の口からですね、これは見えんとか、申し訳ないというような感じの答えがございませんでしたけれど。

これを配って区長さんにどうお願いしようとしたら、そこらあたりももう1回言うてください。

議長（山本久夫君）

本日の会議は延長します。

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

山崎議員の再質問にお答えします。

全く見えないとは思ってなくて、見えにくいのは事実でございます。

それでペーパーでお配りしてですね、できるだけご自宅の情報が得れるようなペーパー資料を提供したつもりでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

どのように使うかということに全然返答がないがですけど。

これをどのように活用されるために配ったがですか。どういう目的ですか。そこら妙に、返事が最初からないがですけど。

お願いします。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

これは前段に申しましたように、自分の家等の、まあいわゆる自分の近くの標高を知りたい住民の要望に応えたものでございますので、その標高データをお示しするための資料でございます。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

1 部、1 つのファイルで区長さんのところへ配って、あと、住民にそれをどう知らせるか。区長さんの責任で回覧するのか。個々の必要などだけコピーして回すのか。もうちょっと優しい施策が要るがじゃないろうかと思えますけれど。

それからですね、あれでまあ何とか見えるろうという感じですけど、高齢の方が多いこの住民の中でですね、あれ、私なんかはもう特に見えません、あれなかなか。

それから、今インターネットでは拡大して見えるということでございます。確かに拡大したら見えます。見えやすくなります。でも、そのインターネット持ちよう方は持ちよう方ではしか見れないわけで。

住民にどう幅広く伝えていくかということを考えてらですね、区長さんから例えば申し出があれば、もうちょっと拡大したもので各班に回せるように、役場でコピーして整えますというようなところの返事がほしかったわけですけど、ただ予算があって、配って、見ると。行政側の一方的なそういう感覚じゃあ困ると思いますが。

いかがでしょうか。

議長 (山本久夫君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

区長さんに配った資料を見られておるので、これぐらい、すごい厚い資料でございましたよね。あれを、資料を、一番いいのはもっと見やすい資料で、すべての住民の方にお配りして見てもらうのが一番いいとは思っておりますけれど。当初のこの予算を組んだときの計画として、そこまでの予算計上をしておりませんでした。それで区長さん、それから関係の、まあ文教施設をはじめですね、そういう所に、町のコピー機を使ってですねカラーコピーでお配りさしていただきました。確かにそれは不十分と言われれば不十分かもしれませんけれど、それをカバーするにはそれなりの予算を組まなければ不可能でございます。

今のところ町の方はですね、当初住民の方からさまざまな、自分の家の標高が情報は知りたいというふうな要望がございました。それに対して、住民の方が確認しようと思えばできる状況というのは、今できておると思います。それはインターネットを使ったりする方法になってしまうわけですけど。それは、もし持ってい

ない方の場合はですね、お手数ですけど、ここが知りたいというふうに役場の方にですね言うてもらえば、それは確認できる環境はできております。

すべてベスト、満点はいってないもちろん思ってますけれど、当初のですね、自分の家の標高が例えば知りたいときどうすればいいかというふうな対応の施策はですね、一応できてると思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ課長、すいませんけどね、やはり行政は自分の納得じゃなくてですね、町民の声に答えるべきことが大事じゃと思いますけれど。まあ、予算があつて、予算を執行して、ああ、虫眼鏡で見たら何とか見えるからオーケーじゃというような感覚ではなくてですね。私が指摘してるのは、やはりもっと分かりやすい資料にして、再度連絡が必要な方にはですね再度お知らせしますということを明快に、区長さんとも話してください。

そうせんとですね、区長さんにも悩んでいる人もおります。昨日聞かれた方は、あれはあれで、もうとにかく回したという方もございますが。やはり今、自分のとこの土地の高さがどれぐらいかを知りたいという意見があればですね、それに切実に答えると、適切に答えるという、そういう心根をぜひ持っていただきたいと思っております。

私は課長を責めてるわけではございませんけれど、やはり議会で決めた予算は100パーセント適切であるというふうな考え方を持ってますねやってもらわんと、配ったから終わりということでは駄目だと思いますので。

もう一度、お答えをお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、お答え致します。

先ほど繰り返すようになりますけれど、見やすい資料を、例えば全員の方に配るとなると、それだけの予算が必要です。今の、今度の整備した中ではですね、残念ながらすべての住民の方にすべての情報をお届けする印刷製本費というのは、製本する費用というのは含まれておりませんでした。従って、町のカラーコピーを使ってお配りした手法を取りました。これが、今のデータを基にしっかりした印刷機でコピーしたもの、しかもすべての家に配るといいうふうなことをしようと思えば、予算を計上して印刷製本のそれなりのプロにですね発注すれば可能だと思ってますけれど、今の議会の方で認められた予算の中にはですね、それは計上しておりませんでしたので、今回はですね私どもの力の中で精いっぱいできる労力は使いました。ただ、労力を使ったけれど、町の役場にある印刷機の性能上はですね、あれが精いっぱいだったと。

ただ、繰り返し申しますように、環境的にはまあ町の役場の方にですね、問い合わせをしていただいて、そのポイントを知りたいというふうにお示しただけければ、それはそれなりの対応はできます。ただ、繰り返します。全員の方に、全世帯に、分かりやすい資料提供にはなっていないということです。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私もしわいですけど、その、全員の方に配れとは誰も言ってません。必要な方には区長を通じて、また新しい資料、分かりやすい資料を回してくださいということを言っております。

副町長、今、この予算執行でですね、見えにくいのを一生懸命、あの課長は話してくれましたけれど、当然それは大変な労力使ってやってくれたと思いますが。やはり住民が見えにくいと言うたときに、まあそこあたりの、何いうんかね、気持ちの出し方が大事じゃないろうかと思いますが。予算があるとかないとかじゃなしに、今後気を付けていきますというようなことになぜならないのかなというのが不思議でございます。

副町長、どうでしょうかね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

お答えします。

担当もですね精いっぱい、今の予算の中でやっていただきました。

当然、この作った目的がですね、やはり住民の、自分の家の標高が見たいと、知りたいということでございましたので、今できる範囲で、まあそういう形で取らせていただきましたが。まあ、山崎議員が申しますようにですね、当然その住民の皆さんにですね、できるだけ分かっていただけの方策というのは当然取らないかんとしますので。

まあ、今後どういう形がですね一番ええのかどうかあたりをですね、また担当課の方とも協議をさせていただいてですね、できるだけまあ住民に優しいですね、政策を取っていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ私は、すべてにちゃんとしたもの配れとは言っておりませんので。まあ、区長さんから要望があったら、それぞれの地域で必要な方に配られるぐらいのことはやっていただきたいと思います。

次にまいります。何か、話がどこへいったか分かんようなりよった。

役場に担当職員配置表を各受付係に備えるべきではないかという発案でございます。

これはですね、私は住民の接遇、まあ例えば役場へ問い掛けに来たときに、名札を見ても、年がいくとなかなか名前を読めません。それから、声掛けするときに名前も知らなくては、声掛けがなかなかしにくい。これ、あの、と言うだけじゃあ職員の方には失礼になるという気持ちもございます。

できればですね、各カウンターのところへ、担当職員なり、それから机の配置上なり、そういうような目印というか記入されたものを構えることが必要であろうと思っておりますが。

これはできないでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、山崎議員の町民への対応についてのご質問のうち、職員配置表のご質問にお答えしたいというふうに思います。

住民の皆さまが来町されたとき、相手の職員がどこにいるか知りたいという思いはですね、自分たちが他の庁舎に行ったときと同じで、ほんとに事前に知りたいものです。

そこで町ではですね、各階の来町者の目の付きやすい所、場所にですね、職員の配置表を備えて、住民の皆さまに活用していただいております。併せて、各課、係の配置を、通路から見えやすい場所に表示してですね、対応をしております。

そこで、ご質問のところですけども。各受付係とありますけれども、町は少ない人数で対応しておりますので受付係としたものは配置できておりませんが、住民の皆さんが来町されたとき、最初に目に留まるであろう住民課の窓口係等ではですね、ご質問のような問い合わせがあると配置表を見せて、見せながらですね、説明をしてご案内をしておるという状況にあります。

ご質問の配置表の備えにつきましては、再度繰り返しになりますけれども、配置しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私が、気が付きませんでしたので失礼致しました。

それとですね、その配置表と併せてですね、あの三角の札ですかね、こういう三角の。それにこう、もっと分かりやすい大きな字で、あのカウンターの担当名ぐらいは出された方がええがじゃないろうかと思えますけれど。

配置表には氏名も載ってますね。

（議場から何事か発言あり）

分かりました。

それとですね、この役場へ相談に来られる方。この方なんかはそれぞれ、例えば、役場の業務についての相談、それから税についての相談、福祉についての相談、いろいろあると思いますが。

各担当者はその業務の日誌の中で、この来られた方の人数なんかは年間してまとめておられるでしょうか。

そこんところをお聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

現在の町の体制でですね、来庁者何名というところは記入ができておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私がなぜこれを聞いたかいうたら、例えば年間に 3,000 人なら 3,000 人、役場の方へ来るというようなこと、それから、どんな用件で来られたかという分析とか統計はですね、取っておいた方がええがじゃないろうかと思えますので質問致しました。

なぜかいうと、毎年毎年繰り返される心配とか相談がございます。だから、そのときの対応とか、どういう結果だったということのをですね統計的に残しておけば、毎年毎年人事異動で人が代わったときも、ああ、こういう問題があるんだなということのを勉強できてですね、対応もスムーズにいくがではないかというふうに考えますので、そういうデータは取っておくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ基本的にですね状況も変わってまいりますので、一概にこれというものはございませんけれども。まあ

来庁される多くの方、基本的にはですね、業者さんであったり、まあそういう営業の方も多数おまして、なかなか統計的な数値は把握できないというふうに思っております。また、町民の皆さんだけの部分といたしましても、なかなか区分ができるものではないです。

従いまして、基本的には、来庁者が何名でどういう仕事であったかということをお客さんのデータとしてまとめることは、まず不可能だろうというふうに思っています。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私はね、これは不可能とかいう話じゃないと思います。やはり毎日、担当者が業務しておりますので、ああ、今日は何人来られた、福祉へ何人来られた、税へ何人来られた。これは毎日毎日の積み重ねですので、ただトータルすれば結論は出るわけです。もうこれは心構えじゃと思います。担当に、何件お客さんが来たかは確認しちよけというふうに指導されたら、そういうことができると思います。不可能ではないはずですよ。

これはぜひ総務課長、引き継いで、そういうことも考えておけということをお伝えしていただきたいですが、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

件数だけでしたら、多分不可能ではないかもしれません。

が、その内容を逐次書いてですね、相手とのやりとりのがをすべて、まあ、すべてというのは大まかな話でも構いませんが、それを残していくことは、今の段階ではちょっと事務的に厳しいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

総務課長は大変心配というか、守る立場で言っておられると思いますが、私はそこまで詳しいことを残せとは言っておりませんので。

せめて件数ぐらいは、福祉で何件、税で何件、そういうような感じで残されたらどうでしょうか。

もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ、生意気なような答弁になりますけれども。

その件数を残して、次の段階に利用する目的。これを併せて考えますと、どうしてもその内容。大まかなことで結構ですけども、内容が必要になります。

従いまして、何件あった、引き継いだ。それではちょっと活用ができませんので。引き継ぐとなると、どうしても内容をどういう内容だったというくらいは残していかなければなりませんので、なかなか厳しいというふうに思います。

すいませんけど、そういうことでよろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ、これはあれですよ、やるかやらんかの問題です。

ほんで今、総務課長も分かっておるわけですし、内容までということですので。内容までせなあ後の利用ができんということであれば、後の利用も考えて、行政の方で考えることじゃろうと思います。必要性があるかないかは、もう行政で考えてもらわないかんわけですけど。

毎年繰り返されるようなことを、もう答えはおのずと出てくるような問題もありますし、ほんで、後輩のために利用できるような方向性を持ってやっていただけたらと思います。

はい、どうぞ。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、今ありましたが、毎年繰り返されること。それも多くの件数といいますと、それは個人の差は確かにあると思いますけれども、基本的ですね、その問題につきましては書類に残して引き継いでおります。特に住民対応で税とかの問題もありますので、そういうものはですねマニュアルといいますか、そういうものを残しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

そしたらまあ、次へ移ります。

住民の質問や意見、苦情には分かりやすい対応が必要だが、どのように対応しているかということでございます。

住民の皆さんは、意見で役場へ来られたり、それから苦情で来られたり、いろいろな内容はあると思いますが。役場の基本方針として、町民の方が見られたら、町民の方から意見をいただいたら、できることとできんことを明快にして、町民にちゃんと適切に説明して理解していただくというような、その基本方針のところをですね、役場はどのように考えているのか、どのような対応をしているのかをお聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは山崎議員の、住民の皆さんの質問や意見、苦情等の対応についてのご質問にお答えしたいと思います。

基本方針ということが出ましたけれども、基本的には、町民の皆さんからのこれらの要求につきましては、適正に説明をして対応するというふうに確信をしております。

まあ住民の皆さまからはですね、多くの意見や質問、苦情等が寄せられます。寄せられたご意見等はですね、その場で回答できるものにつきましてはその場で回答し、調査等必要で時間を頂きたいというものにつきましては、後刻回答をさせていただきますという確認を取ったことでですね調査、整理し、回答をしております。

このような対応を基本としておりますので、寄せられたご意見等にはですね分かりやすいように相手方に説

明し、納得をしていただいておりますというふうを考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ、総務課長は適切に対応しているということで、まあ一部分、安心は致しますけれど。

やはりこの、何言いかね、役場に来る住民の方は不安を抱えて来られる場合、それから悩んで来られる場合、経済的な問題で来られる場合、いろいろあると思いますが。その場合にですね、まあ理想としてはですね、役場へ行ってよかった、役場でちゃんと話が聞いて安心できたというような格好になれば一番いいわけですが、なかなかそうはいかないケースが時々あると思います。こういう場合にですね、個々の対応する職員がですね、悩んだり、苦勞したりしよう場合もあります。それから、管理職のどこまで行ったり、まだ上へ行ったりする場合もございますが。住民にはできるだけ、口頭で言っても分かりにくい場合が、言ったじゃ言わんじやというようなことが出てきますので。もう法に照らして役場がやるとすればですね、法に照らしてできることできんことをですね、文書で適切に答えてやる基本方針を作ったらいかがでしょうか。そのように感じるときがございます。

それからですね、その住民の、これが今日の一般質問の中にもありましたけれど、トラブルになるようなケースの場合がございますわね。このトラブルになったときにはですね、執行部のその管理職とか責任者の方と住民とのトラブルではなくて、やはり中にですね、その専門委員会か何か、諮問委員会か。そういうようなところを設立してですね、つくって、住民の第三者的な考え方で住民にも理解していただくというようなことも大切ではないかなと感じますが、そのような方向性は見いだせないでしょうかね。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

まあ基本的にですね、要望、意見、苦情等々ありまして、なかなかすべてが思うように解決できないというのは確かであります。

そこで1点目として、対応策を文書で残したらどうかということですが。役場の中の問題ですが。庁内としてはですね、基本的には相手と口頭で解決できるものには口頭で対応してます。それで、文書で、後日問題といえますか、確認を取っておきたいものはですね、文書で課長まで、あるいは町長、副町長まで確認をした上で回答するような体制も取ってます。

従いまして、まあ必要な部分につきましては適正に整理をして対応しておりますというふうに思っております。

それから、まあどうしても解決できない問題がまた出てまいります。これにつきましてはですね、相手が第三者のひぼう中傷とか、それから、まあ公平性に欠ける要求とかいうものにつきましてはもう町は一切対応できませんので、そのあたりの対応はしておりませんというのか、説明をしてですね、対応できませんということにしております。

また、職員も一生懸命事務はしておるわけですが、どうしてもミスもございます。そうした場合にはですね、書類を残して、しっかり相手に説明をして対応をしておるわけですが、まあ、その問題で悩まれるということも確かにあります。

ほんとにまれな事例ですけれども、今提案がありましたトラブルといいますかメンタルヘルスのなともです
すね、今後はまあ検討していかなくてはならないかなというふうには思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあできるだけですね、住民には安心していただくと。役場へとにかくおいでいただいたら、適切な対応
致しますと。それから、中にはトラブルになるケースもありますけれど、そういう場合もですね、行政は後ず
さりせずに中に入って、やっぱり仲裁を求めるといようなとこまでですね入り込んでいただきたいと思いま
す。

これはですね、行政はまあ法に照らして動いておりますので、法でできないというが大前提があると思
いますけれど、法でできなくてもソフトで、精神的に、優しく話せば分かるようなケースもございます。できる
だけですね住民の方の身になって温かく、舌かみよりましたけど。まあ、適切な対応をお願いしたいと思
います。

以上でもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17時 25分